

1 第165回国会概観

1 会期及び活動等の概要

（召集・会期）

第165回国会（臨時会）は、小泉内閣が退陣することを受けて、平成18年（2006年）9月26日に召集された（開会式は9月28日）。国会の会期は当初12月15日までの81日間と議決されたが、12月15日に同月19日まで4日間延長することが議決され、最終的な会期は計85日間となった。

（院の構成）

9月28日の本会議で、全常任委員長の選挙（議長指名）及び災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODAの5特別委員会の設置が行われた（委員長は同日の各委員会で選任）。

また、11月17日の本会議において、教育基本法案を審査するため、教育基本法に関する特別委員会が設置された（委員長は22日の委員会で選任）。

（内閣総理大臣の指名）

9月26日、小泉内閣の総辞職を受けて、両院の本会議で内閣総理大臣の指名が行われ、記名投票の結果、両院で投票の過半数を得た衆議院議員安倍晋三君（自由民主党）が第90代（歴代57人目）の内閣総理大臣に指名された。同日、新内閣の組閣が行われ、安倍内閣が発足した。

（所信表明演説等）

9月29日、両院の本会議で安倍内閣総理大臣が就任後初の所信表明演説を行った。安倍内閣総理大臣は、活力とチャンスと優しさに満ちあふれ、自律の精神を大事にする、世界に開かれた「美しい国、日本」を目指した国づくりを行うとし、そのための諸施策について基本的な方針を述べた。これに対する代表質問は、衆議院で10月2日及び3日、参議院で3日及び4日に行われた。

その後、衆参の予算委員会は、5日、6日、10日に衆議院、11日、12日、13日に参議院で、いずれも安倍内閣総理大臣が出席して開かれた。

（党首討論）

国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）が、10月18日、11月8日の2回開かれ、小沢民主党代表が安倍内閣総理大臣と討議を行った。

（議案審議の概況）

前国会に衆議院で継続審査となっていた内閣提出法律案のうち、教育基本法案（第164回国会閣法第89号）、防衛庁を省に移行させる防衛庁設置法等改正案（第164回国会閣法第91号）等が成立した。共謀罪新設等を定める犯罪国際化等対処のための刑法等改正案（第163回国会閣法第22号）及び少年法等改正案（第164回国会閣法第44号）

は、衆議院で再び継続審査となった。社会保険庁改革関連法案（第164回国会閣法第7号・第78号）は、審議未了、廃案となった。

今国会に内閣から提出されたテロ対策特別措置法改正案（閣法第1号）等の12の法律案は、すべてが成立した。

議員立法は、ドミニカ移住者特別一時金支給法案（参第1号）、入札談合等防止法改正案（第164回国会衆第7号）等が成立した。憲法改正手続等を整備する国民投票法案は、自民・公明案（第164回国会衆第30号）及び民主案（第164回国会衆第31号）の両案について、衆議院の憲法特別委員会で小委員会を設置し審査が続けられたが、同院で再び継続審査となった。

2 決算

11月21日、平成十七年度決算及び国有財産関係2件が国会に提出された。秋の臨時会における前年度決算の提出は、参議院が決算の早期審査のため内閣に要請した結果、平成16年11月に初めて実現したものだが、今回は2度目の早期提出となった（17年は同時期に国会が召集されていなかったため、平成十六年度決算は翌18年の常会に提出）。

11月24日、参議院本会議において、平成十七年度決算の概要について尾身財務大臣から報告があった後、安倍内閣総理大臣等に対し質疑を行った。同日、決算委員会において平成十七年度決算外2件の概要説明を聴取した。

12月4日、決算委員会に安倍内閣総理大臣以下全大臣が出席し、平成十七年度決算外2件について全般質疑を行った。

3 法律案等

（1）教育基本法案

前国会では、政府から現行の教育基本法を全部改正する「教育基本法案」（第164回国会閣法第89号、以下「政府案」）、民主から現行教育基本法を廃止し新法を制定する「日本国教育基本法案」（第164回国会衆第28号）がそれぞれ衆議院に提出され、両案について同院教育基本特別委員会で審査を行ったが、両案ともに同院で継続審査となっていた。

今国会に入り、衆議院では教育基本特別委員会において質疑を続けた後、11月15日に政府案を可決、翌16日の本会議で可決し、政府案は参議院に送付された。民主提案の日本国教育基本法案については、12月13日の特別委員会において、安倍内閣総理大臣が出席してタウンミーティング等についての集中審議を行った後、議決を要しないものと決定した。

参議院では、11月17日の本会議で政府案の趣旨説明及び質疑を行った。また、同日、民主から、衆議院で提出された同名の法律案と内容をほぼ同じくする「日本国教育基

本法案」(参第4号、以下「民主案」)及び同法案を具体化する関連法律案2案(参第5号、参第6号)が提出された。

政府案及び民主案3案は教育基本特別委員会に付託され、11月22日の委員会で4案の趣旨説明を聴取し、安倍内閣総理大臣が出席して質疑を行った。その後委員会では、政府及び発議者に対する質疑を11月24日、27日、28日、29日、30日、12月5日、7日、13日に行い、このうち11月30日に安倍内閣総理大臣が出席してタウンミーティング問題、いじめ問題、未履修問題及び教育委員会制度についての集中審議、12月7日午後にいじめ問題等についての集中審議を行った。この間、12月1日、7日、11日に参考人質疑、12日には公聴会を行った。また、12月4日に新潟市、長野市、神戸市及び徳島市、同月6日に甲府市及び静岡市の計6都市に委員を派遣して地方公聴会を行った。委員会では、12月14日午前、安倍内閣総理大臣が出席して質疑を行い、同日午後、質疑を行った後、政府案を可決した。

政府案が上程される参議院本会議は翌12月15日午前、開議予定であったが、同日午前、衆議院で、教育基本法案の衆参での審議等をめぐって民主、共産、社民、国民の共同提案で安倍内閣不信任決議案が提出された。午後、開かれた衆議院本会議では、国会の会期を12月19日まで4日間延長することを記名投票により可決した後、内閣不信任決議案を記名投票により否決した。

この後開会した参議院本会議で、まず、同日午後、民主、共産、社民、国民の共同提案で提出された文部科学大臣伊吹文明君問責決議案を記名投票により否決し、次いで委員会審査を終了した各議案の採決等を行った。教育基本法案(政府案)は、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成131(自民、公明)、反対99(民主、共産、社民、国民ほか)にて可決、成立した。

(2) テロ対策特別措置法改正案(法の1年延長)

テロ対策特別措置法は、平成13年9月11日に米国で発生したテロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努める諸外国の軍隊等の活動に対して自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動等の措置を定めたものである。これまで、同法に基づき、海上自衛隊の補給艦等がインド洋に派遣され、各国艦艇に対する給油支援等が行われてきた。同法は平成13年11月の施行後2年で効力を失う限時法であったが、2度の法改正によりその期限が平成18年11月1日までに延長されていた。

テロ対策特別措置法改正案(閣法第1号)は、アルカイダやその影響を受けた細胞等の関与が疑われるテロ事件が世界各地で発生している中で、我が国が引き続き国際的なテロの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため、法の期限を更に1年延長するというものである。改正案は10月6日に衆議院に提出され、13日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、19日のイラク支援特別委員会で可決した後、同日の本会議で可決、参議院に送付された。

参議院では、10月23日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った。外交防衛委員会では翌24日に趣旨説明を聴取し、26日に質疑を行った後可決した。翌27日の本会議で改正

案は可決、成立した。

（３）防衛庁設置法等改正案（防衛庁の省移行関連法案）

防衛庁設置法等改正案（第164回国会閣法第91号）は、「防衛庁」を「防衛省」とするため所要の規定を整備するとともに、周辺事態における後方地域支援、国際平和協力業務等を自衛隊の本来任務として位置付けるものである。改正案は前国会に衆議院に提出されたが、審議を行うことなく同院で継続審査となっていた。

今国会に入り、衆議院では、10月27日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、11月30日の安全保障委員会で可決した後、同日の本会議で可決、参議院に送付された。

参議院では、12月6日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った。外交防衛委員会では翌7日に趣旨説明の聴取及び質疑、12日午前に参加人質疑、同日午後、14日に質疑を行った後可決し、附帯決議を行った。翌15日の本会議で改正案は可決、成立した。

（４）道州制特区推進法案

道州制特区推進法案（第164回国会閣法第90号）は、将来の道州制導入の検討に資するため、道州制特別区域の設定、道州制特別区域基本方針の策定、道州制特別区域計画の作成及び道州制特別区域で適用される法令の特例措置等について定めるものである。法案は前国会に衆議院に提出されたが、同院内閣委員会で趣旨説明を聴取した後、同院で継続審査となっていた。

今国会に入り、衆議院では、11月22日の内閣委員会で可決した後、28日の本会議で可決、参議院に送付された。

参議院では、11月29日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った。内閣委員会では翌30日に趣旨説明を聴取し、同日と12月5日に質疑、7日に参加人質疑、12日に質疑を行った後可決した。翌13日の本会議で法案は可決、成立した。

（５）地方分権改革推進法案

平成7年制定の地方分権推進法に基づき設置された地方分権推進委員会は数次にわたる勧告を行い、これを受けて作成された地方分権推進計画を踏まえ、平成11年の地方分権一括法制定により機関委任事務制度の廃止等が実現したほか、13年6月の同委員会の最終報告で次の段階の改革の課題とされた地方税財源の充実確保に関連して「三位一体改革」が進められてきた。

地方分権改革推進法案（閣法第9号）は、三位一体改革後の新たな地方分権改革の動きの中で、7月7日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進める」ことが明記されたことを受け、法令見直しに向けた推進体制等を整備するために提出されたものであり、地方分権改革の推進に関する基本理念、基本方針、地方分権改革推進計画の作成、地方分権改革推進委員会の設置等について定めるものである。法案は10月27日に衆議院に提出され、11月2日の本会議で趣旨説

明及び質疑を行い、28日の総務委員会で修正議決した後、同日の本会議で委員長報告のとおり修正議決し、参議院に送付された。

参議院では、総務委員会で11月30日に趣旨説明を聴取し、12月5日に質疑、6日に参考人質疑を行い、7日に質疑を行った後可決し、附帯決議を行った。翌8日の本会議で法案は可決、成立した。

(6) 信託法案

信託法案(第164回国会閣法第83号)及び信託法整備法案(第164回国会閣法第84号)は、最近の社会経済の発展に的確に対応した信託法制を整備する観点から、受託者の義務、受益者の権利等に関する規定を整備するとともに、信託の類型の多様化を図ること等を内容とするものである。両案は前国会に衆議院に提出されたが、審議を行うことなく継続審査となっていた。

今国会に入り、衆議院では、11月14日の法務委員会で信託法案を修正議決、整備法案を可決した。16日の本会議で、委員長報告のとおり信託法案を修正議決、整備法案を可決し、両案は参議院に送付された。

参議院では、11月22日の本会議で信託法案の趣旨説明及び質疑を行った。法務委員会では28日に両案の趣旨説明を聴取し、30日に質疑、12月5日に参考人質疑、6日に財政金融委員会との連合審査会、7日に質疑を行った後可決し、両案について附帯決議を行った。翌8日の本会議で両案は可決、成立した。

(7) 貸金業規制法等改正案

貸金業規制法等改正案(閣法第10号)は、多重債務問題が大きな社会問題となっている状況を踏まえ、貸金業の適正化、過剰貸付けに係る規制及び出資法の上限金利の引下げ等の措置を講じようとするものである。改正案は10月31日に衆議院に提出され、11月7日の同院本会議で趣旨説明及び質疑を行い、29日の財政金融委員会で可決した後、翌30日の本会議で可決、参議院に送付された。

参議院では、12月1日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、財政金融委員会で趣旨説明を聴取した。委員会では5日、7日午前に質疑、同日午後に参考人質疑、8日にさいたま市に委員を派遣して地方公聴会、12日に質疑を行った後可決し、附帯決議を行った。翌13日の本会議で改正案は可決、成立した。

(8) ドミニカ移住者特別一時金支給法案

ドミニカ移住者特別一時金支給法案(参第1号)は、昭和31年から34年までの間に国が企画立案を行って実施されたドミニカ共和国への移住事業において移住者に多大な労苦をかけたことについて国として率直に反省し、また、移住者の努力に報い、かつ、移住者が我が国とドミニカ共和国との友好関係の発展に寄与してきたことに敬意を表するとともに引き続き両国の良好な関係の発展に資するよう、移住者に特別一時金を支給すること等を内容とするものである。

参議院外交防衛委員会では、11月7日、法律案の草案について提案者から説明を聴取し、国会法第57条の3の規定により麻生外務大臣から内閣の意見を聴取した後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。翌8日の本会議では、外交防衛委員長から法案の趣旨説明があった後可決、衆議院に送付された。

衆議院では、法案は11月10日の外務委員会で可決、14日の本会議で可決、成立した。

(9) 北朝鮮のミサイル発射及び核実験

(ミサイル発射への対応)

第164回国会閉会後、7月5日未明より北朝鮮からテポドン2号を含む弾道ミサイルが発射されたことを受け、同日午後急遽、外交防衛委員会理事会が開会され、麻生外務大臣及び額賀防衛庁長官から報告を聴取した後、質疑を行った。

(核実験に抗議する本会議決議)

10月9日に北朝鮮が核実験を実施した旨の発表を行ったことを受け、11日の参議院本会議で「北朝鮮の核実験に抗議し、すべての核兵器及び核計画の放棄を求める決議案」が全会一致をもって可決された。決議は、北朝鮮による核開発が「我が国を含む北東アジア地域全体の平和と安全に対する直接の脅威であると同時に、国際社会全体の平和と安全に対する重大な挑戦である」とし、唯一の被爆国として「北朝鮮の核実験に厳重に抗議し、断固として非難し、北朝鮮が直ちにすべての核兵器及び核計画を放棄することを強く求める」とした。衆議院本会議でもその前日の10日にほぼ同様の決議案が可決された。

(対北朝鮮措置に係る国会承認案件)

今国会では、北朝鮮のミサイル発射及び核実験に対して政府が採った措置についての承認案件も審議された。政府は、まずミサイル発射当日の7月5日、特定船舶入港禁止特別措置法に基づき、北朝鮮船籍の貨客船「万景峰92号」の6箇月間入港禁止を持ち回り閣議で決定した。同船の入港禁止の実施に関する承認案件（閣承認第1号）は、第165回国会召集後の10月13日に衆議院に提出され、19日に同院で承認し参議院に送付された。参議院では11月2日に国土交通委員会で質疑を行った後承認、8日の本会議で承認した。

また、10月9日の核実験声明に対して、政府は、13日の閣議で、日本独自の追加制裁として、入港禁止を北朝鮮船籍のすべての船舶に拡大するとともに、北朝鮮からのすべての貨物の輸入を禁止する「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」を決定した。これに伴い、27日、北朝鮮船籍のすべての船舶の入港禁止の実施に関する承認案件（閣承認第2号）及び北朝鮮からの輸入禁止措置に関連する承認案件（閣承認第3号）が衆議院に提出された。閣承認第2号は、12月8日に衆議院で承認し参議院に送付され、参議院では14日に国土交通委員会で質疑を行った後承認、15日の本会議で承認した。閣承認第3号は、12月5日に衆議院で承認し参議院に送付され、参議院では12日に経済産業委員会で質疑を行った後承認、13日の本会議で承認した。

4 参議院改革の動き等

（１）参議院改革協議会

10月26日、参議院改革協議会が開会され、参議院議員選挙の定数較差問題に関する同月4日の最高裁判所大法廷判決の概要について事務局から説明を聴取した後、参議院選挙制度の抜本的改革についての協議の進め方について意見交換を行った。

（２）平成18年度ODA調査派遣

平成18年度の参議院政府開発援助（ODA）調査派遣は、参議院改革の一環としてODA経費の効率的運用に資することを目的として、平成16、17年度に引き続き実施された。今年度は、7月から8月にかけて、北東アジア、東南アジア、中央アジア、アフリカの4地域に4班の議員団が派遣された。

10月23日、各派遣議員団から「第3回参議院政府開発援助（ODA）調査派遣報告書」が議院運営委員会に提出された。

なお、10月25日、ODA特別委員会で、参議院政府開発援助調査に関する件について、平成18年度参議院政府開発援助調査派遣団参加議員から意見を聴取した後、意見の交換を行った。

（３）中国全人代との定期交流メカニズム創設

扇参議院議長一行は、中華人民共和国全国人民代表大会（全人代）の呉邦国常務委員会委員長の招待により、10月15日から17日まで同国を公式訪問した。10月16日、扇議長と呉委員長は北京の人民大会堂で会談を行い、参議院と全人代との定期交流メカニズム創設に関する覚書に署名した。覚書では、双方が二国間関係、国際問題や地域問題、国際社会における両国の役割と協力等に関して意見交換を行う定期議員会議を実施し、1年に1回両国交互に会合を開催するものとした。

2 参議院役員等一覧

役員名		召集日(18. 9. 26)	会期中選任
議長		扇 千景 (無)	
副議長		角田 義一 (無)	
常任委員 長	内閣	工藤 堅太郎 (民主)	藤原 正司 (民主) 18. 9. 28
	総務	世耕 弘成 (自民)	山内 俊夫 (自民) 18. 9. 28
	法務	弘友 和夫 (公明)	山下 栄一 (公明) 18. 9. 28
	外交防衛	舩添 要一 (自民)	柏村 武昭 (自民) 18. 9. 28
	財政金融	池口 修次 (民主)	家西 悟 (民主) 18. 9. 28
	文教科学	中島 啓雄 (自民)	荒井 正吾 (自民) 18. 9. 28
	厚生労働	山下 英利 (自民)	鶴保 庸介 (自民) 18. 9. 28
	農林水産	岩城 光英 (自民)	加治屋 義人 (自民) 18. 9. 28
	経済産業	加納 時男 (自民)	伊達 忠一 (自民) 18. 9. 28
	国土交通	羽田 雄一郎 (民主)	大江 康弘 (民主) 18. 9. 28
	環境	福山 哲郎 (民主)	大石 正光 (民主) 18. 9. 28
	国家基本政策	今泉 昭 (民主)	前田 武志 (民主) 18. 9. 28
	予算	小野 清子 (自民)	尾辻 秀久 (自民) 18. 9. 28
	決算	中島 真人 (自民)	泉 信也 (自民) 18. 9. 28
	行政監視	荒木 清寛 (公明)	草川 昭三 (公明) 18. 9. 28
	議院運営	溝手 顕正 (自民)	市川 一朗 (自民) 18. 9. 28
	懲罰	朝日 俊弘 (民主)	江田 五月 (民主) 18. 9. 28
特別委員長	災害対策		福本 潤一 (公明) 18. 9. 28
	沖縄・北方		黒岩 宇洋 (民主) 18. 9. 28
	倫理選挙		谷川 秀善 (自民) 18. 9. 28
	拉致問題		森 ゆうこ (民主) 18. 9. 28
	ODA		山崎 正昭 (自民) 18. 9. 28
	教育基本		中曾根 弘文 (自民) 18. 11. 22
調査会長	国際問題	西田 吉宏 (自民)	田中 直紀 (自民) 18. 9. 28
	経済産業雇用	広中 和歌子 (民主)	
	少子高齢	清水 嘉与子 (自民)	
憲法調査会会長		関谷 勝嗣 (自民)	
政治倫理審査会会長		竹山 裕 (自民)	
事務総長		川村 良典	

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 19. 7. 28 任期満了			② 22. 7. 25 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自 由 民 主 党	111 (12)	20 (5)	45 (3)	65 (8)	13 (3)	33 (1)	46 (4)
民主党・新緑風会	82 (11)	11 (1)	20 (3)	31 (4)	19 (2)	32 (5)	51 (7)
公 明 党	24 (5)	8 (1)	5 (1)	13 (2)	8 (3)	3	11 (3)
日 本 共 産 党	9 (3)	4 (3)	1	5 (3)	4	0	4
社会民主党・護憲連合	6 (1)	3	0	3	2 (1)	1	3 (1)
国 民 新 党	4 (1)	1	1 (1)	2 (1)	1	1	2
各派に属しない議員	4 (1)	1 (1)	1	2 (1)	1	1	2
合 計	240 (34)	48 (11)	73 (8)	121 (19)	48 (9)	71 (6)	119 (15)
欠 員	2	0	0	0	0	2	2
定 数	242	48	73	121	48	73	121

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は平成19年7月28日任期満了、○印の議員は平成22年7月25日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党】

(111名)

阿部 正俊 (山 形)	愛知 治郎 (宮 城)	○青木 幹雄 (島 根)
○秋元 司 (比 例)	○浅野 勝人 (愛 知)	荒井 正吾 (奈 良)
有村 治子 (比 例)	○泉 信也 (比 例)	○市川 一朗 (宮 城)
岩井 國臣 (比 例)	○岩城 光英 (福 島)	○岩永 浩美 (佐 賀)
魚住 汎英 (比 例)	小野 清子 (比 例)	尾辻 秀久 (比 例)
大仁田 厚 (比 例)	大野 つや子 (岐 阜)	太田 豊秋 (福 島)
○岡田 直樹 (石 川)	○岡田 広 (茨 城)	○荻原 健司 (比 例)
加治屋 義人 (鹿児島)	○加納 時男 (比 例)	狩野 安 (茨 城)
景山 俊太郎 (島 根)	柏村 武昭 (広 島)	片山 虎之助 (岡 山)
金田 勝年 (秋 田)	川口 順子 (神奈川)	○河合 常則 (富 山)
○木村 仁 (熊 本)	○岸 宏一 (山 形)	○岸 信夫 (山 口)
北岡 秀二 (徳 島)	○北川 イッセイ (大 阪)	杳掛 哲男 (石 川)
国井 正幸 (栃 木)	倉田 寛之 (千 葉)	○小池 正勝 (徳 島)
○小泉 昭男 (神奈川)	小泉 顕雄 (比 例)	小斉平 敏文 (宮 崎)
小林 温 (神奈川)	鴻池 祥肇 (兵 庫)	○佐藤 昭郎 (比 例)
佐藤 泰三 (埼 玉)	○坂本 由紀子 (静 岡)	櫻井 新 (比 例)
山東 昭子 (比 例)	清水 嘉与子 (比 例)	○椎名 一保 (千 葉)
陣内 孝雄 (佐 賀)	○末松 信介 (兵 庫)	鈴木 政二 (愛 知)
世耕 弘成 (和歌山)	○関口 昌一 (埼 玉)	関谷 勝嗣 (愛 媛)
田浦 直 (長 崎)	○田中 直紀 (新 潟)	田村 公平 (高 知)
○田村 耕太郎 (鳥 取)	伊達 忠一 (北海道)	○竹中 平蔵 (比 例)
竹山 裕 (静 岡)	武見 敬三 (比 例)	谷川 秀善 (大 阪)
段本 幸男 (比 例)	常田 享詳 (鳥 取)	○鶴保 庸介 (和歌山)
○中川 雅治 (東 京)	○中川 義雄 (北海道)	中島 啓雄 (比 例)
中島 真人 (山 梨)	○中曽根 弘文 (群 馬)	中原 爽 (比 例)
○中村 博彦 (比 例)	○二之湯 智 (京 都)	○西島 英利 (比 例)
西田 吉宏 (京 都)	西銘 順志郎 (沖 縄)	野上 浩太郎 (富 山)
○野村 哲郎 (鹿児島)	○南野 知恵子 (比 例)	橋本 聖子 (比 例)
林 芳正 (山 口)	福島 啓史郎 (比 例)	藤井 基之 (比 例)
藤野 公孝 (比 例)	保坂 三蔵 (東 京)	真鍋 賢二 (香 川)
舩添 要一 (比 例)	○松田 岩夫 (岐 阜)	○松村 祥史 (比 例)
松村 龍二 (福 井)	松山 政司 (福 岡)	三浦 一水 (熊 本)

○水落	敏栄 (比 例)	溝手	顕正 (広 島)	森元	恒雄 (比 例)
○矢野	哲朗 (栃 木)	○山内	俊夫 (香 川)	山崎	力 (青 森)
○山崎	正昭 (福 井)	山下	英利 (滋 賀)	○山谷	えり子 (比 例)
山本	一太 (群 馬)	○山本	順三 (愛 媛)	吉田	博美 (長 野)
○吉村	剛太郎 (福 岡)	○若林	正俊 (長 野)	○脇	雅史 (比 例)

【 民主党・新緑風会 】

(83名)

○足立	信也 (大 分)	○浅尾	慶一郎 (神奈川)	朝日	俊弘 (比 例)
伊藤	基隆 (比 例)	○家西	悟 (比 例)	池口	修次 (比 例)
○犬塚	直史 (長 崎)	今泉	昭 (千 葉)	岩本	司 (福 岡)
○江田	五月 (岡 山)	小川	勝也 (北海道)	○小川	敏夫 (東 京)
○尾立	源幸 (大 阪)	○大石	正光 (比 例)	大江	康弘 (比 例)
○大久保	勉 (福 岡)	大塚	耕平 (愛 知)	岡崎	トミ子 (宮 城)
○加藤	敏幸 (比 例)	神本	美恵子 (比 例)	○木俣	佳丈 (愛 知)
○喜納	昌吉 (比 例)	○北澤	俊美 (長 野)	○工藤	堅太郎 (比 例)
黒岩	宇洋 (新 潟)	○郡司	彰 (茨 城)	○小林	正夫 (比 例)
小林	元 (茨 城)	○輿石	東 (山 梨)	○佐藤	泰介 (愛 知)
佐藤	道夫 (比 例)	○佐藤	雄平 (福 島)	○櫻井	充 (宮 城)
○芝	博一 (三 重)	○島田	智哉子 (埼 玉)	○下田	敦子 (比 例)
○主濱	了 (岩 手)	榛葉	賀津也 (静 岡)	鈴木	寛 (東 京)
○田名部	匡省 (青 森)	○高嶋	良充 (比 例)	高橋	千秋 (三 重)
谷	博之 (栃 木)	○千葉	景子 (神奈川)	ツルネン	マルティ (比 例)
○津田	弥太郎 (比 例)	辻	泰弘 (兵 庫)	○富岡	由紀夫 (群 馬)
○那谷屋	正義 (比 例)	○内藤	正光 (比 例)	○直嶋	正行 (比 例)
西岡	武夫 (比 例)	羽田	雄一郎 (長 野)	○白	眞勲 (比 例)
○林	久美子 (滋 賀)	平田	健二 (岐 阜)	平野	達男 (岩 手)
○広田	一 (高 知)	○広中	和歌子 (千 葉)	広野	ただし (比 例)
○福山	哲郎 (京 都)	○藤末	健三 (比 例)	○藤本	祐司 (静 岡)
藤原	正司 (比 例)	○前川	清成 (奈 良)	○前田	武志 (比 例)
松井	孝治 (京 都)	○松岡	徹 (比 例)	○松下	新平 (宮 崎)
○円	より子 (比 例)	○水岡	俊一 (兵 庫)	○峰崎	直樹 (北海道)
森	ゆうこ (新 潟)	○築瀬	進 (栃 木)	○柳澤	光美 (比 例)
○柳田	稔 (広 島)	○山下	八洲夫 (岐 阜)	山根	隆治 (埼 玉)
山本	孝史 (大 阪)	○蓮	舩 (東 京)	和田	ひろ子 (福 島)
若林	秀樹 (比 例)	○渡辺	秀央 (比 例)		

【 公 明 党 】

(24名)

○荒木 清寛 (比 例)	魚住 裕一郎 (比 例)	○浮島 とも子 (比 例)
加藤 修一 (比 例)	○風間 昶 (比 例)	草川 昭三 (比 例)
木庭 健太郎 (比 例)	○澤 雄二 (東 京)	白浜 一良 (大 阪)
高野 博師 (埼 玉)	○谷合 正明 (比 例)	遠山 清彦 (比 例)
○西田 実仁 (埼 玉)	○浜田 昌良 (比 例)	○浜四津 敏子 (比 例)
○弘友 和夫 (比 例)	福本 潤一 (比 例)	松 あきら (神奈川)
山口 那津男 (東 京)	○山下 栄一 (大 阪)	山本 香苗 (比 例)
山本 保 (愛 知)	渡辺 孝男 (比 例)	○鰐淵 洋子 (比 例)

【 日 本 共 産 党 】

(9名)

井上 哲士 (比 例)	○市田 忠義 (比 例)	緒方 靖夫 (東 京)
紙 智子 (比 例)	○小池 晃 (比 例)	小林 美恵子 (比 例)
○大門 実紀史 (比 例)	○仁比 聡平 (比 例)	吉川 春子 (比 例)

【 社会民主党・護憲連合 】

(6名)

大田 昌秀 (比 例)	○近藤 正道 (新 潟)	田 英夫 (比 例)
○福島 みずほ (比 例)	○淵上 貞雄 (比 例)	又市 征治 (比 例)

【 国民新党・新党日本の会 】

(5名)

○荒井 広幸 (比 例)	○亀井 郁夫 (広 島)	後藤 博子 (大 分)
田村 秀昭 (比 例)	○長谷川 憲正 (比 例)	

【 各派に属しない議員 】

(4名)

○糸数 慶子 (沖 縄)	扇 千景 (比 例)	○鈴木 陽悦 (秋 田)
角田 義一 (群 馬)		

5 議員の異動

第164回国会閉会後及び今国会(18. 9. 26召集)中における議員の異動

○辞職

竹中 平蔵君(自民・比例)

18. 9. 28 辞職

佐藤 雄平君(民主・福島)

18. 10. 23 辞職

○公職選挙法第90条による退職

糸数 慶子君(無・沖縄)

18. 11. 2 退職

○繰上補充当選

神取 忍君(自民・比例)

18. 10. 4 任期開始(竹中平蔵君辞職による)

○所属会派異動・会派所属

後藤 博子君(大分)

18. 6. 26 自由民主党を退会

18. 6. 28 国民新党・新党日本・無所属の会に入会

木俣 佳丈君(愛知)

18. 9. 26 民主党・新緑風会に入会

荒井 広幸君(比例)

18. 10. 2 国民新党・新党日本の会を退会

○会派名変更

「国民新党・新党日本の会」

18. 6. 28 「国民新党・新党日本・無所属の会」に変更

「国民新党・新党日本・無所属の会」

18. 9. 20 「国民新党・新党日本の会」に変更

「国民新党・新党日本の会」

18. 10. 2 「国民新党」に変更

1 議案審議概況

【概 観】

閣法は、新規提出12件すべてが成立した。また、衆議院で継続審査となっていた10件のうち、教育基本法案等6件が成立し、残る4件については、衆議院において、犯罪国際化等対処のための刑法等改正案及び少年法等改正案の2件が引き続き継続審査、ねんきん事業機構法案及び国民年金事業等運営改善のための国民年金法等改正案の2件が審査未了となった。

参法は、新規提出8件のうち、外交防衛委員会提出のドミニカ移住者特別一時金支給法案及び農林水産委員会提出の有機農業推進法案の2件が成立し、残る6件については本院において審査未了となった。また、本院で継続審査となっていた4件は、本院において引き続き継続審査となった。

衆法は、新規提出8件のうち、北方地域旧漁業権者等特別措置法改正案及び観光立国推進基本法案の2件が成立し、残る6件については、衆議院において、5件が継続審査、1件が審査未了となった。また、衆議院で継続審査となっていた26件のうち、入札談合等防止法改正案等3件が成立し、残る23件については、衆議院において、18件が引き続き継続審査、3件が否決、委員会議決不要及び撤回が各1件となった。

条約は、日・メキシコ経済連携協定議定書及び日・フィリピン経済連携協定の2件が提出され、いずれも承認された。

承認案件は、特定船舶入港禁止の実施2件及び北朝鮮貨物輸入承認義務等措置1件の計3件が提出され、いずれも承認された。また、衆議院で継続審査となっていた社会保険事務所の設置は、衆議院において引き続き継続審査となった。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた平成17年度予備費関係5件が、衆議院において引き続き継続審査となった。

決算は、平成17年度決算外2件が提出され、いずれも継続審査となった。

決議案は、提出された3件のうち、北朝鮮核実験抗議決議案が可決された。

【議案の審議状況】

【法律案の審議】

－閣法－

〔成立した主な閣法〕

テロ対策特別措置法改正案（10月27日成立）

平成18年11月1日に失効する法律の有効期限を1年間延長する。

消費生活用製品安全法改正案（11月29日成立）

一般消費者が使用する製品による危害の発生の防止を図る観点から、製造事業者

等に対し、製品事故について主務大臣に報告することを義務付ける等の措置を講ずる。

地方分権改革推進法案（12月8日成立）

地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権の推進に関する基本方針、地方分権改革推進計画、必要な体制の整備等について定める。〔衆議院修正〕財政上の措置の在り方の検討については、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から行うものとするとともに、内閣総理大臣は地方分権改革推進委員会から勧告を受けたときは、これを国会に報告する旨の修正が行われた。

信託法案、信託法整備法案（第164回国会提出 衆議院継続）（12月8日成立）

受託者の義務、受益者の権利等に関する規定を整備するほか、多様な信託の利用形態に対応するため、信託の併合・分割、受益権の有価証券化、限定責任信託、受益者の定めのない信託等の新たな制度を導入するとともに、表記を現代語化し、信託法制の整備を行う（信託法案）。〔衆議院修正〕公益信託以外の受益者の定めのない信託に関する経過措置について修正が行われた。

信託法の施行に伴い、関係する諸法律の規定を整備する（信託法整備法案）。

道州制特区推進法案（第164回国会提出 衆議院継続）（12月13日成立）

広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域計画に基づく特別の措置等を定め、地方分権の推進と行政の効率化に資するとともに、北海道地方等の自立的発展に寄与することを目的とする。

貸金業規制法等改正案（12月13日成立）

貸金業の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図るため、登録要件、過剰貸付けの禁止、高金利規制等に関する制度の整備等、所要の制度整備を行う。

防衛庁設置法等改正案（第164回国会提出 衆議院継続）（12月15日成立）

防衛庁設置法を防衛省設置法に改正し、「防衛庁」を「防衛省」に、「防衛庁長官」を「防衛大臣」にする等の措置を講ずる。また、防衛施設庁の廃止（平成19年度）、自衛隊法の一部を改正し、自衛隊による国際平和協力活動等の本来任務化等の措置を講ずる。

教育基本法案（第164回国会提出 衆議院継続）（12月15日成立）

我が国の教育をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、改めて教育の基本を確立し、その振興を図るため、現行法の普遍的な理念は大切にしながら、今日、極めて重要と考えられる理念等を明確にする。

〔衆議院で継続審査となった閣法〕

犯罪国際化等対処のための刑法等改正案（第163回国会提出 衆議院継続）

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の締結に伴い、共謀罪及び証人等買収罪の新設、国外犯処罰規定の整備を行うほか、強制執行を妨害する行為等

に対する罰則整備、ハイテク犯罪に対処するための法整備等を行う。

少年法等改正案（第164回国会提出 衆議院継続）

警察官によるいわゆる触法少年及びぐ犯少年に係る事件の調査手続、14歳未満の少年の少年院送致、保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置等に関する規定を整備するとともに、裁判所の判断により国選付添人を付する制度を新設するための所要の整備をする。

〔衆議院で審査未了となった閣法〕

ねんきん事業機構法案（第164回国会提出 衆議院継続）

社会保険庁を廃止し、厚生労働省に特別の機関を設置することとし、その業務運営に関する基本的な事項を定める。

国民年金事業等運営改善のための国民年金法等改正案（第164回国会提出 衆議院継続）

国民年金事業等の運営の改善を図るため、国民年金法、厚生年金保険法等の関係法律について所要の改正を行う。

－参法－

〔成立した参法〕

ドミニカ移住者特別一時金支給法案（11月14日成立）

国等により進められたドミニカ共和国への移住事業において、入植予定地の事前調査や移住条件についての情報提供が適切に行われなかったこと等により、移住者は、長年にわたる労苦を余儀なくされたように、同国への移住については他の移住先には見られない特有かつ特別の事情があったと認められることにかんがみ、ドミニカ移住者に対し特別一時金を支給する等の措置を講ずる。

有機農業推進法案（12月8日成立）

有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定める。

－衆法－

〔成立した衆法〕

入札談合等防止法改正案（第164回国会提出 衆議院継続）（12月8日成立）

官製談合の防止の徹底を図るため、公正取引委員会による改善措置要求等の対象となる特定法人の範囲の拡大、入札談合等関与行為の類型の追加及び入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求等に係る調査結果の公表の義務付けを行うとともに、国等の職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を設ける。

政治資金規正法等改正案（第164回国会提出 衆議院継続）（12月13日成立）

主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であるものからの寄附の受領に係る現行の規制を一部撤廃するほか、収支報告書の要旨の公表期限及び添付書面の簡素化等について定める。〔衆議院修正〕主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であるものからの寄附の受領に係る現行の規制の撤廃は、5年以上継続して上場されている会社からの寄附に限ることとする等の修正が行われた。

観光立国推進基本法案（12月13日成立）

観光立国の実現に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、観光立国の実現に関する施策の基本となる事項を定める。

北方地域旧漁業権者等特別措置法改正案（12月15日成立）

北方地域旧漁業権者等の範囲を拡大し、これらの者の営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けることができることとする。

独立行政法人平和祈念事業特別基金法廃止法案(第163回国会提出 衆議院継続)(12月15日成立)

行政の効率的実施の観点から独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止するとともに、関係者に対し慰藉の念を示す事業に必要な費用に充てるため独立行政法人平和祈念事業特別基金の資本金の一部を取り崩すことができるようにする。〔衆議院修正〕施行期日を「平成21年9月30日までの日において政令で定める日」から「平成22年9月30日までの日において政令で定める日」に改める修正が行われた。

【条約の審議】

〔承認された条約〕

日・フィリピン経済連携協定（12月6日承認）

フィリピンとの間の経済上の連携を図るため、貿易及び投資の自由化及び円滑化、ビジネス環境の整備、二国間協力等について定める。

日・メキシコ経済連携協定議定書（12月6日承認）

メキシコとの間で、鶏肉、牛肉及びオレンジ生果の関税割当ての枠内税率及び合計割当数量を定める。

【承認案件の審議】

〔承認された案件〕

特定船舶入港禁止の実施に関する承認案件（閣承認第1号）（11月8日承認）

特定船舶入港禁止法に基づき、北朝鮮籍の船舶「万景峰92号」の入港禁止の実施に関し、国会の事後承認を求める。

北朝鮮貨物輸入承認義務等措置に関する承認案件（12月13日承認）

外国為替及び外国貿易法に基づき、北朝鮮からの全貨物の輸入について承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮から第三国への仲介貿易取引について許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、国会の事後承認を求める。

特定船舶入港禁止の実施に関する承認案件（閣承認第2号）（12月15日承認）

特定船舶入港禁止法に基づき、北朝鮮籍のすべての船舶の入港禁止の実施につき、国会の事後承認を求める。

〔衆議院で継続審査となった承認案件〕

社会保険事務所の設置に関する承認案件（第164回国会提出 衆議院継続）

地方自治法に基づき、埼玉県越谷市等の3か所に社会保険事務所を設置することについて、国会の承認を求める。

【決議案の審議】

〔可決された決議案〕

北朝鮮の核実験に抗議し、すべての核兵器及び核計画の放棄を求める決議案（10月11日可決）

北朝鮮の核実験に厳重に抗議し、断固として非難し、北朝鮮が直ちにすべての核兵器及び核計画を放棄することを強く求めるとともに、政府は、北朝鮮に対し、我が国の断固たる抗議の意志を伝え、早期かつ無条件に六者会合に復帰するよう促し、今後は、国際連合憲章第7章に基づく措置も含め、国際社会が結束した外交を展開し、平和的な解決を模索することを求める。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備 考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新 規	1 2	1 2	0	0	0	0	0	0	
	衆 継	1 0	6	0	0	0	2	0	2	
参 法	新 規	8	2	0	0	6	0	0	0	
	参 継	4	0	4	0	0	0	0	0	
衆 法	新 規	8	2	0	0	0	5	0	1	
	衆 継	2 6	3	0	0	0	1 8	3	0	議決不要 1 撤回 1
条 約	新 規	2	2	0	0	0	0	0	0	
承 認	新 規	3	3	0	0	0	0	0	0	
	衆 継	1	0	0	0	0	1	0	0	
予備費等	衆 継	5	0	0	0	0	5	0	0	
決算その他	新 規	3	0	3	0	0				
決 議 案		3	1	0	1	1				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の下（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（22件）（うち衆議院において前国会から継続10件）

●両院通過（18件）

- 1 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 2 関税暫定措置法の一部を改正する法律案
- 3 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案
- 4 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案
- 5 建築士法等の一部を改正する法律案
- 6 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 7 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 地方分権改革推進法案（修）
- 10 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 11 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
- 12 著作権法の一部を改正する法律案

（第164回国会提出）

- 76 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案
- 83 信託法案（修）
- 84 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 89 教育基本法案
- 90 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案
- 91 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

●衆議院継続（2件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

（第163回国会提出）

- 22 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

（第164回国会提出）

- 44 少年法等の一部を改正する法律案

●衆議院未了（2件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

(第164回国会提出)

77 ねんきん事業機構法案

78 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案 (12件) (うち本院において前国会から継続4件)

●両院通過 (2件)

1 ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律案

8 有機農業の推進に関する法律案

●本院継続 (4件) (いずれも本院において前国会から継続)

(第164回国会提出)

2 特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案

7 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案

13 国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案

14 国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案

●本院未了 (6件)

2 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案

3 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案

4 日本国教育基本法案

5 地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案

6 学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案

7 官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案 (34件) (うち衆議院において前国会から継続26件)

●両院通過 (5件) (うち衆議院において前国会から継続3件)

3 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

4 観光立国推進基本法案

(第163回国会提出)

2 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(修)

(第164回国会提出)

7 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案

20 政治資金規正法等の一部を改正する法律案 (修)

●衆議院継続 (23件) (うち衆議院において前国会から継続18件)

2 学校教育法の一部を改正する法律案

5 刑法及び道路交通法の一部を改正する法律案

- 6 交通基本法案
- 7 電気通信事業法の一部を改正する法律案
- 8 カネミ油症被害者に対する特別給付金の支給に関する法律案

(第163回国会提出)

- 6 人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案
- 7 牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 8 輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案
- 12 道路交通法の一部を改正する法律案
- 14 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案
- 15 海底資源開発推進法案
- 16 排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権的権利その他の権利の行使に関する法律案

(第164回国会提出)

- 13 刑事訴訟法の一部を改正する法律案
- 14 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案
- 24 海洋構造物等に係る安全水域の設定等に関する法律案
- 26 消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案
- 27 国立国会図書館法の一部を改正する法律案
- 30 日本国憲法の改正手続に関する法律案
- 31 日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案
- 35 民法の一部を改正する法律案
- 39 地理空間情報活用推進基本法案
- 40 公職選挙法等の一部を改正する法律案

●衆議院否決（3件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

(第163回国会提出)

- 18 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案
- 19 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案

(第164回国会提出)

- 5 官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案

●衆議院未了（1件）

- 1 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案

●衆議院委員会議決不要（1件）（衆議院において前国会から継続）

(第164回国会提出)

28 日本国教育基本法案

●撤回（1件）（衆議院において前国会から継続）

(第164回国会提出)

34 観光立国推進基本法案

◎条約（2件）

●両院通過（2件）

- 1 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件
- 2 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（4件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

●両院通過（3件）

- 1 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施に関し承認を求めるの件
- 2 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
- 3 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

●衆議院継続（1件）（衆議院において前国会から継続）

(第164回国会提出)

- 3 地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（5件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

●衆議院継続（5件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

(第164回国会提出)

- 平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）
- 平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管

経費増額調書（その2）

◎決算その他（3件）

●継続（3件）

- 平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度特別会計歳入歳出決算、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書
- 平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

◎決議案（3件）

●可決（1件）

- 1 北朝鮮の核実験に抗議し、すべての核兵器及び核計画の放棄を求める決議案

●否決（1件）

- 2 文部科学大臣伊吹文明君問責決議案

●未了（1件）

- 3 内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案

4 議案審議表

内閣委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案(松井孝治君外4名発議)(第164回国会参第2号)	18.2.3 (164回)	—	—	—
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(岡崎トミ子君外6名発議)(第164回国会参第7号)	18.3.29 (164回)	—	—	—
国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(松井孝治君外5名発議)(第164回国会参第13号)	18.5.22 (164回)	—	—	—
国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案(松井孝治君外5名発議)(第164回国会参第14号)	18.5.22 (164回)	—	—	—
道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案(第164回国会閣法第90号)	18.5.19 (164回)	— 9.26 内閣	11.22 可決(多)	11.28 可決(多)

総務委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)	18.10.27	— 10.30 総務	11.2 可決(全) 附帯決議	11.2 可決(全)
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)	18.10.27	— 10.30 総務	11.2 可決(全)	11.2 可決(全)
地方分権改革推進法案(閣法第9号)	18.10.27	(11.2) 11.2 総務	11.28 修正(多) 附帯決議	11.28 修正(多)
独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(宮路和明君外3名提出)(第163回国会衆第2号)	17.10.5 (163回)	— 18.9.26 総務	12.7 修正(多)	12.8 修正(多)
戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(谷博之君外11名発議)(参第2号)	18.11.7	—	—	—
独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案(谷博之君外11名発議)(参第3号)	18.11.7	—	—	—

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

凡例 (多):賛成多数 (全):全会一致

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 6.14 (164回)	—	—	継続審査		—	—	—	62	
— 6.14 (164回)	—	—	継続審査		—	—	—	62	
— 6.14 (164回)	—	—	継続審査		—	—	—	62	
— 6.14 (164回)	—	—	継続審査		—	—	—	62	
(11.29) 11.29	11.30	11.30 質疑 12. 5 質疑 12. 7 参考人 12.12 質疑	12.12 可決(多)	12.13 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国民、 無	12.20 116号	60	

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 11.6	11.7	11.9 質疑	11.9 可決(全) 附帯決議	11.10 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国民、 無	—	11.17 101号	68	
— 11.6	11.7		11.9 可決(全)	11.10 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国民、 無	—	11.17 102号	68	
— 11.29	11.30	12.5 質疑 12.6 参考人 12.7 質疑	12.7 可決(多) 附帯決議	12.8 可決(多)	自民、民主、 公明、社民、 国民、無	共産	12.15 111号	69	
— 12.11	12.12	12.14 参考人/ 質疑	12.14 可決(多)	12.15 可決(多)	自民、公明、 無	民主、共産、 社民、国民、 無	12.22 119号	71	
— 12.11	12.12		審査未了	—	—	—	—	71	
— 12.11	12.12		審査未了	—	—	—	—	71	

法務委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
信託法案(第164回国会閣法第83号)	18.3.13 (164回)	— 9.26 法務	11.14 修正(多) 附帯決議	11.16 修正(全)
信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第164回国会閣法第84号)	18.3.13 (164回)	— 9.26 法務	11.14 可決(多) 附帯決議	11.16 可決(全)

外交防衛委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第1号)	18.10.6	(10.13) 10.13 イラク支援	10.19 可決(多)	10.19 可決(多)
独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案(閣法第3号)	18.10.13	— 10.18 外務	10.27 可決(全) 附帯決議	10.31 可決(全)
経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)	18.10.13	(10.26) 10.26 外務	11.10 承認(多)	11.14 承認(多)
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)	18.10.13	— 10.26 外務	11.10 承認(多)	11.14 承認(多)
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(第164回国会閣法第91号)	18.6.9 (164回)	(10.27) 9.26 安全保障	11.30 可決(多) 附帯決議	11.30 可決(多)
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)	18.10.27	— 12.5 安全保障	12.8 可決(全)	12.8 可決(全)
ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律案(外交防衛委員長提出)(参第1号)	18.11.7	— 11.8 外務	11.10 可決(全)	11.14 可決(全)

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(11.22) 11.22	11.28	11.30 質疑 12. 5 参考人 12. 6 連合審査 会	12.7 可決(多) 附帯決議	12.8 可決(多)	自民、民主、 公明、国民、 無	共産、社民	12.15 108号	75	12.6 法務委 員会、財 政金融 委員会 連合審 査会
— 11.22	11.28	12. 7 質疑	12.7 可決(多) 附帯決議	12.8 可決(多)	自民、民主、 公明、国民、 無	共産、社民	12.15 109号	77	

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(10.23) 10.23	10.24	10.26 質疑	10.26 可決(多)	10.27 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国民、 無	11.1 99号	84	
— 11.1	11.2	11. 7 質疑	11.7 可決(全)	11.8 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国民、 無	—	11.15 100号	85	
(11.29) 11.29	11.30	12. 5 質疑	12.5 承認(多)	12.6 承認(多)	自民、民主、 公明、社民、 国民、無	共産		90	
— 11.29	11.30		12.5 承認(多)	12.6 承認(多)	自民、民主、 公明、社民、 国民、無	共産		89	
(12.6) 12.6	12.7	12. 7 質疑 12.12 参考人/ 質疑 12.14 質疑	12.14 可決(多) 附帯決議	12.15 可決(多)	自民、民主、 公明、国民、 無	共産、社民	12.22 118号	85	
— 12.13	12.14	12.14 質疑	12.14 可決(全)	12.15 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国民、 無	—	12.22 123号	85	
				11.8 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国民、 無	—	11.22 103号	87	

財政金融委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
関税暫定措置法の一部を改正する法律案(関法第2号)	18.10.6	— 10.31 財務金融	11.10 可決(多)	11.14 可決(多)
貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(関法第10号)	18.10.31	(11.7) 11.7 財務金融	11.29 可決(全) 附帯決議	11.30 可決(全)

文教科学委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
著作権法の一部を改正する法律案(関法第12号)	18.11.2	— 11.29 文部科学	12.1 可決(多) 附帯決議	12.5 可決(多)

厚生労働委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(第164回国会関法第76号)	18.3.10 (164回)	— 9.26 厚生労働	11.10 可決(多) 附帯決議	11.14 可決(多)

農林水産委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
有機農業の推進に関する法律案(農林水産委員長提出)(参第8号)	18.12.5	— 12.6 農林水産	12.7 可決(全)	12.8 可決(全)

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 11.22	11.28	11.30 質疑	11.30 可決(多)	12.1 可決(多)	自民、民主、 公明、社民、 国民、無	共産	12.8 105号	96	
(12.1) 12.1	12.1	12.5 質疑 12.7 質疑/参考 人 12.12 質疑	12.12 可決(全) 附帯決議	12.13 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国民、 無	—	12.20 115号	97	12.8 地方公 聴会

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 12.11	12.12	12.14 質疑	12.14 可決(多) 附帯決議	12.15 可決(多)	自民、民主 (一部)、公 明、国民、無	民主(一部)、 共産、社民	12.22 121号	103	

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(11.15) 11.15	11.28	11.28 質疑 11.30 質疑	11.30 可決(多) 附帯決議	12.1 可決(多)	自民、民主、 公明、共産、 国民、無	社民	12.8 106号	109	

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
				12.6 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国民、 無	—	12.15 112号	116	

経済産業委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案(関法第4号)	18.10.13	(10.24) 10.24 経済産業	11.7 可決(全) 附帯決議	11.9 可決(全)
入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案(保岡興治君外6名提出)(第164回国会衆第7号)	18.2.22 (164回)	— 9.26 経済産業	11.29 可決(多) 附帯決議	11.30 可決(多)
官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(直嶋正行君外7名発議)(参第7号)	18.12.4	—	—	—
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(関承認第3号)	18.10.27	— 11.29 経済産業	12.1 承認(全)	12.5 承認(全)

国土交通委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施に関し承認を求めるの件(関承認第1号)	18.10.13	— 10.17 国土交通	10.18 承認(全)	10.19 承認(全)
建築士法等の一部を改正する法律案(関法第5号)	18.10.24	— 11.13 国土交通	11.29 可決(全) 附帯決議	11.30 可決(全)
観光立国推進基本法案(国土交通委員長提出)(衆第4号)	18.12.6			12.7 可決(全)
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(関承認第2号)	18.10.27	— 12.6 国土交通	12.8 承認(全)	12.8 承認(全)

参議院							公布日	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議			法律番号		
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(11.10) 11.10	11.14	11.21 参考人 11.28 質疑	11.28 可決(全) 附帯決議	11.29 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国民、 無	—	12.6 104号	122	
— 12.4	12.5	12.7 質疑	12.7 可決(多) 附帯決議	12.8 可決(多)	自民、公明、 共産、社民、 国民、無	民主、無	12.15 110号	124	
— 12.4	12.5		審査未了	—	—	—	—	126	
— 12.6	12.7	12.12 質疑	12.12 承認(全)	12.13 承認(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国民、 無	—		126	

参議院							公布日	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議			法律番号		
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 10.25	10.26	11.2 質疑	11.2 承認(全)	11.8 承認(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国民、 無	—		134	
— 12.4	12.5	12.7 質疑/参考 人 12.12 質疑	12.12 可決(全) 附帯決議	12.13 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国民、 無	—	12.20 114号	131	
— 12.11	12.12	12.12 質疑	12.12 可決(全) 附帯決議	12.13 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国民、 無	—	12.20 117号	132	
— 12.11	12.12	12.14 質疑	12.14 承認(全)	12.15 承認(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国民、 無	—		134	

決算委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度特別会計歳入歳出決算、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書	18.11.21	— 12.4 決算行政監視	継続審査	
平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書	18.11.21	— 12.4 決算行政監視	継続審査	
平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書	18.11.21	— 12.4 決算行政監視	継続審査	

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出)(衆第3号)	18.12.6			12.7 可決(全)

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第11号)	18.10.31	— 11.7 倫理選挙	11.15 可決(全)	11.16 可決(全)
政治資金規正法等の一部を改正する法律案(加藤勝信君外2名提出)(164回国会衆第20号)	18.4.12 (164回)	— 9.28 倫理選挙	12.1 修正(多) 附帯決議	12.5 修正(多)

参議院							議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議				
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
(11.24 財務大臣の報告聴取) 11.24	11.24	12. 4 全般質疑	継続審査		—	—	142	
— 11.24	11.24		継続審査		—	—	143	
— 11.24	11.24		継続審査		—	—	143	

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 12.12	12.13	12.13 質疑	12.13 可決(全) 附帯決議	12.15 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国民、 無	—	12.22 122号	158	

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 11.22	11.27	11.29 質疑	11.29 可決(全)	12.1 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国民、 無	—	12.8 107号	162	
— 12.5	12.6	12.11 質疑	12.11 可決(多)	12.13 可決(多)	自民、民主、 公明、国民、 無	共産、社民	12.20 113号	162	

教育基本法に関する特別委員会

件 名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
教育基本法案(第164回国会閣法第89号)	18.4.28 (164回)	— 9.28 教育基本	11.15 可決(全)	11.16 可決(多)
日本国教育基本法案(輿石東君外6名発議) (参第4号)	18.11.17	—	—	—
地方教育行政の適正な運営の確保に関する 法律案(輿石東君外6名発議)(参第5号)	18.11.17	—	—	—
学校教育の環境の整備の推進による教育の 振興に関する法律案(輿石東君外6名発議) (参第6号)	18.11.17	—	—	—

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(11.17) 11.17	11.22	11.22 質疑 11.24 質疑 11.27 質疑	12.14 可決(多)	12.15 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国民、 無	12.22 120号	174	12.4 12.6 地方公 聴会
— 11.21	11.22	11.28 質疑 11.29 質疑 11.30 質疑 12. 1 参考人	審査未了	—	—	—	—	174	
— 11.21	11.22	12. 5 質疑 12. 7 参考人/質 疑 12.11 参考人 12.12 公聴会	審査未了	—	—	—	—	175	
— 11.21	11.22	12.13 質疑 12.14 質疑	審査未了	—	—	—	—	175	

委員会未付託議案

(内閣提出法律案)

件 名(提出年月日順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(第163回国会閣法第22号)	17.10.4 (163回)	— 18.9.26 法務	継続審査	
少年法等の一部を改正する法律案(第164回国会閣法第44号)	18.2.24 (164回)	(11.14) 9.26 法務	継続審査	
ねんきん事業機構法案(第164回国会閣法第77号)	18.3.10 (164回)	— 9.26 厚生労働	審査未了	—
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(第164回国会閣法第78号)	18.3.10 (164回)	— 9.26 厚生労働	審査未了	—

(予備費等支出承諾)

件 名(提出年月日順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	18.3.17 (164回)	— 9.26 決算行政監視	継続審査	
平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	18.3.17 (164回)	— 9.26 決算行政監視	継続審査	
平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	18.5.19 (164回)	— 9.26 決算行政監視	継続審査	
平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	18.5.19 (164回)	— 9.26 決算行政監視	継続審査	
平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)	18.5.19 (164回)	— 9.26 決算行政監視	継続審査	

(国会の承認・承諾案件)

件 名(提出年月日順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件(第164回国会閣承認第3号)	18.3.10 (164回)	— 9.26 厚生労働	継続審査	

1 本会議審議経過

○平成18年9月26日（火）

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

元内閣総理大臣橋本龍太郎君逝去につき哀悼の件

本件は、議長から既に弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

休憩 午前10時3分

再開 午後1時31分

日程第2 会期の件

本件は、81日間とすることに決した。

議長は、本日小泉内閣総理大臣から内閣は総辞職することに決した旨の通知に接したことを報告した。

内閣総理大臣の指名

本件は、記名投票の結果（投票総数240、過半数121）、安倍晋三君136票、小沢一郎君85票、志位和夫君9票、福島みずほ君6票、綿貫民輔君4票にて、投票の過半数を得た衆議院議員安倍晋三君が指名された。

散会 午後1時51分

○平成18年9月28日（木）

開会 午前10時1分

議員辞職の件

本件は、竹中平蔵君の辞職を許可することに決した。

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

内閣委員長	工藤 堅太郎君
法務委員長	弘友 和夫君
外交防衛委員長	舩添 要一君
財政金融委員長	池口 修次君
文教科学委員長	中島 啓雄君
厚生労働委員長	山下 英利君
農林水産委員長	岩城 光英君
経済産業委員長	加納 時男君
国土交通委員長	羽田 雄一郎君
環境委員長	福山 哲郎君
国家基本政策委員長	今泉 昭君
予算委員長	小野 清子君

決算委員長	中島	真人君
行政監視委員長	荒木	清寛君
懲罰委員長	朝日	俊弘君

日程第1 常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

内閣委員長	藤原	正司君
総務委員長	山内	俊夫君
法務委員長	山下	栄一君
外交防衛委員長	柏村	武昭君
財政金融委員長	家西	悟君
文教科科学委員長	荒井	正吾君
厚生労働委員長	鶴保	庸介君
農林水産委員長	加治屋	義人君
経済産業委員長	伊達	忠一君
国土交通委員長	大江	康弘君
環境委員長	大石	正光君
国家基本政策委員長	前田	武志君
予算委員長	尾辻	秀久君
決算委員長	泉	信也君
行政監視委員長	草川	昭三君
議院運営委員長	市川	一朗君
懲罰委員長	江田	五月君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、

災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る災害対策特別委員会、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る政府開発援助等に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

散会 午前10時9分

○平成18年9月29日（金）

開会 午後1時46分

日程第1 国務大臣の演説に関する件

安倍内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後2時19分

○平成18年10月3日（火）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

伊藤基隆君、片山虎之助君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時52分

○平成18年10月4日（水）

開会 午前10時1分

議長は、新たに当選した議員神取忍君を議院に紹介した後、同君を環境委員に指名した。

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第3日）

浜四津敏子君、平田健二君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、有村治子君、鈴木寛君、市田忠義君、福島みずほ君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後3時5分

○平成18年10月11日（水）

開会 午後5時6分

日程第1 北朝鮮の核実験に抗議し、すべての核兵器及び核計画の放棄を求める決議案（市川一郎君外6名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、市川一郎君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成204、反対0にて全会一致をもって可決された。

安倍内閣総理大臣は、本決議について所信を述べた。

散会 午後5時15分

○平成18年10月23日（月）

開会 午後1時1分

議員辞職の件

本件は、佐藤雄平君の辞職を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員及び裁判官訴追委員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員大江康弘君、裁判官訴追委員江田五月君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に松岡徹君（第3順位）、裁判官訴追委員に工藤堅太郎君、検察官適格審査会委員に内藤正光君、同予備委員に平野達男君（内藤正光君の予備委員）、国土審議会委員に山根隆治君を指名した。

日程第1 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、塩崎国務大臣から趣旨説明があった後、福島啓史郎君、犬塚直史君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後2時4分

○平成18年10月27日（金）

開会 午前10時1分

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員渡辺秀央君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員渡辺秀央君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

青木幹雄君は、祝辞を述べた。

渡辺秀央君は、謝辞を述べた。

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員若林正俊君、草川昭三君、同予備員林芳正君、裁判官訴追委員武見敬三君、谷川秀善君、同予備員山下栄一君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、

裁判官弾劾裁判所裁判員に鴻池祥肇君、白浜一良君、
同予備員に三浦一水君（第2順位）、
裁判官訴追委員に金田勝年君、北岡秀二君、
同予備員に風間昶君（第5順位）、
検察官適格審査会委員に松村龍二君、
同予備委員に山下英利君（松村龍二君の予備委員）、
国土審議会委員に池口修次君を指名した。

日程第1 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる
攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に
対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措
置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ
ン式投票をもって採決の結果、賛成113、反対96にて可決された。

散会 午前10時22分

○平成18年11月8日（水）

開会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、
検査官に伏屋和彦君を任命することに、賛成107、反対88にて同意することに決し、
地方財政審議会委員に伊東弘文君、木内征司君、
中央労働委員会委員に岩村正彦君、赤塚信雄君、岡部喜代子君、佐藤英善君、柴田和
史君、菅野和夫君、曾田多賀君、野崎薫子君、林紀子君、~~坂東規希君~~山山隆一君、
渡辺章君、
公害健康被害補償不服審査会委員に柳憲一郎君、清水夏繪君を任命することに、賛成
197、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、
地方財政審議会委員に池ノ内祐司君、木村陽子君、佐藤信君を任命することに、賛成
188、反対9にて同意することに決し、
電波監理審議会委員に浮川初子君、濱田純一君を任命することに、賛成120、反対77
にて同意することに決し、
中央労働委員会委員に尾木雄君、藤村誠君、廣見和夫君、
労働保険審査会委員に平野由美子君、
社会保険審査会委員に高原亮治君を任命することに、賛成192、反対5にて同意する
ことに決し、
運輸審議会委員に竹田正興君を任命することに、賛成184、反対13にて同意すること
に決した。

日程第1 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特

定船舶の入港禁止の実施に関し承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成195、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第2 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律案（外交防衛委員長提出）

以上両案は、外交防衛委員長から日程第2については委員会審査の経過及び結果の報告、日程第3については趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成197、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時18分

○平成18年11月10日（金）

開会 午前10時1分

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、甘利経済産業大臣から趣旨説明があった後、若林秀樹君、弘友和夫君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第2 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成192、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時56分

○平成18年11月15日（水）

開会 午前10時1分

元議員柏原ヤス君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることにより決し、議長は弔詞を朗読した。

日程第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、柳澤厚生労働大臣から趣旨説明があった後、島田智哉子君が質疑をした。

散会 午前10時33分

○平成18年11月17日（金）

開会 午前10時1分

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、教育基本法案を審査するため委員35名から成る教育基本法に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、追って特別委員を指名する旨を告げた。

日程第1 教育基本法案（趣旨説明）

本件は、伊吹文部科学大臣から趣旨説明があった後、保坂三蔵君、山下栄一君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前10時46分

○平成18年11月22日（水）

開会 午後0時2分

日程第1 信託法案（趣旨説明）

本件は、長勢法務大臣から趣旨説明があった後、前川清成君が質疑をした。

散会 午後0時41分

○平成18年11月24日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（平成十七年度決算の概要について）

本件は、尾身財務大臣から報告があった後、吉田博美君、羽田雄一郎君、山本保君、仁比聡平君、又市征治君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後0時5分

○平成18年11月29日（水）

開会 午前10時1分

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、麻生外務大臣から趣旨説明があった後、白眞勲君が質疑をした。

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、佐田国務大臣から趣旨説明があった後、小川勝也君が質疑をした。

日程第1 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時14分

○平成18年12月1日（金）

開会 午前10時1分

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、山本国務大臣から趣旨説明があった後、峰崎直樹君、魚住裕一郎君がそれぞれ質疑をした。

**日程第1 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)**

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成204、反対9にて可決された。

日程第3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(第164回国会内閣提出、第165回国会衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成208、反対5にて可決された。

散会 午前11時5分

○平成18年12月6日(水)

開会 午前10時1分

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員山東昭子君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員山東昭子君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

青木幹雄君は、祝辞を述べた。

山東昭子君は、謝辞を述べた。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、久間国務大臣から趣旨説明があった後、愛知治郎君、藤末健三君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成212、反対9にて承認することに決した。

日程第3 有機農業の推進に関する法律案(農林水産委員長提出)

本案は、農林水産委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時3分

○平成18年12月8日（金）

開会 午前10時2分

日程第1 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案
（衆議院提出）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成143、反対82にて可決された。

日程第2 地方分権改革推進法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対9にて可決された。

日程第3 信託法案（第164回国会内閣提出、第165回国会衆議院送付）

日程第4 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第164回国会内閣提出、第165回国会衆議院送付）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対15にて可決された。

散会 午前10時12分

○平成18年12月13日（水）

開会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、
総合科学技術会議議員に相澤益男君、奥村直樹君、薬師寺泰蔵君、郷通子君、
原子力委員会委員に久保木崇子君、松田美夜子君、
公正取引委員会委員に後藤晃君、
宇宙開発委員会委員に池上徹彦君、野本陽代君を任命することに、賛成227、反対0
にて全会一致をもって同意することに決し、
原子力委員会委員長に近藤駿介君、
同委員に伊藤隆彦君、
公安審査委員会委員に藤村輝子君を任命することに、賛成215、反対15にて同意する
ことに決し、
原子力委員会委員に田中俊一君、
宇宙開発委員会委員長に松尾弘毅君を任命することに、賛成226、反対6にて同意す
ることに決し、
公安審査委員会委員に東谷隆夫君を任命することに、賛成224、反対9にて同意する
ことに決した。

日程第1 政治資金規正法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対14に

て可決された。

日程第2 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第3 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（第164回国会内閣提出、第165回国会衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成132、反対101にて可決された。

日程第4 建築士法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 観光立国推進基本法案（衆議院提出）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時24分

○平成18年12月15日（金）

開会 午後4時31分

文部科学大臣伊吹文明君問責決議案（佐藤泰介君外14名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることにより、水岡俊一君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成98、反対132にて否決された。

日程第1 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（第164回国会内閣提出、第165回国会衆議院送付）

日程第3 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆

議院送付)

以上両案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2は賛成210、反対15にて可決、日程第3は賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第5 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案（衆議院提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成132、反対98にて可決された。

日程第6 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成212、反対16にて可決された。

日程第7 教育基本法案（第164回国会内閣提出、第165回国会衆議院送付）

本案は、教育基本法に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成131、反対99にて可決された。

日程第8 ないし第20の請願

本請願は、厚生労働委員長外3委員長の報告を省略し、日程第19の請願は委員会決定のとおり採択することに決し、その他の請願は全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

散会 午後5時53分

○平成18年12月19日（火）

開会 午前10時1分

日程第1 委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

- 一、特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案（第164回国会参第2号）
- 一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（第164回国会参第7号）
- 一、国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（第164回国会参第13号）
- 一、国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図る

ための会計法の一部を改正する法律案（第164回国会参第14号）

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

- 一、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

- 一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

- 一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

- 一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

- 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

- 一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

- 一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

- 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

- 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

- 一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度特別会計歳入歳出決算、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書
一、平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書
一、平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

一、政府開発援助等に関する調査

国際問題に関する調査会

一、国際問題に関する調査

経済・産業・雇用に関する調査会

一、経済・産業・雇用に関する調査

少子高齢社会に関する調査会

一、少子高齢社会に関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たりあいさつをした。

休憩 午前10時4分

再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
月日	事 項	演説者	月日	質疑者
18. 9. 29	所信表明演説	安倍内閣総理大臣	10. 3	伊藤 基隆君(民主) 片山 虎之助君(自民)
			10. 4	浜四津 敏子君(公明) 平田 健二君(民主) 有村 治子君(自民) 鈴木 寛君(民主) 市田 忠義君(共産) 福島 みずほ君(社民)

国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
月日	事 項	報告者	月日	質疑者
18. 11. 24	平成十七年度決算の概要について	尾身財務大臣	同日	吉田 博美君(自民) 羽田 雄一郎君(民主) 山本 保君(公明) 仁比 聡平君(共産) 又市 征治君(社民)

3 本会議決議

審議表

番号	件 名	提 出 者	提 出 月 日	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	備 考
1	北朝鮮の核実験に抗議し、すべての核兵器及び核計画の放棄を求める決議案	市川一朗君 外 6 名	18. 10. 11			18. 10. 11 可決	
2	文部科学大臣伊吹文明君問責決議案	佐藤泰介君 外14名	18. 12. 15			18. 12. 15 否決	
3	内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案	井上哲士君 外 1 名	18. 12. 15	未 了			

可決したもの

平成18年10月11日

北朝鮮の核実験に抗議し、すべての核兵器及び核計画の放棄 を求める決議

北朝鮮による核開発は、我が国を含む北東アジア地域全体の平和と安全に対する直接の脅威であると同時に、国際社会全体の平和と安全に対する重大な挑戦である。このため、国際連合を中心とする国際社会は、北朝鮮の核開発問題に重大な関心を持ち続け、我が国を始め関係各国は、六者会合を中心に、あらゆる機会をとらえ北朝鮮に対し核兵器の開発を断念するよう最大限の外交努力を続けてきた。

しかるに、北朝鮮は日本人拉致問題についても不誠実な態度をとり続け、拉致問題解決に向けた我が国の要求に何ら応じないばかりか、去る7月の弾道ミサイル発射の強行に続き、核実験の予告を行うに至った。これに対し、国際社会が国際連合安全保障理事会の議長声明の発出を始めとする様々な取組により、北朝鮮の自制を促したにもかかわらず、このような努力を無視して核実験を強行したことは、いかなる理由に基づくといえども全く正当化の余地はなく、我が国はその無謀な暴挙を絶対に容認することはできない。

本院は、我が国が広島・長崎への原爆投下を経験した唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対し、あらためて、核兵器廃絶への不断の努力を誓うとともに

に、北朝鮮の核実験に嚴重に抗議し、断固として非難し、北朝鮮が直ちにすべての核兵器及び核計画を放棄することを強く求める。

政府は、本院の主旨を体し、更なる情報の収集・分析に努めつつ、直ちにあらゆるルートを通じて北朝鮮に対し、我が国の断固たる抗議の意志を伝え、日朝平壤宣言に違反した北朝鮮が関係 5 か国の求めに応じ、早期かつ無条件に六者会合に復帰し、すべての核兵器及び核計画を放棄するよう促すとともに、今後は、中国、韓国など地域の関係国との協調を強化し、米国など関係各国と連携し国際連合憲章第 7 章に基づく措置も含め、国際社会が結束した外交を展開し、平和的な解決を模索すべきである。

右決議する。

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧 (20名)

委員長	藤原 正司 (民主)	田村 耕太郎 (自民)	黒岩 宇洋 (民主)
理事	秋元 司 (自民)	竹山 裕 (自民)	郡司 彰 (民主)
理事	鴻池 祥肇 (自民)	西銘 順志郎 (自民)	松井 孝治 (民主)
理事	朝日 俊弘 (民主)	林 芳正 (自民)	風間 昶 (公明)
理事	工藤 堅太郎 (民主)	山谷 えり子 (自民)	白浜 一良 (公明)
	佐藤 泰三 (自民)	神本 美恵子 (民主)	亀井 郁夫 (国民)
	鈴木 政二 (自民)	木俣 佳丈 (民主)	(18.10.24 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。また、前国会から継続審査となっていた本院議員提出4件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願4種類26件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案は、前国会に提出され、衆議院で継続審査とされたものである。委員会においては、本法律案と道州制及び地方分権改革推進法との関係、憲法95条による住民投票実施の必要性、北海道に道州制特別区域制度を導入する意義、本法律案により特定広域団体に委譲される事務・事業の内容、事業委譲に際しての人件費等に係る交付金の内訳、道州制特別区域推進本部の会議への北海道知事等の参画、道州制特区制度の一般道民及び国民への広報の必要性等について質疑を行い、7名の参考人から意見を聴取し、本法律案は、多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

10月31日、第164回国会閉会後の6月27日及び28日の両日、大阪府及び京都府において実施した、警察及び皇室制度等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

11月7日、経済成長率と国民負担率の関係、医療、教育、雇用に関する現状認識及び改革の方向性、政府税制調査会の在り方、産科医を始めとする医師の偏在問題とその対策、北朝鮮による日本人拉致問題及び六者会合再開に向けた政府の対応、青少年有害情報対策としての立法の必要性、採用・人事制度の柔軟化、大学におけるキャリ

ア支援、中小企業向け融資等に係る再チャレンジ施策の在り方、食育の定義及び栄養教諭の具体的役割と配置促進のための方策、飲酒運転の根絶に向けた取組、教育基本法の改正及び教育委員会改革の在り方等の諸問題について質疑を行った。

11月14日、外国人労働者受入れに係る財団法人国際研修協力機構の業務実態、優秀な人材確保に向けた国家公務員制度改革の必要性、風俗案内所を風俗営業法の対象とする必要性、携帯電話の有害サイトから子どもを守るためのフィルタリングサービスの普及促進、公益法人の指導監督基準見直し後の天下り状況及び公務員の再就職規制見直しの検討状況、内閣官房及び内閣府の機能・役割とその在り方、各府省の連携による自殺関連統計の見直し、関係機関の情報共有による消費者問題への対応、飲酒運転防止のためのひき逃げの厳罰化と体験教育の必要性、国民の実感が伴う景気回復に向けた公共投資の必要性等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成18年10月24日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○平成18年10月31日（火）（第2回）

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成18年11月7日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 医療、教育、雇用をめぐる経済財政政策及び国民負担の在り方に関する件、産科医療機能の充実に関する件、北朝鮮による日本人拉致問題及び六者会合に関する件、青少年の育成及び有害情報の規制に関する件、再チャレンジ支援策に関する件、食育推進の在り方及び栄養教諭に関する件、教育基本法の改正に関する件等について大田内閣府特命担当大臣、塩崎内閣官房長官、高市内閣府特命担当大臣、溝手国家公安委員会委員長、佐田内閣府特命担当大臣、鈴木内閣官房副長官、田村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 峰崎直樹君（民主）、木俣佳丈君（民主）、秋元司君（自民）、風間昶君（公明）、亀井郁夫君（国民）

○平成18年11月14日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公務員制度改革及び天下り規制に関する件、骨太の方針及び格差問題に関する件、改正風俗営業法の施行状況及び子どもの携帯電話利用の在り方に関する件、内閣官房及び内閣府の在り方に関する件、自殺対策の推進に関する件、飲酒運転対策に関する件、景気回復の現状及び今後の経済財政政策に関する件等について大田内閣府特命担当大臣、溝手国家公安委員会委員長、高市内閣府特命担当大臣、佐田国務大臣、塩崎内閣

官房長官、林内閣府副大臣、平沢内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、松井孝治君（民主）、朝日俊弘君（民主）、白浜一良君（公明）、亀井郁夫君（国民）

○平成18年11月30日（木）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（第164回国会閣法第90号）（衆議院送付）について佐田国務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、林内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、風間昶君（公明）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年12月5日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（第164回国会閣法第90号）（衆議院送付）について佐田国務大臣、望月国土交通副大臣、林内閣府副大臣、国井農林水産副大臣、武見厚生労働副大臣、大野総務副大臣、土屋総務大臣政務官、菅原厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕峰崎直樹君（民主）、木俣佳丈君（民主）、朝日俊弘君（民主）、亀井郁夫君（国民）

○平成18年12月7日（木）（第7回）

○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（第164回国会閣法第90号）（衆議院送付）について参考人第28次地方制度調査会委員松本英昭君、新潟大学大学院実務法学研究科助教授田村秀君、同志社大学法学部教授市川喜崇君、北海学園大学法学部教授横山純一君、北海道知事高橋はるみ君、財団法人太陽北海道地域づくり財団会長東原俊郎君及び北海道大学公共政策大学院教授山口二郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

・参考人（松本英昭君、田村秀君、市川喜崇君、横山純一君）に対する質疑

〔質疑者〕秋元司君（自民）、松井孝治君（民主）、白浜一良君（公明）

・参考人（高橋はるみ君、東原俊郎君、横山純一君、山口二郎君）に対する質疑

〔質疑者〕秋元司君（自民）、黒岩宇洋君（民主）、白浜一良君（公明）、亀井郁夫君（国民）

○平成18年12月12日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（第164回国会閣法第90号）（衆議院送付）について佐田国務大臣、林内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕工藤堅太郎君（民主）、亀井郁夫君（国民）

(第164回国会閣法第90号) 賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、国民

○平成18年12月14日(木)(第9回)

○請願第3号外25件を審査した。

○特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案(第164回国会参第2号)

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(第164回国会参第7号)

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(第164回国会参第13号)

国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案(第164回国会参第14号)

以上4案の継続審査要求書を提出することを決定した。

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨

①成立した議案

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案 (第164回国会閣法第90号)

【要旨】

本法律案は、市町村の合併の進展による市町村の区域の広域化、経済社会生活圏の広域化、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に伴い、広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域基本方針の策定、道州制特別区域計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めることにより、地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「道州制特別区域」とは、北海道地方又は自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる地域を一体とした地方(3以上の都府県の区域の全部をその区域に含むものに限る。)のいずれかの地方の区域の全部をその区域に含む都道府県であつて政令で定めるもの(以下「特定広域団体」という。)の区域をいう。

二、基本理念

道州制特別区域における広域行政の推進(以下単に「広域行政の推進」という。)は、広域に分散して存在する産業、福祉、文化等の有する機能及び経済活動、社会活動その他の活動に利用される資源を有効かつ適切に組み合わせて一体的に活用すること、区域

内の各地域の特性に配慮しつつ、住民の福祉の向上並びに経済及び社会の発展に寄与すること、国と特定広域団体との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域団体の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。

三、道州制特別区域基本方針

政府は、広域行政の推進の意義及び目標に関する事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき措置についての計画及び当該計画の計画期間等を、広域行政の推進に関する基本的な方針（以下「道州制特別区域基本方針」という。）として、閣議決定により定めなければならない。

特定広域団体は、広域行政の推進に関して、関係市町村の意見を聴き、当該特定広域団体の議会の議決を経た上で、内閣総理大臣に対し、道州制特別区域基本方針の変更についての提案をすることができる。

四、道州制特別区域計画に基づく特別の措置

特定広域団体は、道州制特別区域基本方針に基づき、関係市町村の意見を聴き、当該特定広域団体の議会の議決を経た上で、その広域行政の推進に関する計画（以下「道州制特別区域計画」という。）を作成することができる。道州制特別区域計画には、目標、実施しようとする広域的施策の内容、当該広域的施策と併せて実施しようとする特定事務等（国の行政機関の長の権限に属する事務等のうち、法令の特例措置が適用されるものとして定められた、国が開設した病院等の指定、商工会議所の定款変更等の認可、調理師養成施設の指定及び危険猟法の許可に関する事務）の事項等を定め、特定広域団体が道である場合は、この法律に掲げる国が実施している工事又は事業（砂防工事、保安施設事業、開発道路改築事業、二級河川改良工事）のうち、当該広域的施策と併せて自ら実施しようとするものの内容を定める。

五、交付金の交付

国は、道である特定広域団体が、この法律に掲げる国が実施している工事又は事業を自ら実施するときは、その実施に要する経費に充てるため、施設整備の状況その他の事項を勘案し、国が実施するならば国が負担することとなる費用の割合を参酌して、予算の範囲内で、特定砂防工事交付金、特定保安施設事業交付金、特定道路事業交付金又は特定河川改良工事交付金を交付することができる。

六、道州制特別区域推進本部

道州制特別区域基本方針の案の作成、道州制特別区域基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること等を行うため、内閣に、内閣総理大臣を長とする道州制特別区域推進本部を置く。

七、施行期日等

- （一）この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、法令の特例措置は平成19年4月1日から施行する。特定砂防工事交付金、特定道路事業交付金及び特定河川改良工事交付金の交付は平成22年度以降の年度の予算から、特定保安施設事業交付金の交付は平成19年度以降の年度の予算から適用する。

- (二) 政府は、法令の特例措置の施行後8年を経過した場合において、広域行政の推進における国及び特定広域団体の行政の効率化の状況その他のこの法律の施行の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、交付金に関する制度その他の広域行政の推進に関する制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

②継続審査となった議案

特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案 (第164回国会参第2号)

【要旨】

本法律案は、特殊法人等の業務の適正な運営の確保等に資するため、特殊法人等の役員及び職員について、その離職後、特殊法人等と密接な関係にある特定の私企業の地位に就くことの制限に関する措置を定めようとするものである。

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(第164回国会参第7号)

【要旨】

本法律案は、旧陸海軍の関与の下で行われた女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制により、それらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実につき謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資する措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題であることにかんがみ、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に必要な基本的事項を定めようとするものである。

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための 国家公務員法等の一部を改正する法律案(第164回国会参第13号)

【要旨】

本法律案は、国の行政機関等の業務の公正な執行の確保等に資するため、国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化に関する措置を講じようとするものである。

国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図る ための会計法の一部を改正する法律案(第164回国会参第14号)

【要旨】

本法律案は、国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るため、指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の内容及び過程に関する事項、落札者又は随意契約の相手方の役員のうち国の職員であった者の数等を公表しなければならないこと等を定めようとするものである。

委員一覧 (25名)

委員長	山内 俊夫 (自民)	木村 仁 (自民)	内藤 正光 (民主)
理事	景山 俊太郎 (自民)	世耕 弘成 (自民)	澤 雄二 (公明)
理事	二之湯 智 (自民)	山崎 力 (自民)	高野 博師 (公明)
理事	森元 恒雄 (自民)	山本 順三 (自民)	吉川 春子 (共産)
理事	伊藤 基隆 (民主)	吉村 剛太郎 (自民)	又市 征治 (社民)
理事	那谷屋 正義 (民主)	今泉 昭 (民主)	長谷川 憲正 (国民)
	小野 清子 (自民)	芝 博一 (民主)	— 欠員 1 名 —
	尾辻 秀久 (自民)	高嶋 良充 (民主)	
	河合 常則 (自民)	高橋 千秋 (民主)	(18. 10. 24 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出 3 件、本院議員提出 2 件及び衆議院提出 1 件の合計 6 件であり、そのうち内閣提出 3 件及び衆議院提出 1 件の合計 4 件を可決した。

また、本委員会付託の請願 3 種類 45 件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

公務員給与 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年 8 月 8 日の人事院の給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給の特別調整額及び扶養手当の額の改定並びに広域異動手当の新設等を行うものであり、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、秘書官について、一般職の職員の例により、広域異動手当を新設しようとするものである。両法律案は、委員会において一括して議題とされ、官民給与比較方法の見直しと人事院勧告の在り方、公務員給与の決定過程における労使協議の必要性、新たな人事評価制度試行の状況と評価の公正・公平性の確保、国家公務員における女性の採用及び登用の拡大等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定した。なお、一般職職員給与法改正案に附帯決議が付された。

地方分権 地方分権改革推進法案は、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権改革の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、必要な体制を整備しようとするものであり、衆議院において、財政上の措置の在り方の検討については、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から行うものとするとともに、内閣総理大臣は地方分権改革推進委員会から勧告を受けたときは、これを国会に報告する旨の修正が行われている。委員会においては、参

考人から意見を聴取するとともに、法案提出の意義と地方分権改革の目指すべき方向、前回の地方分権推進法と今回の法案との相違点、住民自治を重視した地方分権推進の取組、地方分権と道州制の改革を同時に進める必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決すべきものと決定した。なお、附帯決議が付された。

平和祈念事業 第163回国会に衆議院議員発議により提出され継続審査となっていた独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案は、行政の効率的実施の観点から独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止するとともに、関係者に対し慰藉の念を示す事業に必要な費用に充てるため、同基金の資本金の一部を取り崩すことができるようにするものであり、衆議院において施行期日を一部修正の上、本院に提出された。委員会においては、いずれも本院議員発議による戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案の両案と一括して議題とされ、参考人から意見を聴取するとともに、法律案提出に至るまでの経緯、関係者に対する新たな慰藉事業の具体的内容、戦後強制抑留者に対する特別給付金支給法案の趣旨、高齢者に支給する慰労品への配慮の必要性等について質疑が行われた。次いで、衆議院提出法律案について質疑を終局し、討論の後、多数をもって可決すべきものと決定した。

〔国政調査等〕

10月26日、一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について谷人事院総裁から説明を聴いた。

10月31日、消防の充実強化に関する件、地方分権推進に関する件、新型交付税に関する件、公務員制度改革に関する件、市町村合併の課題に関する件、NHKに対する国際放送の実施命令に関する件、地上デジタル放送に関する件、集配郵便局の再編に関する件等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成18年8月29日（火）（第164回国会閉会後第1回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本郵政公社平成16年度財務諸表の承認に関する報告に関する件について竹中総務大臣及び参考人日本郵政公社総裁生田正治君から説明を聴いた後、同大臣、赤羽財務副大臣、政府参考人、参考人日本郵政株式会社代表取締役社長西川善文君、日本郵政公社総裁生田正治君、同公社常務執行役員塚田爲康君、同公社理事佐々木英治君、同公社理事岡田克行君及び同公社理事斎尾親徳君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 景山俊太郎君（自民）、高橋千秋君（民主）、那谷屋正義君（民主）、澤

○平成18年10月24日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。

○平成18年10月26日（木）（第2回）

- 一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について谷人事院総裁から説明を聞いた。

○平成18年10月31日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 消防の充実強化に関する件、地方分権推進に関する件、新型交付税に関する件、公務員制度改革に関する件、市町村合併の課題に関する件、NHKに対する国際放送の実施命令に関する件、地上デジタル放送に関する件、集配郵便局の再編に関する件等について菅総務大臣、大野総務副大臣、谷口総務大臣政務官、谷人事院総裁、政府参考人及び参考人日本放送協会理事石村英二郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕二之湯智君（自民）、山本順三君（自民）、那谷屋正義君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国民）

○平成18年11月7日（火）（第4回）

- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）
- 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

以上両案について菅総務大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成18年11月9日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）
- 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

以上両案について菅総務大臣、林内閣府副大臣、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕高嶋良充君（民主）、遠山清彦君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

(閣法第6号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派 なし

(閣法第7号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派 なし

なお、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○平成18年11月30日(木)(第6回)

- 地方分権改革推進法案(閣法第9号)(衆議院送付)について菅総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院総務委員長佐藤勉君から説明を聴いた。また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年12月5日(火)(第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方分権改革推進法案(閣法第9号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員谷公一君、菅総務大臣、富田財務副大臣、渡辺国土交通副大臣、椎名財務大臣政務官、小淵文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会理事原田豊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕景山俊太郎君(自民)、山崎力君(自民)、山本順三君(自民)、内藤正光君(民主)、芝博一君(民主)、澤雄二君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国民)

○平成18年12月6日(水)(第8回)

- 地方分権改革推進法案(閣法第9号)(衆議院送付)について参考人全国市長会会長・石川県金沢市長山出保君、全国町村会副会長・島根県斐川町長本田恭一君及び東京大学大学院法学政治学研究科教授金井利之君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕二之湯智君(自民)、那谷屋正義君(民主)、遠山清彦君(公明)、吉川春子君(共産)、長谷川憲正君(国民)

○平成18年12月7日(木)(第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方分権改革推進法案(閣法第9号)(衆議院送付)について菅総務大臣、椎名財務大臣政務官、政府参考人、参考人日本郵政公社理事佐々木英治君及び日本郵政株式会社執行役員白川均君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕二之湯智君(自民)、高嶋良充君(民主)、遠山清彦君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国民)

(閣法第9号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、国民
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成18年12月12日（火）（第10回）

- 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案（第163回国会衆第2号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員宮下一郎君から趣旨説明を聴き、

戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（参第2号）

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案（参第3号）

以上両案について発議者参議院議員谷博之君から趣旨説明を聴いた。

また、以上3案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年12月14日（木）（第11回）

- 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案（第163回国会衆第2号）（衆議院提出）

戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（参第2号）

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案（参第3号）

以上3案について参考人軍人軍属恩給欠格者全国連盟長崎県連合会長元島和男君及び全国抑留者補償協議会参与有光健君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕二之湯智君（自民）、円より子君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国民）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案（第163回国会衆第2号）（衆議院提出）

戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（参第2号）

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案（参第3号）

以上3案について発議者参議院議員谷博之君、発議者衆議院議員宮路和明君、同宮下一郎君、同榊屋敬悟君、菅総務大臣、鈴木内閣官房副長官、政府参考人及び参考人独立行政法人平和祈念事業特別基金理事長増田弘君に対し質疑を行い、

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案（第163回国会衆第2号）（衆議院提出）について討論の後、可決した。

〔質疑者〕小野清子君（自民）、芝博一君（民主）、那谷屋正義君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国民）

（第163回国会衆第2号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民、国民

- 請願第398号外44件を審査した。

- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する

調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成18年8月8日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給の特別調整額及び扶養手当の額の改定並びに広域異動手当の新設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、俸給の特別調整額について、支給割合の限度を職員の属する職務の級における最高の号棒の俸給月額 $\frac{100}{25}$ とする。
- 二、扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る月額を1人につき6,000円とする。
- 三、新たに広域異動手当を設け、職員が官署を異にして異動した場合等において、異動等に係る官署間の距離及び住居と官署との間の距離がいずれも60キロメートル以上であるとき等は、当該職員には、異動等の日から3年間、俸給等の月額の合計額に官署間の距離の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を支給する。
- 四、この法律は、平成19年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一、人事院は、中立・公正な第三者機関として、官民給与の精確な比較等により公務員給与の適正な水準の維持・確保に努めること。
 - 二、人事院は、俸給の特別調整額の定額化について、民間企業における役付手当の実態などを踏まえ、管理職員の職務・職責が的確に反映されたものとなるよう努めること。
 - 三、行政の多様化、複雑・高度化に対応するため、専門スタッフ職俸給表の新設については、各府省における複線型人事管理の取組状況等を踏まえ、具体化を図るよう努めること。
 - 四、政府は、育児のための短時間勤務制度及び自己啓発等の休業制度について、人事院の意見の申出に基づき、関係法案を速やかに提出するよう努めること。
 - 五、公務員制度改革を検討するに当たっては、労働基本権の在り方も含め、職員団体等の意見を十分聴取し、理解を得るよう最大限努力すること。
- 右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に併せて、必要な改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、秘書官について、一般職の職員の例により、広域異動手当を新設する。
- 二、この法律は、平成19年4月1日から施行する。

地方分権改革推進法案(閣法第9号)

【要旨】

本法律案は、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権改革の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、必要な体制を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方分権改革の推進に関する基本理念

地方分権改革の推進は、国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

二、国及び地方公共団体の責務

- 1 国は、地方分権改革を集中的かつ一体的に推進するために必要な体制を整備するとともに、地方分権改革の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。
- 3 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

三、地方分権改革の推進に関する基本方針

- 1 国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体への権限移譲の推進、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けの整理・合理化、地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理・合理化その他所要の措置を講ずるものとし、さらに、当該措置に応じ、国庫補助負担金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。

四、地方分権改革推進計画

政府は、地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権改革推進計画を作成し、当該計画を国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

五、地方分権改革推進委員会

- 1 内閣府に、地方分権改革推進委員会を設置する。

- 2 地方分権改革推進委員会は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員7人をもって組織し、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するものとする。

六、施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律は、施行の日から起算して3年を経過した日にその効力を失う。

なお、本法律案は、衆議院において、財政上の措置の在り方の検討については、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から行うものとするとともに、内閣総理大臣は地方分権改革推進委員会から勧告を受けたときは、これを国会に報告する旨の修正が行われた。

【附 帯 決 議】

地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一、今回の地方分権改革が国と地方の関係の基本にわたる見直しを行うものであることを踏まえ、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することができるよう、国と地方の役割を新たに見直す場合には、地方への税源移譲等役割分担に応じた税財政上の措置を講ずること。
- 二、地方分権改革推進委員会における調査審議の充実が極めて重要であることにかんがみ、委員の人選に当たっては、地方公共団体の意見が十分反映するよう特に配慮するとともに、同委員会の権限が地方分権改革に関係するあらゆる事項に及ぶとの前提の下に、同委員会の要請に応じ最大限の協力を行うよう、適切な事務局体制を構築する等、万全の措置を講ずること。
- 三、地方分権改革を集中的かつ一体的に推進するためには、地方公共団体との密接な連携と関係府省の誠意ある対応を確保し、国民の関心と理解を得ることが必要不可欠であることにかんがみ、地方分権改革推進委員会の調査審議の基本方針を可能な限り早期に示すことを同委員会に対して要請すること。
- 四、地方分権改革推進計画の作成に当たっては、地方公共団体の意見を幅広く、誠実に聴取するよう、常設の場を設ける等、最大限の配慮を払うとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を尊重してその実現を図ること。
- 五、本法に基づき地方分権改革推進計画が実施に移されるまでの間においても、地方分権改革のための措置を検討中であることを理由として、地方分権に向けた動きを停滞させることのないようにすること。また、この間において、地方に関係する制度の改正を行う場合には、本法に基づく地方分権改革と整合性がとれたものとなるよう、特段の配慮を払うこと。

右決議する。

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(第163回国会衆第2号)

【要旨】

本法律案は、行政の効率的実施の観点から独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止するとともに、関係者に対し慰藉の念を示す事業に必要な費用に充てるため独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）の資本金の一部を取り崩すことができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和63年法律第66号）を廃止する。
- 二、基金は、関係者に対し慰藉の念を示す事業を行う業務に必要な費用に充てるため、その資本金の一部を取り崩すことができる。当該取り崩した額に相当する金額については、基金に対する政府の出資はなかったものとし、基金はその額により資本金を減少するものとする。
- 三、この法律は、平成22年9月30日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、資本金の一部を取り崩すことができるとする規定は、公布の日から施行する。

②審査未了となった議案

戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(参第2号)

【要旨】

本法律案は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられ、また、それにもかかわらず当該強制労働に対する対価の支払を受けていないこと等の特別の事情にかんがみ、あわせてそれらの者が本邦に帰還した後の状況等についても考慮し、戦後強制抑留者に対し、その労苦を慰藉するため、特別給付金を支給しようとするものである。

**独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案
(参第3号)**

【要旨】

本法律案は、行政の効率的実施の観点等から独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止しようとするものである。

法務委員会

委員一覧 (20名)

委員長	山下	栄一 (公明)	陣内	孝雄 (自民)	松岡	徹 (民主)
理事	岡田	広 (自民)	関谷	勝嗣 (自民)	浜四津	敏子 (公明)
理事	松村	龍二 (自民)	谷川	秀善 (自民)	仁比	聡平 (共産)
理事	築瀬	進 (民主)	若林	正俊 (自民)	近藤	正道 (社民)
理事	木庭	健太郎 (公明)	江田	五月 (民主)	扇	千景 (無)
	青木	幹雄 (自民)	小林	正夫 (民主)	角田	義一 (無)
	山東	昭子 (自民)	前川	清成 (民主)		(18.10.24 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願5種類105件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

信託法案は、社会経済情勢の変化にかんがみ、信託法制について、受託者の義務、受益者の権利等に関する規定を整備するほか、信託の併合及び分割、委託者が自ら受託者となる信託、受益証券発行信託、限定責任信託、受益者の定めのない信託等の新しい制度を導入するとともに、国民に理解しやすい法制とするためこれを現代用語の表記によることとする等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、公益信託以外の受益者の定めのない信託に関する経過措置について修正が行われた。信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法案は、信託法の施行に伴い、旧信託法、信託業法その他の63の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。委員会においては、両法律案を一括として議題とし、受託者の義務が合理化された意義、受益者保護のための規定の実効性、自己信託及び目的信託の活用方法と弊害防止措置、福祉型信託の望ましい在り方、事業信託に対する税制及び会計基準の在り方等について質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取を行い、また、財政金融委員会との連合審査会を開催した。両法律案は、討論の後、いずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月26日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、死刑執行状況及び死刑執行制度に関する法務大臣の認識、刑務所の過剰収容対策及び改善指導の効果的实施について

ての今後の取組、再犯防止のため刑務所における職業訓練を充実させる必要性、外国人の不法滞在半減キャンペーンの現状と今後の具体的取組、裁判員制度の準備状況及び今後の広報等の取組、捜査の可視化・法テラス等司法制度改革の実施状況、代理出産における親子関係確認のための法整備の必要性、学校内のいじめの実態把握と関係省庁による連携した取組の必要性、更生保護制度の抜本的改革の在り方、ヤミ金融事犯の取締状況及び徹底した取締りの必要性、日賦貸付特例を即時廃止する必要性、諸外国における国際組織犯罪防止条約締結のための国内法の整備状況等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成18年10月24日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成18年10月26日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 死刑執行状況に関する件、再犯防止対策に関する件、司法制度改革の実施状況に関する件、代理出産における親子関係の確認に関する件、学校内のいじめの実態把握と対応策に関する件、ヤミ金融事犯の取締状況に関する件、諸外国における国際組織犯罪防止条約締結のための国内法整備状況に関する件等について長勢法務大臣、水野法務副大臣、渡辺内閣府副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、岡田広君（自民）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成18年11月28日（火）（第3回）

- 信託法案（第164回国会閣法第83号）（衆議院送付）

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第164回国会閣法第84号）（衆議院送付）

以上両案について長勢法務大臣から趣旨説明を、信託法案（第164回国会閣法第83号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員早川忠孝君から説明を聴いた。

○平成18年11月30日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 信託法案（第164回国会閣法第83号）（衆議院送付）

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第164回国会閣法第84号）（衆議院送付）

以上両案について長勢法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、前川清成君（民主）、浜四津敏子君（公明）、仁比

聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

また、両案について財政金融委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成18年12月5日（火）（第5回）

○信託法案（第164回国会閣法第83号）（衆議院送付）

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第164回国会閣法第84号）（衆議院送付）

以上両案について参考人一橋大学大学院法学研究科教授中田裕康君、日本弁護士連合会信託法及び信託業法改正対応チーム座長深山雅也君及び社団法人信託協会副会長・みずほ信託銀行株式会社取締役社長池田輝彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、築瀬進君（民主）、浜四津敏子君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成18年12月6日（水）

法務委員会、財政金融委員会連合審査会（第1回）

○信託法案（第164回国会閣法第83号）（衆議院送付）

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第164回国会閣法第84号）（衆議院送付）

以上両案について長勢法務大臣、山本内閣府特命担当大臣、富田財務副大臣、渡辺内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、大久保勉君（民主）、西田実仁君（公明）、仁比聡平君（共産）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成18年12月7日（木）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○信託法案（第164回国会閣法第83号）（衆議院送付）

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第164回国会閣法第84号）（衆議院送付）

以上両案について長勢法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、築瀬進君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

（第164回国会閣法第83号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民
欠席会派 無
(第164回国会閣法第84号) 賛成会派 自民、民主、公明
反対会派 共産、社民
欠席会派 無

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成18年12月14日（木）（第7回）

- 請願第87号外104件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

信託法案(第164回国会閣法第83号)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化にかんがみ、信託法制について、受託者の義務、受益者の権利等に関する規定を整備するほか、信託の併合及び分割、委託者が自ら受託者となる信託、受益証券発行信託、限定責任信託、受益者の定めのない信託等の新しい制度を導入するとともに、国民に理解しやすい法制とするためこれを現代用語の表記によるものとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、受託者の義務等の内容の適切な要件の下での合理化

- 1 形式的には利益相反行為に該当する行為でも、信託行為の定め、重要な事実の開示を受けた受益者の承認、受益者の利益を害しないときその他正当な理由があるとき等は許容する。
- 2 信託行為に信託事務処理の第三者への委託を許容する旨の定めがない場合でも、やむを得ない事由があるときのみならず、信託の目的に照らして相当であるときにはこれを許容し、受託者の選任・監督上の義務について規定を整備する。

二、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律の整備

- 1 受益者が必要な情報を入手できるよう、帳簿等の作成、保管等に関する規定を整備する。
- 2 損失てん補等の請求に加えて、違法行為の差止請求の制度を創設する。
- 3 受益者が多数決で意思決定することを許容するほか、受益者集会などの制度を創設する。
- 4 現行の信託管理人に加えて、受益者に代わって受託者を監視・監督する信託監督人、受益者に代わってその権利を行使する受益者代理人の制度を創設する。

三、多様な信託の利用形態に対応するための制度の整備

- 1 信託の併合・分割の制度を創設する。

- 2 受益権の有価証券化を可能とする信託（受益証券発行信託）を創設する。
- 3 新しい類型の信託として、限定責任信託、受益者の定めのない信託（目的信託）、自己信託（信託宣言）を創設する。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 自己信託に関する規定は、この法律の施行の日から起算して1年を経過するまでの間は、適用しない。
- 3 受益者の定めのない信託（公益を目的とするものは除く。）は、別に法律で定める日までの間、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足る財産的基礎及び人的構成を有する者として政令で定める法人以外の者を受託者としてすることができない。
- 4 3の別に法律で定める日については、受益者の定めのない信託のうち公益を目的とする信託に係る見直しの状況その他の事情を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定める。

なお、本法律案は、衆議院において、公益信託以外の受益者の定めのない信託について、当分の間、政令で定める法人以外の者を受託者としてすることはできないとされていた経過措置に関して、公益信託に係る見直しの状況その他の事情を踏まえて検討され、その結果に基づいて別に法律で定める日までの間、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足る財産的基礎及び人的構成を有する者として政令で定める法人以外の者を、受託者としてすることができないこととする旨の修正が行われた。

【信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議】

政府及び関係者は、法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 信託が、我が国の社会において、今後とも広く利用が見込まれることにかんがみ、受託者の任務が適切に遂行されるよう、信託法、信託業法等に基づく受託者の義務について十分な周知を図るなど必要な方策を講ずること。
- 二 高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託については、特にきめ細やかな支援の必要性が指摘されていることにも留意しつつ、その担い手として弁護士、社会福祉法人等の参入の取扱いなどを含め、幅広い観点から検討を行うこと。
- 三 自己信託については、委託者と受託者が同一人であるという制度の特質を踏まえて特例が設けられた趣旨にかんがみ、その適正な運用に資するよう、適用が凍結された1年間を経過するまでに、その周知を図るとともに、会計上及び税務上の取扱い等について十分な検討を行い、周知その他の必要な措置を講ずること。特に、公証人の関与が予定されていることを踏まえ、公証人の在り方についても検討すること。
- 四 受益者の定めのない信託が制度の本旨に反して濫用されることのないよう、その制度の趣旨及び内容の周知徹底に努めるとともに、その利用状況等を踏まえて、信託法附則第3項の取扱いその他受託者等の規制の在り方について検討を行い、所要の措置を講ず

ること。

五 公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと。

六 今般の信託法の改正が、従来の規制を大幅に緩和し、新たな制度を導入するものであることにかんがみ、その運用状況等を注視し、特に、制度の濫用等が行われていないかの把握に努めること。

右決議する。

**信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
(第164回国会閣法第84号)**

【要 旨】

本法律案は、信託法の施行に伴い、旧信託法、信託業法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

【附 帯 決 議】

信託法案（第164回国会閣法第83号）と同一内容の附帯決議が行われている。

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	柏村	武昭 (自民)	川口	順子 (自民)	加藤	敏幸 (民主)
理事	岡田	直樹 (自民)	北川	イッセイ (自民)	佐藤	道夫 (民主)
理事	山本	一太 (自民)	小泉	昭男 (自民)	主演	了 (民主)
理事	浅尾	慶一郎 (民主)	櫻井	新 (自民)	榛葉	賀津也 (民主)
理事	柳田	稔 (民主)	関口	昌一 (自民)	浜田	昌良 (公明)
理事	高野	博師 (公明)	福島	啓史郎 (自民)	緒方	靖夫 (共产)
	浅野	勝人 (自民)	犬塚	直史 (民主)	大田	昌秀 (社民)

(18.10.17 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において本委員会に付託された案件は、条約2件及び内閣提出法律案4件の計6件であり、そのいずれも承認又は可決した。このほか、本委員会から法律案1件を提出することに決定した。

また、本委員会付託の請願8種類26件のうち、1種類3件を採択した。

〔条約及び法律案の審査〕

防衛庁の省移行、国際平和協力活動等の本来任務化 近年、自衛隊の任務・役割の拡大に伴い、危機管理の充実・強化、国際平和協力活動のための体制整備の必要性等が指摘されるようになり、省移行に関する議論も活発化した。このような背景の下、**防衛庁設置法等の一部を改正する法律案**が、本年6月9日（第164回国会）衆議院に提出されたが、第164回国会中は一度も審査が行われないうまま、継続審査となっていた。同法案は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つという任務の重要性にかんがみ、防衛庁の省への移行、国際平和協力活動等の本来任務化、安全保障会議の諮問事項の追加等に関し所要の措置を講じようとするものである。委員会においては、防衛庁の省移行の必要性とその意義、省移行後におけるシビリアン・コントロールの徹底、省移行に対する近隣諸国の反応、国際平和協力活動等の本来任務化に伴う自衛隊の役割の変化、本来任務化に伴う予算・組織・装備等への影響、自衛隊の活動に係る地理的範囲、安全保障会議の諮問事項を追加する理由等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、シビリアン・コントロールの徹底、防衛施設庁による談合事案等の再発防止等を求める附帯決議を行った。

国際テロ対策のための活動の継続 国際テロとの闘いは、一定の進展は見られるものの、世界各地でアルカイダ等の関与が疑われるテロ事件が引き続き発生しており、依然として国際社会の大きな課題となっている。平成十三年九月十一日のアメリカ合衆

国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、国際社会によるテロとの闘いが今後も継続される見通しであることを踏まえ、我が国が引き続き国際社会の一員としてテロとの闘いに寄与することが重要であるとの観点から、テロ対策特別措置法の有効期限を1年間延長しようとするものである。委員会においては、テロ対策特別措置法の有効期限を1年間延長する理由、諸外国による海上阻止活動の成果、海上自衛隊による洋上補給活動の成果と終了の見通し、テロとの闘いの後方支援及び国際平和協力に係る恒久法の制定、国際テロとの闘いについての外交努力、アフガニスタンの治安情勢、同国の国内秩序安定化の努力、復興支援、麻薬問題・貧困問題等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

ODA業務の一元的実施 近年、ODAの企画・立案部門における改革が進められており、本年4月には、官邸に「海外経済協力会議」が、外務省に「国際協力企画立案本部」及び国際協力局が設置された。独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案は、実施部門においてもODA改革を実施し、戦略的かつ効率的なODAを早期に実現するとの観点から、国際協力機構（JICA）が、従来より実施している技術協力業務に加え、国際協力銀行（JBIC）が実施する有償資金協力業務及び外務省が実施する無償資金協力業務の一部を承継することにより、JICAをODA業務の一元的な実施機関としようとするものである。委員会においては、本改正後の新たな援助実施機関、いわゆる新JICA創設の意義と援助業務の一元的運用、新JICAの組織・人事制度の見通し、国家戦略を踏まえた援助の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

経済連携の強化 近年、国際社会においては、自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）の締結の動きが活発化しており、我が国もアジア諸国を始めとした関係各国との協定締結に積極的に取り組んでいる。経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定は、我が国とフィリピンとの間における物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化を促進するとともに、人の移動の円滑化、知的財産の保護、ビジネス環境の整備、人材養成等の分野における協力等を定めるものである。また、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の規定に基づき、両国間の貿易における鶏肉、牛肉及びオレンジ生果の関税割当ての枠内税率等について定めるものである。委員会においては、両件を一括して議題とし、経済連携協定締結の意義、フィリピンとの経済連携協定の締結と有害廃棄物の輸出規制、フィリピンからの看護師及び介護福祉士の受入れに伴う体制の整備、今後の経済連携協定締結交渉における人の移動の問題に対する基本姿勢等について質疑が行われ、両件は

いずれも多数をもって承認された。

防衛庁職員に対する手当の改定・新設 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員の俸給の特別調整額（管理職手当）の上限を改めるとともに、新たに広域異動手当を設け、異動距離に応じて定める割合を俸給等に乗じて得た額を支給しようとするものである。委員会においては、俸給の特別調整額の定額化及び広域異動手当の新設による予算上の効果、自衛官の給与水準と手当の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

北朝鮮によるテポドン2を含むミサイル発射（7月5日）、国連安保理による対北朝鮮非難決議1695の採択（7月15日）、イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更（8月4日）等を踏まえ、第164回国会閉会後の8月11日、イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について安倍内閣官房長官から報告を聴取した後、質疑を行った。

第165回国会においては、北朝鮮による地下核実験実施の発表（10月9日）、国連安保理による対北朝鮮制裁決議1718の採択（10月14日）等を踏まえ、国政調査が行われた。

10月24日、北朝鮮の核実験問題と国連安保理決議に基づく制裁措置、我が国の核兵器保有をめぐる論議、日朝関係、アフガニスタン情勢、外交実施体制、沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

11月30日、外交実施体制の強化、ミサイル防衛、在日米軍再編問題、防衛庁の省昇格問題等について質疑を行った。

〔法律案の提出〕

ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給 昭和31年から34年までの間、国の企画・立案によるドミニカ共和国への移住事業が実施されたが、国による入植地の事前調査及び移住条件に関する情報提供の不備などにより、移住者は多くの困難・苦勞を余儀なくされ、他の移住先には見られない特有かつ特別の事情があった。本年6月7日、東京地裁においてドミニカ移住事業に係る国の情報提供義務違反等を指摘する判決がなされたことを受け、7月21日、「ドミニカ共和国移住問題の早期かつ全面的解決に向けての総理大臣談話」が閣議決定され、移住者に特別一時金を給付することとし、立法府において必要な措置が講じられるよう協議を進めるとの方針が示された。ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律案は、以上の経緯を踏まえ、国として率直に反省するとともに、ドミニカ移住者の努力に報いる等のため、移住者に対し特別一時金の支給等を実施しようとするものである。

11月7日、ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、提案者尾辻秀久君から趣旨説明を聴取し、麻生外相から国会法第57条の3の規定に基づき内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって本委員会提出法律案とすることに決定した。

(2) 委員会経過

○平成18年8月11日（金）（第164回国会閉会後第1回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件について安倍内閣官房長官から報告を聴いた後、同長官、額賀防衛庁長官、麻生外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 浅野勝人君（自民）、白眞勲君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成18年10月17日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○平成18年10月24日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮の核実験問題と国連安保理決議に基づく制裁措置に関する件、我が国の核兵器保有をめぐる論議に関する件、日朝関係に関する件、アフガニスタン情勢に関する件、外交実施体制に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について麻生外務大臣、久間防衛庁長官、浅野外務副大臣、高木経済産業大臣政務官、関口外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 山本一太君（自民）、犬塚直史君（民主）、白眞勲君（民主）、遠山清彦君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について塩崎内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成18年10月26日（木）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実

施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について麻生外務大臣、塩崎内閣官房長官、久間防衛庁長官、浅野外務副大臣、梶山国土交通大臣政務官、宮崎内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕犬塚直史君（民主）、岡田直樹君（自民）、白眞勲君（民主）、浅尾慶一郎君（民主）、柳田稔君（民主）、緒方靖夫君（共産）、遠山清彦君（公明）、大田昌秀君（社民）

（閣法第1号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

○平成18年11月2日（木）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年11月7日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について麻生外務大臣、平沢内閣府副大臣、椎名財務大臣政務官、関口外務大臣政務官、大前防衛庁長官政務官、政府参考人、参考人独立行政法人国際協力機構理事黒木雅文君、国際協力銀行理事武田薫君及び財団法人日本国際協力システム理事長佐々木高久君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕山本一太君（自民）、白眞勲君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第3号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

- ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律案の草案について提案者尾辻秀久君から説明を聴き、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○平成18年11月30日（木）（第6回）

- 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）

以上両件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交実施体制の強化に関する件、ミサイル防衛に関する件、在日米軍再編問題に関する

る件、防衛庁の省昇格問題に関する件等について麻生外務大臣、久間防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）、藤末健三君（民主）

○平成18年12月5日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）

以上両件について麻生外務大臣、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕榛葉賀津也君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第2号）賛成会派 自民、民主、公明、社民

反対会派 共産

（閣条第1号）賛成会派 自民、民主、公明、社民

反対会派 共産

○平成18年12月7日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第91号）（衆議院送付）について久間防衛庁長官から趣旨説明を聴いた後、同長官、鈴木内閣官房副長官、浅野外務副大臣、梶山国土交通大臣政務官、岡下内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉昭男君（自民）、白眞勲君（民主）、榛葉賀津也君（民主）、犬塚直史君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成18年12月12日（火）（第9回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第91号）（衆議院送付）について参考人拓殖大学海外事情研究所長森本敏君及び早稲田大学法学部教授水島朝徳君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕川口順子君（自民）、浅尾慶一郎君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第91号）（衆議院送付）について久間防衛庁長官、麻生外務大臣、浅野外務副大臣、木村防衛庁副長官及び政府

参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 犬塚直史君（民主）、藤末健三君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成18年12月14日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第91号）（衆議院送付）について麻生外務大臣、久間防衛庁長官、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 白眞勲君（民主）、榛葉賀津也君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（第164回国会閣法第91号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について久間防衛庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、木村防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 浅尾慶一郎君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣法第8号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○請願第1209号外2件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第41号外22件を審査した。

○外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の有効期限を1年間延長しようとするものである。

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案(閣法第3号)

【要旨】

昨年来、政府が実施してきたODA改革については、官邸に海外経済協力会議が、外務省に国際協力企画立案本部及び国際協力局が設置される等、ODAの企画・立案部門においては改革が既に進められている。

本法律案は、実施部門においてもODA改革を実現し、戦略的かつ効率的なODAを早期に実現するとの観点から、独立行政法人国際協力機構（JICA）を、ODAの3つの手法（技術協力、有償資金協力及び無償資金協力）の一元的な実施機関としようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、JICAが、これまで国際協力銀行（JBIC）が行ってきた有償資金協力業務を承継する。
- 二、JICAが、これまで外務省が所掌してきた無償資金協力の実施業務を承継する。ただし、機動的な実施の確保等、外交政策の遂行上の必要に基づき外務省が自ら実施するものは除くこととする。
- 三、有償資金協力業務と他の業務の勘定を区分するとともに、有償資金協力勘定の財務及び会計については、予算の国会議決制度等、現行JBICと同様の制度を維持することとする。
- 四、JICA全体の主務大臣は外務大臣とする。ただし、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項は、外務大臣及び財務大臣の共管とする。
- 五、JICAに、役員として、その長である理事長及び監事3人（1人増員）を置き、副理事長1人及び理事8人以内（2人増員）を置くことができることとする。
- 六、本法律は、一部の規定を除き、別に法律で定める日から施行する。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員の俸給の特別調整額の上限の改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、俸給の特別調整額は、管理又は監督の地位にある官職を占める職員の属する職務の級又は階級における最高の号俸による俸給月額100分の25を超えてはならないものとする。
- 二、事務官等及び自衛官に対して支給する手当として、広域異動手当を新設する。
- 三、本法律は、平成19年4月1日から施行する。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(第164回国会閣法第91号)

【要旨】

本法律案は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つという任務の重要性にかんがみ、防衛庁を防衛省とするため、所要の規定を整備するほか、我が国周辺の地域における

我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動等を自衛隊の任務として位置付けるとともに、安全保障会議の諮問事項を追加するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、防衛庁の省移行

- 1 防衛庁を防衛省とするとともに、その長を防衛大臣とする等所要の改正を行う。
- 2 防衛省の任務、所掌事務、組織等は、現行の防衛庁設置法に規定されているものと同様とする。
- 3 自衛隊の最高の指揮監督権、防衛出動の命令、治安出動の命令、海上警備行動の承認その他の内閣の首長としての「内閣総理大臣」の権限については変更せず、内閣府の長としての「内閣総理大臣」については、これを「防衛大臣」と改める等所要の改正を行う。

二、国際平和協力活動等の本来任務化

自衛隊の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、周辺事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動並びに国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動について、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされているものを行うこと等を新たに自衛隊法第3条に規定する自衛隊の任務とする。

三、安全保障会議の諮問事項の追加

安全保障会議の諮問事項に、内閣総理大臣が必要と認める周辺事態への対処に関する重要事項及び内閣総理大臣が必要と認める国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する自衛隊の活動に関する重要事項を追加する。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 防衛施設庁は、平成19年度において、廃止するものとし、同庁の機能については、防衛省本省への統合等の措置を講ずることにより、より適正かつ効率的に遂行することを可能とする体制を整備する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たって、憲法の下、国防の基本方針等の防衛に係る基本政策を堅持するとともに、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すべきである。

- 一 防衛庁の省移行に当たっては、自衛隊の管理運用のみならず、防衛政策に関する企画立案機能をも強化し、もって我が国の危機管理態勢の充実・強化を図り、国際社会の平和と安全の実現に取り組む姿勢を内外に明確にすること。
- 二 内閣総理大臣の自衛隊に対する最高の指揮監督権の保持等、現行のシビリアン・コントロールの基本的な枠組みを徹底させるとともに、さらに国民の代表である国会による恒常的な関与を深めシビリアン・コントロールを実効あらしめるため、関係法令の解釈

を含め国会に対する説明責任を的確に果たすこと。

三 防衛庁の省移行に当たっては、防衛政策の企画立案及び執行に係る防衛大臣の補佐体制を強化し、もって自衛隊に対する防衛大臣によるシビリアン・コントロールの徹底を図ること。

四 自衛隊の国際平和協力活動の本来任務化に当たっては、これらが従たる任務であるとの位置付けを踏まえ、警戒監視活動等にいささかも欠けるところの生じることがないよう、主たる任務である我が国の国土及び国民の防衛に万全を期すること。

五 防衛庁の省移行、国際平和協力活動等の本来任務化を踏まえ、近隣諸国を始めとする諸外国との安全保障対話・防衛交流を通じて、相互の信頼醸成、防衛政策及び防衛力の透明性の向上に更なる努力を傾注すること。

六 自衛隊の国際平和協力活動に当たっては、我が国の主体的判断と民主的統制の下に参加することを原則とし、今後、自衛隊が海外活動を展開する際には、その国際的な根拠、必要性及び自衛隊が当該活動を行わなければならない必然性等を明確にして、国会における関係法律の審議等あらゆる局面において、国民に対する十分な説明責任を果たすこと。また、従来から本来任務として位置付けられている国の防衛及び新たに本来任務として位置付けられる国際平和協力活動等の性格、内容及び活動の地理的範囲について個別の関係法令の規定の趣旨を十分踏まえること。さらに、国際平和協力活動に際しては、個々の活動の内容や情勢の変化等に照らして、装備品や人員の配置等について適切な整備を行うこと。

七 防衛庁の省移行、国際平和協力活動等の本来任務化を踏まえ、任務の多様化、統合運用の本格化等に対応するよう自衛隊員の適切な人事管理に努めるとともに、勤務環境の更なる改善を図ること。あわせて、負担の偏在、過重な負担の解消を進めるとともに、自衛官の自殺に関し、適切な対応をとること。

八 防衛施設庁入札談合事案、情報流出事案、薬物事案等の一連の遺憾なる不祥事にかんがみ、真に国民の負託に応えるため、抜本的体質改善に努めるとともに、防衛省に移行した後も、これら事案の徹底的な究明及び対策に全省を挙げて取り組むこと。そのため、新たに外部からの人材の登用等、監査・査察等に関する制度・組織の創設を図ることにより、一層の厳格な規律の保持に努め、もって国民の信頼回復に全力を尽くすこと。

右決議する。

ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律案(参第1号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、前文

昭和31年から昭和34年までの間に実施されたドミニカ共和国への移住においては、国が企画及び立案を行い、財団法人日本海外協会連合会が移住者の募集等の実施事務を行うことによりその事業が進められたところ、その全期間を通じて、入植予定地の事前調査や移住条件についての情報提供が適切に行われなかったこと等により、移住者の生活

基盤の構築に多大な困難を生じさせ、その後の同国の社会経済情勢の著しい変動や全土にわたる自然災害の頻発等とあいまって、移住者は、長年にわたる労苦を余儀なくされた。このように、同国への移住については、他の移住先には見られない特有かつ特別の事情があったと認められる。

ここに、移住者に多大な労苦をかけたことについて、国として率直に反省し、特別一時金を支給すること等により、移住者の努力に報い、かつ、移住者が幾多の苦境を乗り越えて我が国とドミニカ共和国との友好関係の発展に寄与してきたことに深い敬意を表するとともに、かつての同国への移住に関する経緯を超え、引き続き、両国の良好な関係の発展に資するよう、この法律を制定する。

二、定義

この法律において「ドミニカ移住者」とは、昭和31年から昭和34年までの間に、財団法人日本海外協会連合会が行った募集に応じ、選定されて、ドミニカ共和国に移住した者をいう。

三、特別一時金の支給及び権利の認定

ドミニカ移住者（ドミニカ移住者がこの法律の施行前に死亡している場合はその遺族）に特別一時金を支給し、特別一時金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、外務大臣が行う。

四、請求期限

特別一時金の支給の請求は、平成20年1月31日までに行わなければならない。

五、特別一時金の額

1 特別一時金の額は、ドミニカ移住者の区分に応じ、それぞれに掲げる額とする。

① 次に掲げる者 50万円

イ 本邦に永住する目的又は本邦に帰国してドミニカ共和国以外の国若しくは地域へ移住する目的で、昭和37年3月19日までにドミニカ共和国から出国した者

ロ 本邦に帰国することなくドミニカ共和国以外の国又は地域へ移住する目的で、昭和38年3月8日までにドミニカ共和国から出国した者

② ①に掲げる者以外の者 120万円

2 ドミニカ共和国への移住に伴う特有かつ特別の事情に起因して、その移住事業の経緯及び実態並びにドミニカ移住者の実情を明らかにするための諸活動について負担をする等特別の労苦があった者として外務大臣が認めるドミニカ移住者に係る特別一時金の額は、当該ドミニカ移住者1人につき1の金額に80万円を加算した額とする。

六、ドミニカ移住者の支援等を行う民間の団体の活動に対する援助等

国は、ドミニカ移住者及びその家族の生活の安定及び福祉の向上に資するため、ドミニカ共和国においてこれらの者の生活の支援等の活動を行う民間の団体の当該活動に対する援助（五2の諸活動について特別の負担をした者に対しその費用の一部を補てんする措置に対する援助として、資金を供与することを含むものとし、国の供与する当該資金の総額は、邦貨2,000万円に相当する額とする。）その他必要な施策を講ずるものとする。

七、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、六は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 1にかかわらず、特別一時金の支給を受ける権利の認定は、1ただし書の政令で定める日の前日までの間に行わないものとする。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

【要旨】

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定は、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会及び政府調達への参加の機会の増大を図り、ビジネス環境の整備及び中小企業等の分野における協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携の強化のための法的枠組みを設けるものであり、2005年（平成17年）4月に発効した。

この議定書は、前文、本文4箇条及び末文並びに議定書の不可分の一部を成す付表から成り、協定の規定に基づき、鶏肉、牛肉及びオレンジ生果の関税割当ての枠内税率等について定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、締約国は、この議定書の不可分の一部を成す付表一及び付表二に定める合計割当数量及び枠内税率によって拘束される。
- 二、鶏肉については、すべての品目につき協定発効後2年目の枠内税率は、実行最恵国税率の10パーセントを減じて得た税率とし、3年目から5年目までの枠内税率は、鶏肉調整品については実行最恵国税率の40パーセントを減じて得た税率、骨なし鶏肉（冷凍）については実行最恵国税率の28.5パーセントを減じて得た税率、骨付きもも肉（冷凍）については実行最恵国税率の20パーセントを減じて得た税率、それ以外の品目については実行最恵国税率の10パーセントを減じて得た税率とする。
- 三、牛肉の協定発効後3年目から5年目までの枠内税率は、冷蔵・冷凍肉（8品目）については実行最恵国税率の20パーセントを減じて得た税率、内臓・タン及びほほ肉（4品目）については実行最恵国税率の40パーセントを減じて得た税率、それ以外の品目については実行最恵国税率の10パーセントを減じて得た税率とする。
- 四、オレンジ生果の協定発効後3年目から5年目までの枠内税率は、実行最恵国税率の50パーセントを減じて得た税率とする。
- 五、メキシコが行う牛肉の関税割当ての合計割当数量は、3年目については3,000トン、4年目については4,000トン、5年目については6,000トンとする。

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

【要旨】

この協定は、我が国とフィリピンとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、人の移動の円滑化及びビジネス環境の整備を図り、知的財産の保護を確保し、人材養成、中小企業等の分野での協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2006年（平成18年）9月9日にヘルシンキにおいて、小泉内閣総理大臣とアロヨ大統領との間で署名されたものである。

この協定は、前文、本文165箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、原産品について、附属書一の自国の表に定める条件に従って、関税を撤廃し又は引き下げるとともに、当該表に定める水準よりも関税を引き上げてはならない。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ バナナ

小さな種類のものとは協定発効後10年間で関税を撤廃。その他の種類については関税を削減

ロ パイナップル（900グラム未満のもの）

関税割当を設定（枠内税率は無税、割当数量は協定発効後1年目1,000トン、5年目1,800トン）

ハ 水産物（キハダマグロ、カツオ）

協定発効後5年間で関税を撤廃

2 フィリピンによる関税撤廃等の主要品目

イ 鉄鋼

我が国からの輸出量の60パーセント以上について関税を即時撤廃

ロ 自動車

現地組立車用部品のうちフィリピンで生産されていないものは関税を即時撤廃。その他の部品は10年以内に関税を撤廃（一部は即時撤廃）。3,000CC超の乗用車、バス、トラック等は原則として2010年に関税を撤廃。3,000CC以下の乗用車は段階的な関税削減の後、2009年に再協議

ハ 温帯果実

ぶどう、りんご、なし等について関税を即時撤廃

二、原産地規則、原産地証明及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。

三、各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最

恵国待遇を与える。

四、各締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

五、各締約国は、他方の締約国の短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との個人的な契約に基づき、一時的に滞在する者及び看護師又は介護福祉士によって提供されるサービスに関連する活動に従事する者について入国及び一時的な滞在を約束する。各締約国は、入国及び一時的な滞在を許可する人の数について制限を課し、又は維持してはならない。ただし、特定の約束の秩序ある実施のために、入国及び一時的な滞在を規制する権利について妨げられない。

六、両締約国は、知的財産の十分かつ無差別的な保護等を確保し、知的財産分野における協力を発展させ、及び強化する。

七、各締約国は、反競争的行為に対する取組により競争を促進するために適当と認める措置をとる。

八、両締約国は、ビジネス環境を一層整備するための協力を促進し、及び必要な措置をとるとともに、ビジネス環境の整備に関する小委員会を設置する。

九、両締約国は、人材養成、金融サービス、情報通信技術、エネルギー及び環境、科学技術、貿易及び投資の促進、中小企業、観光、運輸並びに道路整備の分野において協力する。

十、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決手続に関し、仲裁裁判所の設置及び任務、仲裁裁判手続、仲裁裁判所の裁定の実施等について定める。

十一、両締約国は、この協定並びにその実施及び運用についての一般的な見直しを2011年に行うものとし、その後においては5年ごとに行う。

十二、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後30日目の日に効力を生ずる。

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	家西	悟 (民主)	椎名	一保 (自民)	平野	達男 (民主)
理事	杓掛	哲男 (自民)	田浦	直 (自民)	広田	一 (民主)
理事	中川	雅治 (自民)	田中	直紀 (自民)	円	より子 (民主)
理事	野上	浩太郎 (自民)	舩添	要一 (自民)	西田	実仁 (公明)
理事	大久保	勉 (民主)	山下	英利 (自民)	山口	那津男 (公明)
理事	峰崎	直樹 (民主)	池口	修次 (民主)	大門	実紀史 (共産)
	泉	信也 (自民)	尾立	源幸 (民主)	糸数	慶子 (無)
	片山	虎之助 (自民)	大塚	耕平 (民主)		
	金田	勝年 (自民)	富岡	由紀夫 (民主)		

(18.10.24 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出の2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願24種類322件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

貸金業規制法等の改正 多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業の登録の要件の強化、貸金業協会及び貸金業務取扱主任者に係る制度の拡充並びに指定信用情報機関制度の創設を行うとともに、貸金業者による過剰貸付けに係る規制の強化を行うほか、みなし弁済制度の廃止、業として金銭の貸付けを行う者が貸付けを行う場合の上限金利の引下げ、業として行う著しい高金利の罪の創設、利息とみなされるものの範囲に係る規定の整備等を行う**貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案**が提出された。委員会においては、上限金利引下げの効果、過剰貸付け規制の実効性の確保、カウンセリング体制の充実の必要性、貸金業者等に対する監督の強化、信用情報機関等における個人情報情報の保護の徹底、NPOバンクへの例外措置の必要性等について質疑が行われるとともに、さいたま市に委員を派遣して地方公聴会が開催された。その後貸金業規制法等改正案は、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

日・比経済連携協定締結に伴う関税措置の整備等 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定を実施するため、同協定で定められた関税の緊急措置及び関税割当制度の導入に関し、関税暫定措置法について所要の改正を行う**関税暫定措置法の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、東アジアにおける今後の経済連携の方向性、協定の締結が我が国に与える影響、関税割当制度の在り方等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

その他 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、法務委員会に対し連合審査の申入れを行うことを決定し、連合審査が行われた。

〔国政調査等〕

第164回国会閉会後の6月23日、村上ファンドへの出資・継続・解約など過去の実行について福井日銀総裁自身の分析及び評価、日銀総裁が個別ファンドへの支援を行うことによって日銀の中立性が損なわれる可能性等について質疑を行った。

10月24日、尾身財務大臣及び山本内閣府特命担当大臣より、財政政策等及び金融行政についての発言を聴取した。

これに対し、10月31日、景気回復時の経済政策、日本航空の公募増資、来年度新規国債発行枠についての考え方、消費者金融業者の資本関係等について質疑を行った。次いで、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（平成17年12月13日提出）について、福井日本銀行総裁より説明を聴取した。

11月2日、上記報告書に関し、デフレ脱却に関する日銀総裁の見解、ゼロ金利政策解除時期の決定理由、村上ファンドへの投資問題について国民に疑念を与えたことに対する日銀総裁の責任、日銀戸田分館（発券センター）建設の妥当性と建設コスト検証の必要性等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成18年6月23日（金）（第164回国会閉会後第1回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行に関する件について与謝野内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中川雅治君（自民）、峰崎直樹君（民主）、櫻井充君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成18年10月24日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○平成18年10月31日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 景気回復時の経済政策に関する件、日本航空の公募増資に関する件、道路特定財源に関する件、新規国債発行枠に関する件、消費者金融業者に関する件等について尾身財務大臣、山本内閣府特命担当大臣、富田財務副大臣、渡辺内閣府副大臣、望月国土交通副大臣、政府参考人及び参考人株式会社東京証券取引所常務取締役長友英資君に対

し質疑を行った。

〔質疑者〕 杓掛哲男君（自民）、峰崎直樹君（民主）、池口修次君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁福井俊彦君から説明を聴いた。

○平成18年11月2日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について尾身財務大臣、富田財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君、同銀行副総裁武藤敏郎君、同銀行理事水野創君、同銀行理事稲葉延雄君及び同銀行理事山口廣秀君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 山下英利君（自民）、平野達男君（民主）、大久保勉君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成18年11月28日（火）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について尾身財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年11月30日（木）（第5回）

- 信託法案（第164回国会閣法第83号）（衆議院送付）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第164回国会閣法第84号）（衆議院送付）について法務委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について尾身財務大臣、富田財務副大臣、山本経済産業副大臣、藤野国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 野上浩太郎君（自民）、円より子君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

（閣法第2号）賛成会派 自民、民主、公明
反対会派 共産

○平成18年12月1日（金）（第6回）

- 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について山本内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年12月5日（火）（第7回）

- 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）の審査のため委員派遣を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について山本内閣府特命担当大臣、渡辺内閣府副大臣、水野法務副大臣、山本経済産業副大臣、田村内閣府大臣政務官、谷口総務大臣政務官、菅原厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、前川清成君（民主）、広田一君（民主）、尾立源幸君（民主）、峰崎直樹君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

○理事の補欠選任を行った。

○平成18年12月6日（水）

法務委員会、財政金融委員会連合審査会（第1回）

（法務委員会を参照）

○平成18年12月7日（木）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について山本内閣府特命担当大臣、渡辺内閣府副大臣、水野法務副大臣、富田財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行理事水野創君及び同銀行金融機構局長山本謙三君に対し質疑を行った後、参考人日本弁護士連合会上限金利引き下げ実現本部事務局長新里宏二君、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会副会長吉田洋一君、日興シティグループ証券株式会社株式調査部ディレクター津田武寛君、社団法人全国貸金業協会連合会会長石井恒男君、アコム株式会社代表取締役社長木下盛好君及び全国銀行協会企画委員長平野信行君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕広田一君（民主）、大久保勉君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

・参考人（新里宏二君、吉田洋一君、津田武寛君）に対する質疑

〔質疑者〕山下英利君（自民）、大久保勉君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

・参考人（石井恒男君、木下盛好君、平野信行君）に対する質疑

〔質疑者〕山下英利君（自民）、富岡由紀夫君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成18年12月12日（火）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について山本内閣府特命担当大臣、尾身財務大臣、渡辺内閣府副大臣、水野法務副大臣、田村内閣府大臣政務官、菅原厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕平野達男君（民主）、尾立源幸君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、峰崎直樹君（民主）、山口那津男君（公明）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

（閣法第10号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年12月14日（木）（第10回）

- 請願第17号外321件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「協定」という。）を実施するため、フィリピンの特定の貨物に係る関税の緊急措置の導入、協定に基づく関税割当制度の導入等のため所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、フィリピンの特定の貨物に係る関税の緊急措置の導入

関税の撤廃・引下げによるフィリピン産品の輸入の増加が原因となって、国内産業に重大な損害を与える場合等に、フィリピン産品の関税率を引き上げること等ができることとするための関税の緊急措置を導入する。

二、協定に基づく関税割当制度の導入

フィリピンに対して一定の数量を限度として関税の撤廃・引下げをする物品については、当該数量の範囲内での輸入に限って、協定に基づく税率を適用することとするための関税割当制度を導入する。

三、その他

その他所要の規定の整備を行う。

四、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、協定の効力発生の日から施行する。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第10号)

【要旨】

本法律案は、多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業者の登録要件の強化や貸金業協会の認可法人化等による貸金業の適正化、指定信用情報機関制度の創設等による過剰貸付けに係る規制及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）の上限金利の引下げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、貸金業の適正化

- 1 貸金業の規制等に関する法律の題名を「貸金業法」に改める。
- 2 貸金業者の登録要件を強化した上で、財産的基礎要件として最低純資産額を2,000万円及び5,000万円へ段階的に引き上げる。
- 3 貸金業務取扱主任者資格試験制度を創設した上で、資格試験に合格し内閣総理大臣の登録を受けた貸金業務取扱主任者を営業所等ごとに配置することを貸金業者に義務付ける。
- 4 貸金業協会を内閣総理大臣の認可法人とし、広告の適正化等について業務規程の作成を義務付け、業務規程の認可の枠組みを導入するとともに、貸金業協会に加入していない貸金業者の業務について、内閣総理大臣又は都道府県知事による監督の規定を整備する。
- 5 勧誘に係る規制、取立て規制等を強化するとともに、生命保険契約の締結に係る制限、書面交付に係る規制、帳簿書類の閲覧、公正証書に係る規制等に関する規定を整備する。
- 6 貸金業者に対する業務改善命令を創設するほか、すべての貸金業者に事業報告書の提出を義務付ける。

二、過剰貸付けに係る規制

- 1 内閣総理大臣による信用情報機関の指定制度を創設した上で、顧客等の返済能力の調査に当たって、個人が顧客等である場合については、貸金業者に指定信用情報機関が保有する信用情報の使用を義務付ける。
- 2 貸金業者に対し、他の貸金業者の貸付けの残高との合計額が年収等の3分の1を超えることとなる貸付けを原則禁止する。

三、上限金利の引下げ

- 1 利息制限法に規定する利息の制限額と出資法に規定する利息の制限額との間の金利（グレーゾーン金利）を任意に支払い、貸金業者から契約書面等が交付されている場合に有効な債務の弁済とみなすこととしている規定（みなし弁済制度）を廃止する。
- 2 出資法上の業として行う高金利違反の罪となる金利を、年29.2パーセントを超える金利から、年20パーセントを超える金利に引き下げる。
- 3 貸金業者による利息制限法の規定を超える利息の契約、利息の受領又はその支払の要求を禁止する。

4 債権者が業として行う金銭消費貸借におけるみなし利息の範囲について、みなし利息から除外される費用を公租公課、公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの、ＡＴＭ手数料等に限定する。

5 日賦貸金業者及び電話担保金融についての特例を廃止する。

四、罰則の強化

貸金業者の無登録営業等の罰則を引き上げるとともに、業として金銭の貸付けを行う場合に年109.5パーセントを超える割合による利息の契約をしたときの罰則を新設する。

五、その他

1 政府は、多重債務問題の解決の重要性にかんがみ、関係省庁相互間の連携を強化することにより、多重債務問題の解決に資する施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

2 政府は、貸金業制度の在り方及び金利の規制の在り方について、この法律の施行後2年6月以内に、過剰貸付けに係る規制及び上限金利の引下げを円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を加え、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、罰則の強化は公布の日から起算して1月を経過した日、最低純資産額の2,000万円への引上げ、貸金業務取扱主任者資格試験制度及び指定信用情報機関制度の創設はこの法律の施行日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日、最低純資産額の5,000万円への引上げ、資格試験合格者である貸金業務取扱主任者の設置の義務付け、過剰貸付けに係る規制及び上限金利の引下げはこの法律の施行日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 上限金利引下げを始めとする改正法の可及的速やかな施行に努めるとともに、カウンセリング体制やセーフティネット貸付の充実、ヤミ金融への取締強化、登録業者への監督強化、金融経済教育の充実など、多重債務問題の解決に向けた対策に政府を挙げて取り組むため、内閣官房に多重債務者対策本部を早期に設置し、関係省庁が連携して、官民一体となった取組を推進すること。
- 一 多重債務者に対する相談窓口を設置して適切な助言を行い、また、カウンセリング機関とのネットワークを構築して、必要な紹介を行うなど、多重債務を抱える住民に対する支援体制を整備するよう、各地方自治体に対し、要請を行うこと。また、事前予防型カウンセリングと債務整理型事後カウンセリングを共に強化し、資金需要者が適切なタイミングでカウンセリングを速やかに受けられるよう体制の充実と周知を図ること。そのため、日本司法支援センター（法テラス）、財団法人日本クレジットカウンセリング協会等について、弁護士会・司法書士会に必要な協力を要請しつつ、体制及び相互連携

の強化を図ること。

- 一 利息制限法の上限金利を超える金利に関する過払い金の返還が多重債務問題の解決に果たす役割にかんがみ、過払い金の返還が適切に債務者に行われるようにし、また、過払い金の支払総額を適切に債務者に通知するなどして、債務者の生活再建に資するよう、取組を進めること。
- 一 利息制限法を超過した金銭の貸付けにおける、担保としての手形・小切手の取得に関する実態把握に努め、適切な対応策を検討すること。
- 一 無登録・高金利等のヤミ金融被害が増えることのないよう、違法業者の摘発のための体制を整備・拡充し、関係法令に基づく徹底した取締りを行うこと。また、違法業者に関する情報を広く一般から効果的に収集するための手法や、貸金業者・貸金業協会が行政当局に協力する仕組みの導入に努めること。さらに将来的には、法令違反によって得た利益を剥奪できる制度等について検討を進めること。
- 一 登録業者の監督について、より効果的に行うための方策を検討しつつ強化を図ること。また、貸金業者の海外進出状況や進出先での活動状況については、海外の関係当局とも情報交換しつつ、その実態把握に努めること。さらに、日賦貸金業者の特例金利が廃止されるまでの間、制度の潜脱を防ぐために、監督上特段の注意を払うこと。
- 一 若年者による健全な実需に基づかない不要不急の借入れなど、無人契約機の安易な利用が多重債務問題の一因となっているとの指摘も踏まえ、十分な実態調査の上、安易な借入れを抑制する仕組みを検討すること。また、郊外における遊技施設等に隣接し、各社が集積させている設置方法などについて、貸金業協会による適切な自主規制が行われるよう配慮すること。
- 一 指定信用情報機関への情報提供やその信用情報の管理・利用に際しては、個人情報保護法の遵守等により、債務者のプライバシー保護に欠けることのないよう努めること。
- 一 安易な借入れを抑制するため、テレビ・コマーシャルの放映時間帯や放映回数、誇大な看板など広告の方法・内容や頻度について、貸金業協会による適切な自主規制が行われるよう配慮すること。
- 一 多重債務者の増加を極力抑制するため、可及的速やかに金融経済教育を学校教育のカリキュラムなどに組み込むこと。その際、弁護士会や司法書士会に必要な協力を要請し、学校段階から家計管理や債務管理についての啓発活動を実施すること。なお、教材等の適切さについては、十分な注意を払うこと。
- 一 上限金利引下げや総量規制等の今回の措置及び貸金業者の多額の過払い金の発生が、経済社会に与える影響を注視し、適切に対処すること。
- 一 いわゆる商工ローン業者については、主債務者が無資力にもかかわらず、保証人からの回収を前提とするような過剰な貸付けが行われないよう、貸金業協会による適切な自主規制への取組に配慮すること。また、保証料等の対価を得ることのない保証人に関しては、無償であり危険のみ負担するというその性格にかんがみれば、合理性を欠くものとする余地もあることも含めて、個人保証の合理性などについても検討すること。
- 一 資金需要者に対する公的支援制度等のセーフティネットの拡充・強化については、貸

し渋り等による影響を緩和し、ヤミ金融への流出を防止する観点から、地方自治体や関係団体とも協力しつつ、特段の努力を払うこと。

- 一 総量規制など、今回導入する新たな規制の実効性を確保するため、資金需要者の所得確認、借入状況確認、本人確認等の適切な与信審査が行われるよう、指導監督を徹底すること。
- 一 市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後2年6月以内に行われる見直しに当たり、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、法律本則に明記することなど、必要な見直しを行うこと。
- 一 今回の改正後の多重債務問題の状況も見極めつつ、全ての消費者信用の利用者の保護を徹底するため、貸金業者以外の信販や銀行等も含めた消費者信用全体の体制の在り方等について、検討を進めること。
- 一 金融庁による検査・監督の実施に関する情報が社会及び金融資本市場に与える影響にかんがみ、立入検査の実施時期、行政処分の内容等に関して、その情報管理を徹底すること。

右決議する。

文 教 科 学 委 員 会

委員一覧（20名）

委員長	荒井 正吾（自民）	神取 忍（自民）	広中 和歌子（民主）
理 事	大仁田 厚（自民）	小泉 顕雄（自民）	水岡 俊一（民主）
理 事	北岡 秀二（自民）	中川 義雄（自民）	柳澤 光美（民主）
理 事	佐藤 泰介（民主）	中曽根 弘文（自民）	山本 香苗（公明）
理 事	蓮 舫（民主）	水落 敏栄（自民）	鰐淵 洋子（公明）
	有村 治子（自民）	鈴木 寛（民主）	井上 哲士（共産）
	荻原 健司（自民）	西岡 武夫（民主）	(18.10.17 現在)

文教科学

（１）審議概観

第165回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出１件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願８種類51件のうち、１種類25件を採択した。

〔法律案の審査〕

著作権法の一部を改正する法律案は、委員会において、通信・放送技術の進展に伴う今後の著作権法改正の見通し、「放送」の概念が拡大することによる弊害、日本発のデジタルコンテンツの流通促進の必要性、産業財産権法と合わせて著作権等侵害に対する個人罰則を引き上げることの妥当性、平成18年末に開始予定のＩＰマルチキャスト放送による放送の同時再送信と本法律案の関係等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月24日、伊吹文部科学大臣から、就任に当たっての見解を聴取した。

10月26日、北海道滝川市におけるいじめ自殺事件の真相解明、いじめを原因とする自殺が７年連続０人とした文部科学省調査の課題、教員免許更新制導入と人材確保法改廃に係る懸念、いじめ対策に数値目標を設定する問題点、放課後子どもプラン導入の在り方、格差を生まない教育費の支援策、子どもの読書活動推進に対する取組、学校選択制が地域と学校の連携に及ぼす影響等について質疑を行った。

11月７日、いじめ問題及び高等学校の履修科目不足に関する実情調査のため、滝川市教育委員会等を視察した。

11月９日、いじめ問題及び高等学校の履修科目不足に関する実情調査のための視察について、視察委員から報告を聴取した。

また、同日、文部科学大臣あていじめ自殺予告文書への文部科学省の対応、教員の指導力不足・教育関係者全般の子どもに対する感度の悪さに対する懸念、センター試

験抜本的見直しの要望、教員OBによる教員へのサポート体制及び地域の相談窓口の提案、いじめの定義見直しの必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成18年10月17日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○平成18年10月24日（火）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成18年10月26日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北海道滝川市におけるいじめ自殺事件の真相解明に関する件、文部科学省発表のいじめを原因とした自殺者数の調査方法に関する件、教員免許更新制の諸課題に関する件、いじめ対策に数値目標を設定する問題点に関する件、放課後子どもプランの制度創設に関する件、子どもの読書活動推進への取組に関する件、学校選択制と地域の教育力に関する件等について伊吹文部科学大臣、水野法務副大臣、池坊文部科学副大臣、小渕文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川義雄君（自民）、大仁田厚君（自民）、佐藤泰介君（民主）、蓮舫君（民主）、山本香苗君（公明）、鰐淵洋子君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成18年11月9日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- いじめ問題及び高等学校の履修科目不足に関する件について委員から報告を聴いた。
- いじめ問題に関する件、高等学校の履修科目不足に関する件等について伊吹文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川義雄君（自民）、蓮舫君（民主）、水岡俊一君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成18年12月12日（火）（第5回）

- 著作権法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について伊吹文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年12月14日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 著作権法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について伊吹文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕鈴木寛君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法第12号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 請願第743号外24件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第180号外25件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第12号)

【要旨】

本法律案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、放送される実演及びレコードの送信可能化、視覚障害者に対する録音図書の送信、特許審査等の行政手続のために必要な複製等をより円滑に行えるようにするための措置等を講ずるとともに、著作権等を侵害する行為によって作成された物を情を知って業として輸出する行為等を著作権等の侵害行為とみなすこととし、あわせて著作権等の侵害に対する刑事罰を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、放送の同時再送信に係る制度の見直し

- 1 放送される著作物等は、非営利かつ無料の場合には、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として、自動公衆送信することができることとする。
- 2 放送される実演を有線放送した有線放送事業者は、実演家に報酬を支払わなければならないこととする。
- 3 商業用レコードを用いた放送又は有線放送を受信して放送又は有線放送を行った放送事業者等は、実演家又はレコード製作者に二次使用料を支払わなければならないこととする。
- 4 放送される実演又はレコードは、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として、送信可能化することができることとするとともに、当該送信可能化を行う者は、実演家又はレコード製作者に補償金を支払わなければならないこととする。

二、情報化等に対応した定義の見直し及び権利制限の拡大

- 1 同一構内の無線通信設備による送信について、公衆送信の範囲から除外すること。
- 2 視覚障害者情報提供施設等は、公表された著作物について、専ら視覚障害者の用に供するために、録音図書を用いて自動公衆送信することができることとする。
- 3 著作物は、特許や薬事等に関する審査等の手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができることとする。

- 4 記録媒体を内蔵する機器の記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度における保守若しくは修理又は当該機器の欠陥等による交換のため、一時的に複製することができることとする。

三、著作権等の侵害とみなす行為の見直し

著作権等を侵害する行為によって作成された物を、情を知って業として輸出し又は輸出目的で所持する行為を侵害とみなす行為とすること。

四、罰則の見直し

- 1 著作権、出版権及び著作隣接権の侵害に係る刑事罰について、懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げるとともに、法人処罰に係る罰金刑の上限を引き上げること。
- 2 秘密保持命令違反に係る刑事罰について、法人処罰に係る罰金刑の上限を引き上げること。

五、施行期日等

- 1 この法律は、平成19年7月1日から施行すること。ただし、一の4については公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。
- 2 この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、IPマルチキャスト放送（電気通信役務利用放送法に基づくIPマルチキャスト技術を用いた有線電気通信の送信）が、著作物等の利用形態としては、著作権法に規定する有線放送とほぼ同様であることにかんがみ、事業者が自ら番組を調達して放送する「自主放送」の著作権法上の位置付けについても、速やかに検討を進めること。
- 二、地上デジタル放送への全面移行に向け、その補完路として、IPマルチキャスト放送による放送の同時再送信の円滑な実現を図るため、一定の範囲において、実演家等の権利を制限するという本法の趣旨にかんがみ、技術の進展に伴い、IPマルチキャスト放送以外の手段により、原放送の放送対象地域に限定したインターネット送信等を行うことが可能となった場合には、その実態を踏まえ、速やかに検討を行うこと。
- 三、近年のIPネットワーク技術の進歩による伝送経路の多様化にかんがみ、著作権法に規定する放送、有線放送及び自動公衆送信については、現在の伝送経路等による区分を見直し、伝送経路の多様化に対応した包括的な規定に改めることを含め、速やかに検討を進めること。なお、検討に当たっては、著作者等の権利保護に十分配慮するとともに、強い社会的影響力を持つ放送の特性や放送法制に基づく許認可制度の意義に留意すること。
- 四、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第3条に規定する基本理念にのっとり、デジタル情報の特性を生かしたコンテンツの二次利用が促進されるよう、著作権処理の円滑化を図ること。
- 五、著作物のデジタル情報化に伴い、障害者等が比較的容易に著作物を利用できる技術が徐々に整いつつある現状にかんがみ、高齢者や障害者等による著作物の利用を促進する

という観点から、更に検討を進めるとともに、視覚障害者への拡大教科書の一層の普及充実を図ること。

六、特許審査及び薬事行政手続等において作成された複製物が、関係手続以外で利用されないことがないよう、十分に配慮すること。

右決議する。

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	鶴保	庸介 (自民)	武見	敬三 (自民)	辻	泰弘 (民主)
理事	阿部	正俊 (自民)	中島	真人 (自民)	森	ゆうこ (民主)
理事	中村	博彦 (自民)	中原	爽 (自民)	柳澤	光美 (民主)
理事	櫻井	充 (民主)	西島	英利 (自民)	山本	孝史 (民主)
理事	津田	弥太郎 (民主)	南野	知恵子 (自民)	山本	保 (公明)
理事	浮島	とも子 (公明)	藤井	基之 (自民)	小池	晃 (共産)
	岸	宏一 (自民)	足立	信也 (民主)	福島	みずほ (社民)
	坂本	由紀子 (自民)	島田	智哉子 (民主)		
	清水	嘉与子 (自民)	下田	敦子 (民主)		
						(18.10.24 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において本委員会に付託された法律案は内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願42種類314件のうち、10種類122件を採択した。

〔法律案の審査〕

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案は、最近の海外における感染症の発生の状況、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、生物テロによる感染症の発生及びまん延を防止する対策を含め、総合的な感染症予防対策を推進するため、病原体等の所持等を規制する制度を創設するとともに、入院、検疫等の措置の対象となる感染症の種類を見直すほか、入院等の措置に際しての患者への説明等の手続に関する規定を設け、あわせて結核の予防等の施策に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、政府における生物テロ対策の取組、今後の結核対策の在り方、新型インフルエンザ対策を充実させる必要性、肝炎対策を早期に講ずる必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月26日、周産期医療の課題と助産師の活用の必要性、医師の確保対策の在り方、我が国の公的医療保険制度の意義を国民に周知する必要性、保険免責制導入に対する厚生労働大臣の見解、リハビリテーション料の算定日数上限を見直す必要性、児童虐待防止対策の強化の必要性、障害者に対する就労支援の取組強化の必要性、男性の育児休業の取得率向上のための取組、偽装請負及びサービス残業の是正対策を早急に行う必要性、パートタイム労働者の均衡処遇を確保するための法整備の必要性等について

て質疑を行った。続いて、臓器移植に関する件について、柳澤厚生労働大臣から臓器移植の実施状況等について報告を聴取した。

11月2日、移植、医療等に関する件を議題とし、生体間移植に関する法的措置等の必要性、臓器提供の意思表示がある患者の法的脳死判定率を向上させるための対策、骨髄移植患者への金銭的支援の導入に対する厚生労働大臣の見解、代理懐胎に関する法整備の必要性、医療保険におけるリハビリテーション日数制限に伴う受け皿整備状況、がん治療における外来通院医療体制の現状と今後の取組、新生児の終末期医療の在り方について検討を行う必要性、いじめ問題における学校医の在り方とうつ病対策、女性医師バンク制度の設立に向けた準備状況、難病の研究促進と患者の治療費助成を一つの制度で対応することの問題性等について質疑を行った。

11月14日、感染症対策等の現状に関する実情調査のため、国立感染症研究所及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構を視察した。

12月5日、介護、障害者福祉等に関する件を議題とし、介護労働者の労働条件改善について取組を強化する必要性、介護技術講習の今後の方向性、介護福祉士養成施設と福祉系高校の教育内容・教員レベルに係る同等性を確保する必要性、介護福祉士及び社会福祉士の受験資格取得要件となる実務経験について、対象職種を広げる必要性、特別養護老人ホーム等の社会福祉法人の会計処理方法を一元化する必要性、障害者施設入所支援に係る報酬単価を平均障害程度区分に応じて設定することの妥当性、障害程度区分認定に係る全国調査結果を踏まえ判定方法を早期に見直す必要性、教育委員会の法定障害者雇用率の達成状況と率向上に向けた取組強化の必要性、障害者福祉の専門資格を創設する必要性、障害者権利条約に対する厚生労働大臣の評価及び批准に向けた決意等について質疑を行った。

12月12日、都道府県労働局における不正経理等に関する件を議題とし、柳澤厚生労働大臣から都道府県労働局の不正経理等について報告を聴取した。続いて、雇用、年金等に関する件を議題とし、高齢者・障害者の雇用確保及び雇用の地域格差改善に向けた厚生労働大臣の決意、労働分野における規制緩和についての厚生労働大臣の見解、労働時間短縮への取組が後退している懸念、製造業への労働者派遣に対する監督・指導を強化する必要性、一定期間雇用後の雇用申込み義務を定める労働者派遣法の趣旨を徹底させる必要性、請負労働者の実態を把握し対策を講じる必要性、ホワイトカラーエグゼンプションの在り方、被用者年金一元化の今後の方向性、共済年金の職域部分廃止及び新たな仕組み創設への道筋、パート労働者の社会保険適用拡大の見通し等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成18年10月24日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。

○平成18年10月26日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 周産期医療の課題と助産師の活用に関する件、医師の確保対策に関する件、公的医療保険制度の意義と役割に関する件、保険免責制の導入の是非に関する件、児童虐待防止対策の強化に関する件、少子化対策に係る諸施策の推進に関する件、障害者の就労支援等の在り方に関する件、偽装請負及び賃金未払に対する取組に関する件、パートタイム労働者の均衡処遇を確保するための法整備に関する件等について柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 南野知恵子君（自民）、坂本由紀子君（自民）、櫻井充君（民主）、辻泰弘君（民主）、森ゆうこ君（民主）、浮島とも子君（公明）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

- 臓器移植に関する件について柳澤厚生労働大臣から報告を聴いた。

○平成18年11月2日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 移植、医療等に関する件について柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣、北川環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 西島英利君（自民）、山本孝史君（民主）、足立信也君（民主）、島田智哉子君（民主）、山本保君（公明）、浮島とも子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成18年11月28日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第76号）（衆議院送付）について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、石田厚生労働副大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中原爽君（自民）、櫻井充君（民主）、島田智哉子君（民主）、山本孝史君（民主）、浮島とも子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成18年11月30日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第76号）（衆議院送付）について柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働

副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 清水嘉与子君（自民）、足立信也君（民主）、津田弥太郎君（民主）、櫻井充君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（第164回国会閣法第76号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 社民

なお、附帯決議を行った。

○平成18年12月5日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○介護、障害者福祉等に関する件について柳澤厚生労働大臣、武見厚生労働副大臣、石田厚生労働副大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中村博彦君（自民）、柳澤光美君（民主）、下田敦子君（民主）、津田弥太郎君（民主）、山本保君（公明）、浮島とも子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成18年12月12日（火）（第7回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○都道府県労働局における不正経理等に関する件について柳澤厚生労働大臣から報告を聴いた後、雇用、年金等に関する件について柳澤厚生労働大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中島真人君（自民）、辻泰弘君（民主）、柳澤光美君（民主）、津田弥太郎君（民主）、櫻井充君（民主）、下田敦子君（民主）、草川昭三君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成18年12月14日（木）（第8回）

○請願第1号外102件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するもの、第600号外18件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要しないものとそれぞれ審査決定し、第69号外191件を審査した。

○社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第76号）

【要旨】

本法律案は、最近の海外における感染症の発生の状況、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、生物テロによる感染症の発生及びまん延を防止する対策を含め、総合的な感

感染症予防対策を推進するため、病原体等の所持等を規制する制度を創設するとともに、入院、検疫等の措置の対象となる感染症の種類を見直すほか、入院等の措置に際しての患者への説明等の手続に関する規定を設け、あわせて結核の予防等の施策に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

一 基本理念

基本理念に、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、国際的動向を踏まえるとともに、人権を尊重しつつ推進されることを加える。

二 定義

1 感染症の類型

- (一) 南米出血熱を一類感染症に追加し、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）を一類感染症から二類感染症に見直す。
- (二) 結核を二類感染症に追加し、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス及びパラチフスを二類感染症から三類感染症に見直す。

2 病原体等の類型

- (一) 「特定病原体等」とは、一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等及び四種病原体等をいう。
- (二) 「一種病原体等」とは、痘そうウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス等をいう。
- (三) 「二種病原体等」とは、ペスト菌、ボツリヌス菌、炭疽菌等をいう。
- (四) 「三種病原体等」とは、多剤耐性結核菌、狂犬病ウイルス等をいう。
- (五) 「四種病原体等」とは、腸管出血性大腸菌、コレラ菌、黄熱ウイルス等をいう。

三 医師の届出

厚生労働省令で定める慢性の感染症の患者を治療する医師は、毎年度、その患者の年齢、性別等を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

四 就業制限及び入院等

- 1 都道府県知事は、一類感染症の患者等に係る届出を受けた場合において、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときに書面により通知し、就業を制限することができる。当該通知をしようとするときは、緊急を要する場合を除き、あらかじめ、感染症の診査に関する協議会の意見を聴かなければならない。
- 2 都道府県知事は、入院等の勧告をする場合には、患者等に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、入院の勧告又は入院の措置をしたときは、遅滞なく、感染症の診査に関する協議会に報告しなければならない。入院の延長の勧告をしようとする場合には、患者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 健康診断、就業制限及び入院等に関する措置は、感染症の発生を予防し、又はそ

のまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

五 結核固有の対策

- 1 事業者、学校等の長は、政令で定める者に対して、政令で定める定期において、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。
- 2 保健所長は、結核登録票を備え、結核患者及び結核回復者に関する事項を記録しなければならない。
- 3 1、2のほか、結核患者の医療、受診義務、病院管理者の届出、精密検査、家庭訪問指導、医師の指示等に関し必要な規定を設ける。

六 特定病原体等

1 一種病原体等

何人も、一種病原体等を所持し、輸入し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、国又は政令で定める法人であって厚生労働大臣が指定したもの（以下「特定一種病原体等所持者」という。）が、政令で定める特定一種病原体等を厚生労働大臣が指定する施設における試験研究のために所持する場合等を除く。

2 二種病原体等

二種病原体等を所持又は輸入しようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

3 三種病原体等

三種病原体等を所持又は輸入する者は、所持の開始の日又は輸入の日から7日以内に当該三種病原体等の種類等を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 所持者等の義務

- (イ) 特定一種病原体等所持者及び二種病原体等の所持の許可を受けた者（以下「二種病原体等許可所持者」という。）は、当該病原体等の所持を開始する前に、感染症発生予防規程を作成し、厚生労働大臣に届け出るほか、病原体等取扱主任者を選任する等しなければならない。
- (ロ) 特定一種病原体等所持者、二種病原体等許可所持者及び三種病原体等を所持する者（職務上三種病原体等を所持する従業者を除く。）は、帳簿を備え、病原体等の保管、使用及び滅菌等に関する事項等を記載し、保存しなければならない。

5 立入検査等

厚生労働大臣又は都道府県公安委員会は、特定病原体等所持者等に対し、報告をさせるとともに、当該職員に、事務所等に立ち入り、帳簿等を検査させ、関係者に質問させ、又は特定病原体等によって汚染された物等は無償で収去させることができる。

第二 予防接種法の一部改正

結核を予防接種法の一類疾病に追加する。

第三 検疫法の一部改正

コレラ及び黄熱を検疫感染症から除外する。

第四 施行期日等

- 一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 二 結核予防法は、廃止する。
- 三 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、国の基本指針については、今回の改正の趣旨を踏まえ、生物テロによる感染症の発生及びまん延を防止する対策を含め、総合的な感染症予防対策を推進する観点から、その策定に向け、速やかに検討を行い、実効性のあるものとする。あわせて、都道府県の予防計画について、基本指針に即して速やかに策定されるよう、都道府県に対し適切な指導を行うこと。
- 二、結核対策については、結核予防法が果たしてきた役割の大きさと未だに結核が主要な感染症である現実とを踏まえ、結核予防法廃止後においても結核対策の一層の充実を図ること。特に、最近の結核の発生動向にかんがみ、発病しやすい高齢者等及び感染を受けやすい医療従事者等に対する対策の強化に努めること。
- 三、地域における結核対策の中核機関である保健所については、その役割が十分果たせるよう体制の強化に努めること。また、結核患者の治療成功率の向上に向けて、医師等に対する結核の標準治療法の一層の周知や研修に取り組むこと。
- 四、感染症診査協議会については、結核がその診査対象になること及び感染症患者の人権を一層尊重するために同協議会の役割が増大することにかんがみ、各地域において同協議会が十分な機能を果たせるよう、必要な支援策を講ずること。
- 五、慢性の感染症に係る医師の届出に関する省令の策定及び運用に当たっては、患者に対する差別、偏見につながることをないよう、人権を十分尊重すること。また、収集された感染症情報が患者の治療等に真に役立つよう、実態を適切に把握し、これを感染症施策の展開に反映させるとともに、感染症のまん延を防止する対策を講ずること。
- 六、病原体等の所持等に関する情報の管理については、厳重な管理システムの構築、取扱基準の策定及び遵守を徹底することにより、万が一にも漏出することがないように万全を期すこと。
- 七、病原体等の管理基準等に関する政省令の策定に当たっては、医療機関、検査機関、研究機関等の実態に留意し、遵守可能な合理的なものとする。また、移送に当たっての届出等の手続については、業務に支障が生じないよう十分周知するとともに、円滑な窓口業務が実施されるよう留意すること。
- 八、生物テロの発生や災害等により病原体等が流出したケースを想定した緊急対応マニュアルを示し、保健所その他の関係機関が住民の健康を守るために迅速かつ的確な対応がとれるよう、その周知を図るとともに、実地訓練の実施を促進すること。

- 九、感染症に関する研究を推進し、一類感染症等の国内発生や生物テロなどの緊急時に備えるため、周辺への安全配慮の下、P4施設を確保し、稼働させること。
- 十、新型インフルエンザの発生に備え、実効性のある計画を策定し、国と地方との連携等について訓練を実施するなど国内における初動態勢の確保に努めるとともに、その流行の拡大に備え、医療機関等で使用するマスクや消毒薬等が十分確保されるよう、必要な対策を講ずること。また、新型インフルエンザが発生する危険性が高いとされる東南アジア地域の各国と緊密な情報交換を行うとともに、保健医療分野における支援を含め協力関係を更に推進すること。
- 十一、感染症のワクチン、新薬等の研究・開発については、国による支援の強化を図り、その一層の促進に努めること。特に、新型インフルエンザワクチンについては、その緊急性にかんがみ、早急な開発・製造を可能とする体制整備を進めること。
- 十二、感染症は過去の疾病ではなく、日常的な疾病であることから、医師をはじめとする医療関係者に対し定期的に研修を実施し、診断、治療、感染予防等の知識の普及に努めるとともに、指定医療機関における感染症専門医等の確保など医療機関の体制整備を図ること。また、感染症専門医、研究者の養成のため、海外への派遣研修などの事業を更に充実させること。あわせて、その際に必要な財政支援措置を講ずること。
- 十三、感染症指定医療機関への感染症患者等の搬送については、その体制を更に整備するため、必要な対策を推進すること。
- 十四、院内感染対策については、安心かつ安全な医療を確保するため、その充実を図るとともに、相談体制の整備に努めること。また、医療従事者等に対して、ワクチンで予防できる疾患に対する予防接種が行われるよう配慮すること。
- 十五、肝炎対策については、検査体制の強化、診療体制の整備、有効性の高い治療法の確保方策、研究開発の推進、普及啓発・相談指導等、総合的な対策のより一層の充実を図ること。
- 十六、感染症に対する理解の促進及び感染症のまん延防止のため、国民に対し、感染症に関する知識の普及及び啓発を十分に行うこと。特に、性感染症については、若年層に対し、その予防教育を含めた正しい知識の普及に努めること。
- 十七、地球規模化する感染症問題については、海外の事例の収集、分析等を踏まえ、新感染症等への速やかな対応が可能となるよう研究機関の体制整備等を図るとともに、海外における患者情報の把握及び発生源対策が重要であることにかんがみ、WHO、二国間協議等を通じた国際医療協力の一層の推進を図ること。
- 右決議する。

農林水産委員会

委員一覧 (20名)

委員長	加治屋 義人 (自民)	国井 正幸 (自民)	谷 博之 (民主)
理事	岩城 光英 (自民)	小齊平 敏文 (自民)	ツルネン マルティ (民主)
理事	常田 享詳 (自民)	段本 幸男 (自民)	松下 新平 (民主)
理事	小川 敏夫 (民主)	野村 哲郎 (自民)	福本 潤一 (公明)
理事	和田 ひろ子 (民主)	三浦 一水 (自民)	渡辺 孝男 (公明)
	岩永 浩美 (自民)	小川 勝也 (民主)	紙 智子 (共産)
	岸 信夫 (自民)	主演 了 (民主)	(18.10.24 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において、本委員会から法律案 1 件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願 3 種類 3 件は、いずれも保留とした。

なお、日豪 E P A の交渉開始に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

第164回国会閉会後の 7 月20日、米国産牛肉輸入問題に関する件及びW T O 農業交渉に関する件を議題とし、中川農林水産大臣から報告を聴取した後、政府が米国で行っている対日輸出施設調査の進捗状況、米国農務省の施設抜き打ち査察に日本側が同行する手順と実効性、米国の飼料規制の現状、6 月末のW T O 閣僚級会合の概要、W T O 農業交渉の長期化が日本農業に与える影響、開発イニシアティブの具体化に向けた取組等について質疑を行った。

10月24日、当面の農林水産行政の課題について、松岡農林水産大臣から説明を聴取した。

10月26日、農林水産に関する調査を議題とし、品目横断的経営安定対策の対象を担い手に限定する意義、日豪 E P A が我が国農業に及ぼす影響、農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組、京都議定書目標達成のための森林整備に必要な財源確保策、植物新品種の育成者権の保護強化策、平成18年10月の低気圧による農林漁業被害とその対策、松岡農林水産大臣への政治献金等について質疑を行った。

11月30日、農林水産に関する調査を議題とし、日豪 E P A 締結が我が国農業及び経営所得安定対策に及ぼす影響、平成19年産秋まき麦に関する品目横断的経営安定対策の加入申請状況、食料自給率向上のために飼料用稲などの増産支援を行う必要性、本年の自然災害等による農林漁業被害とその対策、公益的機能を果たす森林の整備対策、国有林野事業改革のあり方、北朝鮮経済制裁に伴い影響を受ける水産業への支援策、有機農業推進対策等について質疑を行った。

12月12日、日豪EPA交渉等に関する件を議題とし、WTO交渉妥結による世界貿易ルールの確立後に日豪等EPA交渉を進める必要性、日豪EPAで関税が撤廃された場合の農林水産物、食料自給率、地域経済等への影響、我が国の重要品目を関税撤廃の例外とする必要性、日豪共同研究報告書にある「除外」及び「再協議」の具体的な意味、我が国主張の実現が困難な場合には日豪EPA交渉を中断する必要性等について質疑を行うとともに、政府に対し、日豪EPAの交渉開始に関する決議を行った。

〔法律案の提出〕

12月5日、有機農業の推進に関する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、委員長から説明がなされた後、全会一致をもって本委員会提出の法律案として提出することを決定した。本法律案は、有機農業が農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとともに、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じようとするものである。

(2) 委員会経過

○平成18年7月20日（木）（第164回国会閉会後第1回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 米国産牛肉輸入問題に関する件及びWTO農業交渉に関する件について中川農林水産大臣から報告を聴いた後、同大臣、三浦農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕国井正幸君（自民）、小川勝也君（民主）、主濱了君（民主）、郡司彰君（民主）、谷合正明君（公明）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

○平成18年10月24日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成18年10月26日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 品目横断的経営安定対策に関する件、EPA交渉に関する件、農林水産物・食品の輸出に関する件、京都議定書目標達成のための森林整備に関する件、植物新品種育成者権の保護に関する件、平成18年10月の低気圧による農林漁業被害とその対策に関する件、松岡農林水産大臣への政治献金に関する件等について松岡農林水産大臣、国井農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、岸信夫君（自民）、谷博之君（民主）、小川勝也君（民主）、小川敏夫君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）

○平成18年11月30日（木）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日豪EPAに関する件、品目横断的経営安定対策に関する件、国民に対する食料の安定供給に関する件、農林水産分野の災害対策に関する件、公益的機能を果たす森林の整備に関する件、国有林野事業に関する件、北朝鮮経済制裁に伴い影響を受ける水産業への支援に関する件、有機農業の推進に関する件等について松岡農林水産大臣、国井農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕常田享詳君（自民）、岩永浩美君（自民）、平野達男君（民主）、和田ひろ子君（民主）、主濱了君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

○平成18年12月5日（火）（第4回）

- 有機農業の推進に関する法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○平成18年12月12日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日豪EPA等に関する件について松岡農林水産大臣、国井農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小斉平敏文君（自民）、主濱了君（民主）、谷博之君（民主）、松下新平君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）

- 日豪EPAの交渉開始に関する決議を行った。

○平成18年12月14日（木）（第6回）

- 請願第1229号外2件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨

○成立した議案

有機農業の推進に関する法律案（参第8号）

【要旨】

本法律案は、有機農業が農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとともに、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関す

る施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

二、基本理念

- 1 有機農業の推進は、農業者が容易に有機農業に従事することができるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 有機農業の推進は、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにすることを旨として行われなければならない。
- 3 有機農業の推進は、有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。
- 4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ行われなければならない。

三、国及び地方公共団体の責務

- 1 国及び地方公共団体は、二、の基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有するものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

四、基本方針及び推進計画

- 1 農林水産大臣は、有機農業の推進に関し、次の事項を内容とする基本方針を定めることとする。
 - イ 有機農業の推進に関する基本的な事項
 - ロ 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
 - ハ 有機農業の推進に関する施策に関する事項
 - ニ その他有機農業の推進に関し必要な事項
- 2 都道府県は、1の基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（推進計画）を定めるよう努めなければならないこととする。

五、基本的な施策

国及び地方公共団体は、次の基本的な施策を講ずることとする。

- 1 有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援
- 2 有機農業に関する技術開発の促進のための研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報提供
- 3 消費者の有機農業に対する理解と関心の増進のための広報活動
- 4 有機農業者と消費者との交流の促進

5 有機農業の推進に関する調査の実施

6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

(4) 委員会決議

—— 日豪EPAの交渉開始に関する決議 ——

我が国と豪州は、経済関係のみならず、米国などと並ぶ我が国の友邦として深い関係がある。

日豪EPAについては、この関係を強化し、さらに広く、かつ深化したものとすることを目標とし、なканずく、資源の安定供給がこのEPAによって確保されることが大きな課題である。

一方、日豪間の貿易関係の多くを占める農林水産品については、日豪間で大きな生産格差が存在することから、日豪間のEPAによって、国内の農林水産業を中心に大きな悪影響が及び、我が国農林水産業・農山漁村の有する多面的機能が損なわれるおそれがあるとともに、現在進めている我が国農林水産業の構造改革の取組に支障が生じるとの強い懸念がある。

日豪EPAが、真に日豪両国の友好関係の増進に貢献するためには、このような懸念を払拭し、真に両国の経済関係の深化につながるものとすることが必要不可欠である。

よって、政府は、日豪EPAの交渉入りをする場合には、次の事項の実現を図ることを強く求めるものである。

一、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目が、除外又は再協議の対象となるよう、政府一体となって全力を挙げて交渉すること。

二、現在進行中のWTO交渉や、米国、カナダ等との間の農林水産物貿易に与える影響について十分留意すること。

三、交渉に当たっては、交渉期限を定めず、粘り強く交渉すること。万一、我が国の重要品目の柔軟な取扱いについて十分な配慮が得られないときは、政府は交渉の継続について中断も含め厳しい判断をもって臨むこと。

四、交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速し、国際競争力の強化につながるよう全力を挙げるとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。

右決議する。

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	伊達	忠一 (自民)	倉田	寛之 (自民)	白	眞勲 (民主)
理事	加納	時男 (自民)	保坂	三蔵 (自民)	広野	ただし (民主)
理事	小林	温 (自民)	松田	岩夫 (自民)	若林	秀樹 (民主)
理事	佐藤	昭郎 (自民)	松村	祥史 (自民)	弘友	和夫 (公明)
理事	藤末	健三 (民主)	松山	政司 (自民)	松	あきら (公明)
理事	渡辺	秀央 (民主)	小林	正夫 (民主)	田	英夫 (社民)
	魚住	汎英 (自民)	直嶋	正行 (民主)	鈴木	陽悦 (無)
						(18.10.31 現在)

(1) 審議概観

経済産業

第165回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出2件、本院議員提出1件及び衆議院提出1件の合計4件であり、そのうち、内閣提出及び衆議院提出の合計3件を可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願1種類5件すべてを採択した。

〔法律案等の審査〕

消費生活用製品の使用に伴う消費者の生命・身体に対する危害の発生・拡大の防止を目的とする消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案は、委員会において、独立行政法人国民生活センターを視察し、また、参考人から意見を聴取するとともに、一連の製品事故における経済産業省の対応とその責任、報告を義務化する範囲を重大製品事故に限定する理由、今後の事故情報収集体制の整備における課題等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

官製談合の防止の徹底を図ることを目的として、第164回国会に入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案が提出されたが、衆議院で継続審査となり、今国会に至り本委員会で審議されることとなった。

委員会においては、本法律案に加え、直嶋正行君外7名発議の官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案を一括して議題とし、談合を行った職員に対する罰則規定の創設の必要性、官製談合防止のための天下り規制の強化の必要性、今後の公共入札制度の在り方等について質疑が行われ、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案は多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件は、委員会において、我が国の輸入禁止措置が北朝鮮経済へ及ぼす影響、北朝鮮原産品の迂回輸入防止策、北朝鮮をめぐる情勢と今後の北朝鮮経済制裁の在り方等について質疑が行われ、

全会一致をもって承認された。

〔国政調査等〕

10月31日、経済産業行政の基本施策について甘利経済産業大臣から発言があった。

これに対し、11月2日、減価償却制度の抜本的見直しと実効税率引き下げの必要性、経済連携協定の交渉の進展状況と今後の見通し、エネルギーをめぐる国際情勢の変化を踏まえた安定供給確保の取組等について質疑を行った。

12月14日、地域繊維産業に対する重点的支援の必要性、新エネルギー導入の実績と2010年目標達成の可能性やそれに向けた取組、地上アナログテレビ放送終了に伴うアナログ受像機の大量買換えに向けた対策の必要性等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成18年10月31日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○平成18年11月2日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- WTOのドーハ・ラウンド交渉再開の見通しに関する件、エネルギー政策における環境問題の位置付けに関する件、我が国の北朝鮮に対する経済制裁の実効性に関する件、サハリンⅡプロジェクトに対するロシア政府の工事認可取消しの影響に関する件、我が国と東アジア諸国との経済連携協定に関する件、中小企業への融資制度に関する件、原子力安全・保安院の緊急時ファクシミリ連絡網の不備に関する件、北朝鮮産品の迂回輸入の防止策に関する件、地域経済回復のばらつきの原因と対策に関する件等について甘利経済産業大臣、渡辺経済産業副大臣、山本経済産業副大臣、奥野法務大臣政務官、水落文部科学大臣政務官、田村内閣府大臣政務官、松山経済産業大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、直嶋正行君（民主）、藤末健三君（民主）、弘友和夫君（公明）、鈴木陽悦君（無）

○平成18年11月14日（火）（第3回）

- 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年11月21日（火）（第4回）

- 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について参考人社団法人日本ガス石油機器工業会会長代行竹下克彦君、財団法人日本消費者協会理事宮本一子君及び工学院大学グローバルエンジニアリング学部教授畑村洋太郎

君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 松村祥史君（自民）、藤末健三君（民主）、松あきら君（公明）、鈴木陽悦君（無）

○平成18年11月28日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について甘利経済産業大臣、山本経済産業副大臣、渡辺経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 小林温君（自民）、小林正夫君（民主）、藤末健三君（民主）、松あきら君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第4号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年12月5日（火）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会衆第7号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員佐藤剛男君から趣旨説明を聴き、
官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案（参第7号）について発議者参議院議員直嶋正行君から趣旨説明を聴いた。

○平成18年12月7日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会衆第7号）（衆議院提出）
官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案（参第7号）

以上両案について発議者参議院議員直嶋正行君、同藤末健三君、発議者衆議院議員佐藤剛男君、同大口善徳君、鈴木内閣官房副長官、大前防衛庁長官政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会衆第7号）（衆議院提出）を可決した。

〔質疑者〕 佐藤昭郎君（自民）、直嶋正行君（民主）、松下新平君（民主）、山口那津男君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（第164回国会衆第7号）賛成会派 自民、公明、社民
反対会派 民主、無

なお、附帯決議を行った。

- 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第3号）

(衆議院送付) について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年12月12日(火)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)
(衆議院送付) について甘利経済産業大臣、鈴木内閣官房副長官、浜田外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕小林温君(自民)、藤末健三君(民主)、弘友和夫君(公明)、田英夫君(社民)、鈴木陽悦君(無)

(閣承認第3号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、無
反対会派 なし

○平成18年12月14日(木)(第9回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 規制緩和策と製品の安全性との関連に関する件、原子力発電施設におけるデータ改ざんに関する件、電力事業における設備投資減少に関する件、離島地域における揮発油税軽減に関する件、中小繊維事業者自立事業の在り方に関する件、ごみ発電のみに依存しない新エネルギー政策の推進に関する件、テレビのデジタル化に伴うリサイクルの推進策に関する件等について甘利経済産業大臣、渡辺経済産業副大臣、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕渡辺秀央君(民主)、直嶋正行君(民主)、鈴木陽悦君(無)

- 請願第657号外4件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案(閣法第4号)

【要旨】

本法律案は、消費生活用製品の使用に伴う消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するため、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、定義の追加

- 1 消費生活用製品の事故のうち、消費者の生命、身体に対する危害が発生した事故又

は消費生活用製品が滅失し、又はき損して危害が発生するおそれのある事故で、消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のものを「製品事故」とする。

- 2 製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大で、危害の内容又は事故の態様が政令で定める要件に該当するものを「重大製品事故」とする。

二、重大製品事故の報告

消費生活用製品の製造・輸入事業者は、重大製品事故が発生したことを知ったときは、消費生活用製品の名称等の事項を主務大臣に報告しなければならない。

三、主務大臣による公表

主務大臣は、重大製品事故の報告を受けた場合やその他重大製品事故が発生したことを知った場合で、必要があると認めたときは、重大製品事故に関する消費生活用製品の名称等の事項を公表する。

四、体制整備命令

主務大臣は、消費生活用製品の製造・輸入事業者が重大製品事故の報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合で、必要があると認めたときは、重大製品事故に関する情報を収集し、かつ、適切に管理し、及び提供するために必要な体制の整備を命ずることができる。

五、事業者の責務

- 1 消費生活用製品の製造・輸入・小売販売事業者は、製品事故に関する情報を収集し、消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。
- 2 消費生活用製品の小売販売・修理・設置工事事業者は、重大製品事故が発生したことを知ったときは、消費生活用製品の製造・輸入事業者に通知するよう努めなければならない。

六、罰則

体制整備命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

七、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年以内に、改正後の施行状況を検討し、必要があると認めたときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

【附帯決議】

消費者が日々の生活で用いる製品の安全性を確保するには、事業者が製品安全に関する責務を果たすとともに、製品安全を全うする企業行動が評価される仕組みや文化を社会に築くことが不可欠である。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 製品事故をめぐるこれまでの経緯を踏まえ、行政内部の責任の所在を明確にし、製品事故情報の収集・処理に当たる経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構の体制を強化するとともに、警察・消防、独立行政法人国民生活センター等他の関係行政機関との円滑な連携の強化に努めること。

また、内閣府は、個人情報保護問題などの整理を早急に進め、独立行政法人国民生活センターのP I O—N E Tを各省が利用できるよう検討を進めること。

二 重大製品事故の情報については、消費者の生命・身体の安全を第一に考え、主務大臣による迅速かつ積極的な公表に加え、消費者や相談機関が情報を能動的に取得できる仕組みの構築を検討すること。

三 製造・輸入事業者による重大製品事故情報の隠蔽又は虚偽の報告に対しては、正直に報告した事業者がむしろ不利益を被ることがないように厳正な法運用を行うこと。

四 改正法の施行状況に関する検討は、製品技術の急速な発展及び社会情勢の変化等を踏まえて早期に行うとともに、所要の措置については、製品安全に係る法体系の明確化や安全水準の確保等を含む広範なものとする。

右決議する。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案 (第164回国会衆第7号)

【要旨】

本法律案は、最近における官製談合事件の発生に関する状況にかんがみ、その防止の徹底を図るため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名の改正

「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に改める。

二、趣旨規定の改正

職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を定める旨を明記する。

三、特定法人の範囲の拡大

公正取引委員会の改善措置要求等の対象となる特定法人に、現行の国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人に加えて、特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社であって、政令で定めるものを除いたものを追加する。

四、入札談合等関与行為の類型の追加

入札談合等関与行為に、現行の入札談合の明示的な指示、受注者に関する意向の表明、発注に係る秘密情報の漏洩に加えて、事業者等の依頼を受け、入札談合等を容易にする

目的で、職務に反し、入札談合等を幫助する行為を追加する。

五、調査結果の公表の義務付け

各省各庁の長等は、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求等に係る調査の結果を公表しなければならない。

六、職員による入札等の妨害の罪の創設

職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

公共事業の発注や物品等の調達に発注者側の関与する官製談合は平成14年の官製談合防止法制定にもかかわらず後を絶たない。

官製談合は官公需における公正で自由な競争を官公庁自らが阻害する不当な取引制限であり、予算の適正で効率的な執行を妨げ、納税者である国民の利益を阻害する悪質な行為である。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 改正法の施行状況を勘案し、必要に応じ入札談合等関与行為に当たる行為類型のさらなる範囲拡大等を検討すること。
- 二 公正取引委員会は会計検査院との相互の連携協力等を通じ、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に万全を期すこと。
- 三 国、地方公共団体等による公共調達については、予定価格の見直し、一般競争入札の一層の拡大、総合評価方式の拡充等一層の改革を図ること。また、公共調達の在り方について、発注機関、公正取引委員会、財政当局、捜査当局、関連業界の代表者及び有識者による幅広い見地から、入札談合が生じる制度的な要因を解明し、入札談合の抜本的な防止策を検討すること。
- 四 地方公共団体の長・幹部職員の不正行為に加えて、公務員の関連業界へのいわゆる天下りが官製談合事件の温床となってきたこれまでの経緯にかんがみ、早期退職慣行の是正や退職者の再就職の適正化など公務員の人事管理の在り方について、公務員制度改革全体の中で早急に検討すること。

なお、検討に当たっては、公共調達に従事する公務員の意欲を高め、その能力が十分に発揮されるものとなるよう配慮すること。

右決議する。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
(閣承認第3号)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第1項の規定により、平成18年10月13日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成18年10月14日から平成19年4月13日までの間、北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物に対して経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び原産地又は船積地域が北朝鮮で第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引（仲介貿易取引）については、経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

②審査未了となった議案

官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(参第7号)

【要旨】

官製談合等の防止の徹底を図るため、刑法の談合罪を目的犯でないものとし、公務員の談合関与に対する罰則規定を設けるとともに、公正取引委員会による改善措置要求の対象となる特定法人及び入札談合等関与行為の範囲の拡大等の措置を講じようとするものである。

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	大江 康弘 (民主)	小池 正勝 (自民)	田名部 匡省 (民主)
理事	末松 信介 (自民)	田村 公平 (自民)	羽田 雄一郎 (民主)
理事	脇 雅史 (自民)	中島 啓雄 (自民)	前田 武志 (民主)
理事	藤本 祐司 (民主)	藤野 公孝 (自民)	魚住 裕一郎 (公明)
理事	山下 八洲夫 (民主)	溝手 顕正 (自民)	小林 美恵子 (共産)
理事	谷合 正明 (公明)	吉田 博美 (自民)	淵上 貞雄 (社民)
	市川 一朗 (自民)	加藤 敏幸 (民主)	後藤 博子 (国民)
	岩井 國臣 (自民)	北澤 俊美 (民主)	
	太田 豊秋 (自民)	興石 東 (民主)	

(18.10.24 現在)

(1) 審議概観

国土交通

第165回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案1件、衆議院提出法律案（国土交通委員長）1件及び承認案件2件の合計4件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願3種類28件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

特定船舶入港禁止 「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」は、近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港を禁止する措置を定めようとするものであり、第159回国会において議員立法で制定されたものである。特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施に関し承認を求めるの件は、平成18年7月5日に北朝鮮が一連の弾道ミサイル発射を強行したことに對して、政府が万景峰92号の本邦の港への入港を禁止したことについて国会の承認を求めるものである。委員会においては、入港禁止措置の目的と効果、制裁措置の在り方と解除の条件、制裁措置による国内事業者への影響と対策等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

また、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件は、平成18年10月9日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表等に対して、前記の決定を変更し、政府がすべての北朝鮮船籍の船舶の本邦の港への入港を禁止したことについて、国会の承認を求めるものである。委員会においては、我が国の対北朝鮮制裁措置と国連安保理決議の関係、臨検・船舶検査と国際法上の原則、六者会合再開に臨む我が国の方針等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

建築士 建築士法等の一部を改正する法律案は、構造計算書偽装事件の再発を防止し、建築士等による適正な建築活動の確保を図り、国民が安心して住宅の取得や建築物の利用ができるよう、建築士制度等の見直しを行うものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、本改正による建築士・建築業界に対する信頼回復の可能性、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士による法適合性確認の実施体制、建築設備士の活用、建築士の業務報酬基準の見直し等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

観光 現行の「観光基本法」は、昭和38年に制定されて以来、実質的な改正が行われることなく40年余りが経過した。この間、我が国の観光を取り巻く状況は大きく変化している。観光立国推進基本法案は、21世紀の我が国経済社会の発展のために観光立国を実現することが極めて重要であることにかんがみ、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものである。委員会においては、提出者衆議院国土交通委員長から趣旨説明を聴取した後、法律改正の目的と意義、国内観光需要拡大の必要性、観光振興に資する交通機関の整備等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月24日、国土交通行政の諸施策について、冬柴国土交通大臣から説明を聴取した。

10月26日、質疑を行い、今後の公共投資の在り方、地域公共交通の活性化、海上保安体制の充実強化策、国際競争力強化に資する物流圏の実現、ビジット・ジャパンの強化・高度化、都市再生推進事業における地域評価基準、ＪＲ西日本安全マネジメント評価の概要、公共交通機関における飲酒運転防止策、鉄道の輸送障害・インシデント多発への対応、集中豪雨等新たな防災・減災への対応策、輪中堤・宅地のかさ上げ等の新治水対策、日中韓観光大臣会合の北海道宣言における観光交流促進の意義と取組、空港周辺整備機構共同住宅の不動産業者への売却問題、自民・公明両党連立合意の「都市と地方の格差是正」の意味、規制緩和後のタクシー事業に対する問題認識と対応、道路特定財源の一般財源化問題、障害者の居住施策の改善策などの諸問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成18年10月24日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の諸施策に関する件について冬柴国土交通大臣から説明を聴いた。

○平成18年10月26日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 公共投資の在り方に関する件、地域公共交通機関の活性化策に関する件、観光立国推進に関する件、運輸事業の安全確保に関する件、治水対策に関する件、独立行政法人空港周辺整備機構による住宅売却に関する件、道路特定財源に関する件等について冬柴国土交通大臣、望月国土交通副大臣、藤野国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島啓雄君（自民）、藤本祐司君（民主）、加藤敏幸君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）、後藤博子君（国民）

- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年11月2日（木）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕藤本祐司君（民主）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）、後藤博子君（国民）

（閣承認第1号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派 なし

○平成18年12月5日（火）（第4回）

- 建築士法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年12月7日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 建築士法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、参考人慶應義塾大学教授村上周三君、社団法人日本建築士事務所協会連合会会長三栖邦博君、社団法人日本建築構造技術者協会会長大越俊男君及び社団法人建築設備技術者協会会長牧村功君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、加藤敏幸君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）、後藤博子君（国民）

・参考人に対する質疑

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、山下八洲夫君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小

林美恵子君（共産）、瀧上貞雄君（社民）、後藤博子君（国民）

○平成18年12月12日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 建築士法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）**について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕加藤敏幸君（民主）、山下八洲夫君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、後藤博子君（国民）

（閣法第5号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 観光立国推進基本法案（衆第4号）（衆議院提出）**について提出者衆議院国土交通委員長塩谷立君から趣旨説明を聴き、衆議院国土交通委員長代理愛知和男君、衆議院国土交通委員長塩谷立君、衆議院国土交通委員長代理三日月大造君、同赤澤亮正君、同伊藤渉君、冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕藤本祐司君（民主）、小林美恵子君（共産）、瀧上貞雄君（社民）

（衆第4号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第2号）（衆議院送付）**について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年12月14日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第2号）（衆議院送付）**について冬柴国土交通大臣、鈴木内閣官房副長官、大前防衛庁長官政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕犬塚直史君（民主）、小林美恵子君（共産）、瀧上貞雄君（社民）

（閣承認第2号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

- 請願第424号外27件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

建築士法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)

【要旨】

本法律案は、建築物の安全性の確保を図るとともに、建築士制度に対する国民の信頼を回復するため、建築士法等の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 建築士法の一部改正

- 一 建築士試験の受験資格について、大学等において建築に関する一定の科目を修めて卒業した者とする等の見直しを行う。
- 二 建築士事務所に属する建築士等は、一定期間ごとに、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受けなければならないこととする。
- 三 国土交通大臣は、その指定する者に一級建築士の登録の実施に関する事務等を行わせることができることとする。また、都道府県知事は、その指定する者に二級建築士及び木造建築士の登録又は建築士事務所の登録の実施に関する事務等を行わせることができることとする。
- 四 新たに構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付の制度を設け、一定の規模の建築物の設計図書については、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による構造関係規定又は設備関係規定への適合性の確認を義務付けることとする。
- 五 建築士事務所の開設者について、委託を受けた設計又は工事監理の再委託を制限するとともに、設計・工事監理の契約締結前に、管理建築士等から建築主に対し、一定の重要事項を説明させなければならないこととする。
- 六 建築士事務所の開設者に対する指導、建築士事務所の業務に対する苦情の解決等の業務を行うため、建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会に関する制度を整備する。

第二 建築基準法の一部改正

- 一定の規模の建築物については、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士が適合性を確認した構造設計又は設備設計によらなければ工事を行うことができないこととするとともに、適合性を有しない建築物の計画については、建築主事は、建築確認の申請書を受理することができないこととする。

第三 建設業法の一部改正

- 一 多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事について、一括下請負を全面的に禁止する。
- 二 資格者証の交付等を受けた監理技術者の配置を要する場合を、重要な民間工事に拡大する（現在は、公共工事のみ。）。

第四 その他

- 一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 二 所要の経過措置等を定める。

【附 帯 決 議】

政府は、構造計算書偽装問題等により国民の間に建築物の安全性に対する不安と建築界への不信が広まっていることにかんがみ、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、建築士試験の受験資格の見直しについては、学科主義から科目主義への変更に伴う受験資格の認定が円滑に行われるよう配慮するとともに、建築実務経験に関しては、建築士資格受有者の設計・工事監理業務分野以外での活動・活躍の実態を踏まえ、意欲ある有能な人材に門戸を閉ざすことがないよう配慮すること。
- 二、建築士が自己研鑽を図るとともに、建築士事務所が適正な業務の実施を行い、専門資格者としての社会的使命と責任を果たすため、関係団体による独自の研修・資格制度等の実施による加入率向上の取組を通じて団体の自律的な監督体制が確立されるよう、関係団体等に対して所要の指導助言を行うこと。
- 三、一定規模の建築物に係る構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による法適合性の確認については、厳正な実施を確保するとともに、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の偏在によって適合性確認業務の円滑な実施が妨げられることがないよう配慮すること。
- 四、建築設備設計・工事監理業務において重要な資格として運用されている「建築設備士」について、建築設備の高度化・複雑化が進展している現下の状況にかんがみ、設備設計一級建築士制度の下においても、より一層の活動・活躍ができるようその有効活用が図られるとともに、関係規定の適切な運用がなされるよう、特定行政庁、建築士関係団体等への周知徹底を図ること。
また、設備設計一級建築士制度の運用の状況について検討を加え、必要に応じ、速やかに適切な措置を講じること。
- 五、建築物の品質を確保するためには、工事監理業務の適正化を図ることが重要であることにかんがみ、建築主に提出される工事監理報告書の記載内容を充実するとともに、工事監理のガイドラインを提示・普及すること等により、その実効性確保に努めること。
- 六、建築士の業務報酬基準については、建築士の業務の実態を踏まえ、適宜適切に見直しを行うとともに、その基準が遵守されるよう周知徹底を図ること。

右決議する。

観光立国推進基本法案(衆第4号)

【要 旨】

本法律案は、21世紀の我が国経済社会の発展のために観光立国を実現することが極めて重要であることにかんがみ、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進する

ための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の目的が観光立国の実現であることから、法律の題名を「観光基本法」から「観光立国推進基本法」に改正する。
- 二、観光立国の実現に関する施策についての基本理念として、豊かな国民生活を実現する上での「住んでよし・訪れてよしの国づくり」の意義、国民観光旅行の促進の重要性、国際的視点の重要性、関係者相互の連携確保の必要性について規定する。
- 三、観光立国の推進に向けた国及び地方公共団体の責務に加え、住民の役割及び観光事業者の努力について定める。
- 四、政府は、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立国推進基本計画を定めなければならないものとする。
- 五、国は、基本的施策として、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興並びに観光旅行の促進のための環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 六、この法律は、平成19年1月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、本法に基づく観光立国推進基本計画の策定に当たっては、観光行政強化の観点から関係各省庁が密接な連携の下に施策を講ずることを旨とするとともに、その作成過程で幅広い関係者の声を反映するよう努めること。
- 二、地方公共団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、やる気のある地域による知恵と工夫にあふれた観光振興の取組みを支援することにより、交流人口の拡大と魅力ある地域づくりの推進に努めること。
- 三、日本の伝統と文化を体現し、もてなしの心により観光立国を支える旅館業をはじめとした観光に関わる中小企業について、その経営基盤を確立するための施策の充実に努めること。
- 四、景観法に基づく良好な景観の形成を推進するとともに、心ない観光客による落書きやごみの放置などの行為から美しい自然や文物、景観を保護するため、観光客のモラルの向上を図るための施策に努めること。
- 五、より柔軟に休暇を取得しやすくすることにより、国民が旅行しやすい環境を整え、観光需要を創出するため、産業界と連携して国民的な運動の推進に努めるとともに、家族旅行等に係る児童生徒の休暇制度その他の制度面における検討を行うこと。
- 六、国際会議、国際文化・スポーツイベント、国際展示会・見本市などを通じた観光交流の拡大に努めること。
- 七、高齢者・障害者等移動制約者の円滑な移動の確保に資する施策を一層促進するとともに、交通機関・高速道路などの交通施設における弾力的な料金体系の導入等により、旅行に関する費用の低廉化の促進に努めること。
- 八、観光立国の実現に関する施策の遂行に当たっては、各省庁の横断的な英知を結集しな

がら、総合的、効果的かつ効率的に行い、行政改革の趣旨を踏まえて、観光庁等の設置の実現に努力すること。

右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施に関し承認を求めるの件(閣承認第1号)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止を実施することとしたため、同法第5条第1項の規定により国会の承認を求めようとするものである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

- 一、北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、国連安保理決議等にも違反するものである。今回の核実験実施を始めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、既に入港禁止となっている万景峰92号（北朝鮮船籍船舶、貨客船）に加え、北朝鮮船籍のすべての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。
- 二、入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成19年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成19年4月13日までの間。
- 三、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

環境委員会

委員一覧（20名）

委員長	大石	正光（民主）	西田	吉宏（自民）	山根	隆治（民主）
理事	大野	つや子（自民）	真鍋	賢二（自民）	荒木	清寛（公明）
理事	橋本	聖子（自民）	矢野	哲朗（自民）	草川	昭三（公明）
理事	福山	哲郎（民主）	山崎	正昭（自民）	市田	忠義（共産）
理事	加藤	修一（公明）	岡崎	トミ子（民主）	田村	秀昭（国民）
	愛知	治郎（自民）	小林	元（民主）	荒井	広幸（無）
	狩野	安（自民）	平田	健二（民主）		（18.10.24 現在）

（１）審議概観

第165回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。
また、本委員会付託の請願１種類12件は、いずれも保留とした。

〔国政調査等〕

10月24日、環境行政の基本施策について若林環境大臣から発言があった。

10月26日、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、温室効果ガス排出量の削減目標達成、循環型社会における３Ｒの実現、京都議定書以後の枠組み構築、鳥獣保護法改正に伴う基本指針の見直し、バイオマスエネルギー燃料の導入促進、水俣病被害者の救済、環境税導入等について、質疑を行った。

12月５日、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、気候変動に関する国際連合枠組条約第12回締約国会議及び京都議定書第２回締約国会合について若林環境大臣から報告を聴取した後、同会議・会合、霞ヶ浦の水質浄化対策、京都議定書目標達成計画の見直し作業、環境税導入、地球温暖化に対応した防災対策、温室効果ガスの排出削減に向けた産業界の自主的取組、アフリカにおけるクリーン開発メカニズム案件発掘等について、質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成18年10月24日（火）（第１回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

○平成18年10月26日（木）（第２回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 温室効果ガス排出量の削減目標達成に関する件、循環型社会における３Ｒの実現に関する件、京都議定書以後の枠組み構築に関する件、鳥獣保護法改正に伴う基本指針の

見直しに関する件、バイオマスエネルギー燃料の導入促進に関する件、水俣病被害者の救済に関する件、環境税導入に関する件等について若林環境大臣、土屋環境副大臣、北川環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大野つや子君（自民）、福山哲郎君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（無）

○平成18年12月5日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 気候変動に関する国際連合枠組条約第12回締約国会議及び京都議定書第2回締約国会合に関する件について若林環境大臣から報告を聴いた後、同件、霞ヶ浦の水質浄化対策に関する件、京都議定書目標達成計画の見直し作業に関する件、環境税導入に関する件、地球温暖化に対応した防災対策に関する件、温室効果ガスの排出削減に向けた産業界の自主的取組に関する件、アフリカにおけるクリーン開発メカニズム案件発掘に関する件等について若林環境大臣、土屋環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕狩野安君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（無）

○平成18年12月14日（木）（第4回）

- 請願第285号外11件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国家基本政策委員会

委員一覧 (20名)

委員長	前田	武志 (民主)	世耕	弘成 (自民)	輿石	東 (民主)
理事	木村	仁 (自民)	関口	昌一 (自民)	西岡	武夫 (民主)
理事	小泉	顕雄 (自民)	西島	英利 (自民)	荒木	清寛 (公明)
理事	北澤	俊美 (民主)	藤野	公孝 (自民)	魚住	裕一郎 (公明)
理事	円	より子 (民主)	松山	政司 (自民)	井上	哲士 (共産)
	北川	イッセイ (自民)	今泉	昭 (民主)	田村	秀昭 (国民)
	椎名	一保 (自民)	郡司	彰 (民主)		(18.10.10 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を2回開き討議を行った。

〔国政調査等〕

国家基本政策委員会合同審査会は、2回開かれ、小沢一郎君が発言者となって、安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

10月18日の合同審査会（第1回）では、衛藤征士郎衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、総理が憲法改正を主張する理由、北朝鮮の核実験に対する安保理制裁決議と周辺事態法の想定に関する総理の認識、国連決議に基づく制裁行動に関し国際社会で果たすべき日本の役割等について討議が行われた。

11月8日の合同審査会（第2回）では、前田武志参議院国家基本政策委員長が会長を務め、総理の考える憲法第9条の改正内容、閣僚等が核武装に関し発言することに対する総理の認識、いじめや必修科目未履修問題の発生原因及び解決策についての総理の考え、教育問題解決と政府の教育基本法改正案、教育問題解決のための教育行政制度の改革等について討議が行われた。

(2) 委員会経過

○平成18年10月10日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○平成18年10月18日（水）（合同審査会第1回）

- 国家の基本政策に関する件について小沢一郎君が安倍内閣総理大臣と討議を行った。

○平成18年11月8日（水）（合同審査会第2回）

- 国家の基本政策に関する件について小沢一郎君が安倍内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧 (45名)

委員長	尾辻	秀久 (自民)	佐藤	昭郎 (自民)	下田	敦子 (民主)
理事	愛知	治郎 (自民)	常田	享詳 (自民)	主濱	了 (民主)
理事	金田	勝年 (自民)	中川	雅治 (自民)	西岡	武夫 (民主)
理事	坂本	由紀子 (自民)	中川	義雄 (自民)	白	眞勲 (民主)
理事	中島	啓雄 (自民)	南野	知恵子 (自民)	広田	一 (民主)
理事	吉村	剛太郎 (自民)	舩添	要一 (自民)	広野	ただし (民主)
理事	小林	正夫 (民主)	松村	祥史 (自民)	福山	哲郎 (民主)
理事	佐藤	雄平 (民主)	松村	龍二 (自民)	峰崎	直樹 (民主)
理事	芝	博一 (民主)	三浦	一水 (自民)	蓮	舩 (民主)
理事	澤	雄二 (公明)	山下	英利 (自民)	高野	博師 (公明)
	岩城	光英 (自民)	山本	一太 (自民)	遠山	清彦 (公明)
	大仁田	厚 (自民)	浅尾	慶一郎 (民主)	鰐淵	洋子 (公明)
	大野	つや子 (自民)	池口	修次 (民主)	大門	実紀史 (共産)
	太田	豊秋 (自民)	喜納	昌吉 (民主)	仁比	聡平 (共産)
	加納	時男 (自民)	島田	智哉子 (民主)	福島	みずほ (社民)
						(18. 10. 11 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において、本委員会は予算の執行状況に関する調査を行った。
なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔国政調査等〕

安倍内閣総理大臣の所信表明演説に対する各党代表質問を受けて、10月11日、12日、13日の3日間、予算の執行状況に関する調査として、予算委員会が開かれ質疑が行われた。なお、11日の質疑は、その一部が外交等に関する集中審議として行われた。

質疑では、北朝鮮核実験に対する我が国の対応、北朝鮮拉致問題、日中・日韓首脳会談の総括、危機管理体制の在り方、集団的自衛権行使についての解釈、外交力強化の必要性、総理大臣補佐官の活用方針、現行憲法下での二院制の在り方、財政の現状と歳出削減の取組、失業問題への取組、低所得者の現状と請負労働をめぐる問題、中・低所得者層の税・社会保障負担の増加、子育て支援策、障害者自立支援法見直しの必要性、診療報酬改定によるリハビリ日数の上限設定、地域間格差の現状と対応策、教育問題における責任の所在、中国の環境問題への協力の必要性等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成18年10月11日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する件について安倍内閣総理大臣、麻生外務大臣、冬柴国土交通大臣、久間防衛庁長官、菅総務大臣、尾身財務大臣、溝手国家公安委員会委員長、塩崎内閣官房長官、伊吹文部科学大臣、佐田国務大臣、松岡農林水産大臣、山本内閣府特命担当大臣、柳澤厚生労働大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

・集中審議（外交等）

〔質疑者〕舛添要一君（自民）、柳田稔君（民主）、※森ゆうこ君（民主）、高野博師君（公明）、井上哲士君（共産）、福島みずほ君（社民） ※関連質疑

・質疑

〔質疑者〕西岡武夫君（民主）、※広野ただし君（民主） ※関連質疑

○平成18年10月12日（木）（第2回）

- 予算の執行状況に関する件について安倍内閣総理大臣、麻生外務大臣、塩崎内閣官房長官、柳澤厚生労働大臣、伊吹文部科学大臣、菅国務大臣、冬柴国土交通大臣、久間防衛庁長官、大田内閣府特命担当大臣、尾身財務大臣、松岡農林水産大臣、佐田国務大臣、甘利経済産業大臣、高市内閣府特命担当大臣、若林環境大臣、溝手国家公安委員会委員長、谷人事院総裁、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕※高橋千秋君（民主）、※浅尾慶一郎君（民主）、吉村剛太郎君（自民）、※金田勝年君（自民）、※愛知治郎君（自民）、※山下英利君（自民）

※関連質疑

○平成18年10月13日（金）（第3回）

- 予算の執行状況に関する件について安倍内閣総理大臣、麻生外務大臣、長勢法務大臣、若林環境大臣、冬柴国土交通大臣、溝手国家公安委員会委員長、伊吹文部科学大臣、柳澤厚生労働大臣、甘利経済産業大臣、池坊文部科学副大臣、富田財務副大臣、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕魚住裕一郎君（公明）、※山本保君（公明）、市田忠義君（共産）、福島みずほ君（社民） ※関連質疑

○平成18年12月19日（火）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	泉 信也 (自民)	小泉 昭男 (自民)	神本 美恵子 (民主)
理事	小池 正勝 (自民)	田浦 直 (自民)	津田 弥太郎 (民主)
理事	中島 真人 (自民)	西島 英利 (自民)	広田 一 (民主)
理事	吉田 博美 (自民)	西銘 順志郎 (自民)	藤末 健三 (民主)
理事	直嶋 正行 (民主)	藤井 基之 (自民)	藤本 祐司 (民主)
理事	柳澤 光美 (民主)	森元 恒雄 (自民)	松井 孝治 (民主)
理事	弘友 和夫 (公明)	山谷 えり子 (自民)	加藤 修一 (公明)
理事	岩井 國臣 (自民)	足立 信也 (民主)	山下 栄一 (公明)
	岡田 広 (自民)	朝日 俊弘 (民主)	小林 美恵子 (共産)
	岸 信夫 (自民)	大塚 直史 (民主)	又市 征治 (社民)
			(18. 11. 15 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において本委員会に付託された案件は、平成十七年度決算外2件である。また、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行った。

〔決算の審査〕

平成十七年度決算及び国有財産関係2件は、平成18年11月21日に提出された。このうち平成十七年度決算については、11月24日の安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の本会議において、尾身財務大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日委員会に付託され、平成十七年度国有財産関係2件についても、同日、委員会に付託された。

委員会においては、11月24日、尾身財務大臣から平成十七年度決算外2件の概要説明を、大塚会計検査院長から平成十七年度決算検査報告及び平成十七年度国有財産検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した。

12月4日、安倍内閣総理大臣以下全大臣の出席を得て全般質疑を行った。

今国会行われた質疑の主な項目は、①法人税制の在り方、②都道府県労働局における不正経理問題、③19年度予算編成に向けた国債発行の基本方針、④タウンミーティングに係る不適正経理問題、⑤特別会計改革の基本方針、などである。

〔国政調査等〕

平成18年11月15日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件を議題とし、大塚会計検査院長から説明を聴いた後、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成18年11月15日（水）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について大塚会計検査院長から説明を聴いた後、菅総務大臣、冬柴国土交通大臣、尾身財務大臣、池坊文部科学副大臣、浅野外務副大臣、藤野国土交通大臣政務官、椎名財務大臣政務官、河合総務大臣政務官、大塚会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人国際協力機構理事黒木雅文君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、藤本祐司君（民主）、藤末健三君（民主）、弘友和夫君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成18年11月24日（金）（第2回）

- 平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度特別会計歳入歳出決算、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書
平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上3件について尾身財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について大塚会計検査院長から説明を聴いた。

○平成18年12月4日（月）（第3回）— 全般質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十七年度決算外2件について安倍内閣総理大臣、麻生外務大臣、尾身財務大臣、柳澤厚生労働大臣、伊吹文部科学大臣、松岡農林水産大臣、高市国務大臣、甘利経済産業大臣、若林環境大臣、菅総務大臣、冬柴国土交通大臣、塩崎内閣官房長官、佐田国務大臣、大塚会計検査院長、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島真人君（自民）、※藤井基之君（自民）、※小林温君（自民）、山本孝史君（民主）、※松井孝治君（民主）、※柳澤光美君（民主）、遠山清彦君（公明）、紙智子君（共産）、又市征治君（社民） ※関連質疑

○平成18年12月19日（火）（第4回）

- 平成十七年度決算外2件の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 決算の概要

平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度特別会計歳入歳出決算、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書

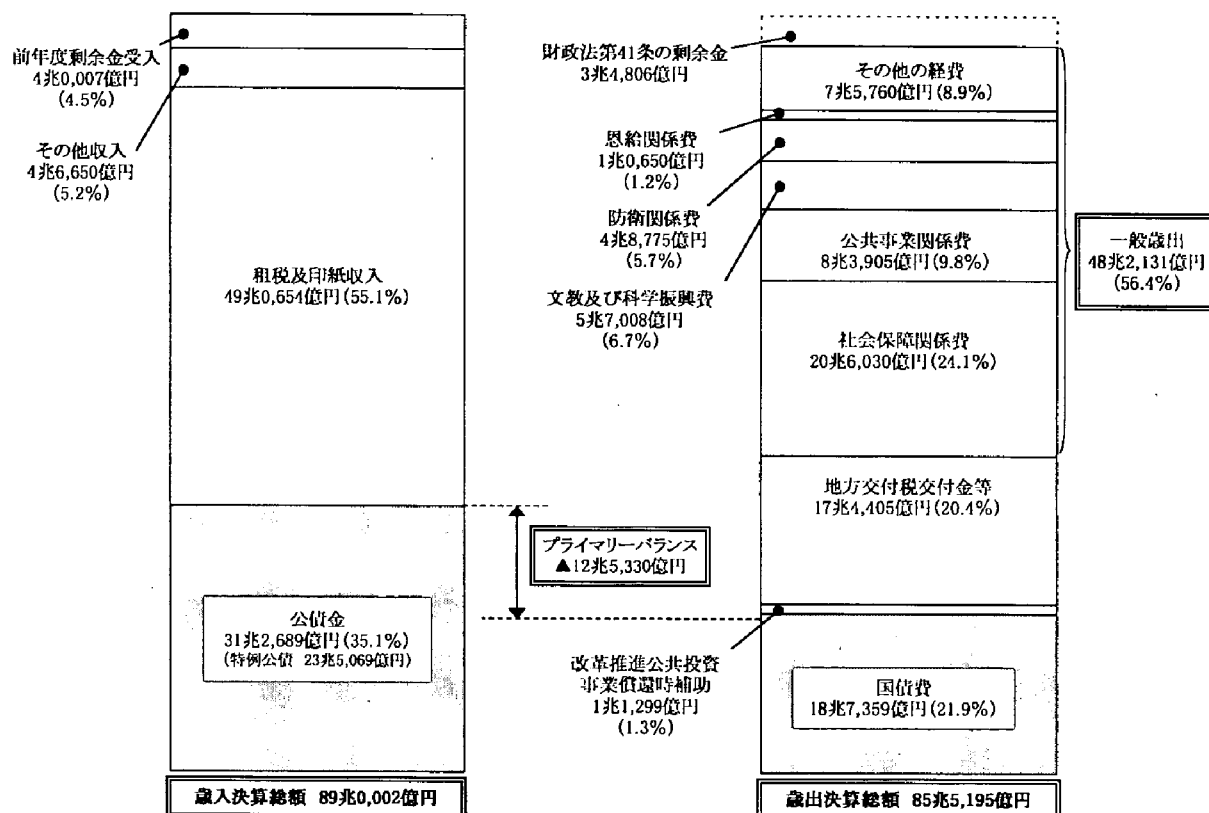
平成十七年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は89兆2億円、歳出決算額は85兆5,195億円であり、差引き3兆4,806億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成十八年度一般会計歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は9,009億円である。

平成十七年度特別会計歳入歳出決算における31の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は452兆1,410億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は401兆1,835億円である。

平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は60兆6,966億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は59兆9,724億円であるため、差引き7,242億円の剰余を生じた。

平成十七年度政府関係機関決算書における8機関の収入済額を合計した収入決算額は4兆7,104億円、支出済額を合計した支出決算額は4兆1,028億円である。

〈平成十七年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(注) 財政法第41条の剰余金の内訳は、翌年度への繰越額1兆9,143億円、16年度までに発生した剰余金の使用残額623億円、地方交付税交付金等特定財源増6,030億円、財政法第6条の純剰余金9,009億円である。

(資料)「平成17年度 決算の説明」等より作成

平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書における17年度中の国有財産の差引純減少額は10兆183億円、17年度末現在額は85兆2,014億円である。

平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書における17年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は179億円、17年度末現在額は1兆743億円である。

行政監視委員会

委員一覧 (30名)

委員長	草川	昭三 (公明)	小林	温 (自民)	櫻井	充 (民主)
理事	中原	爽 (自民)	櫻井	新 (自民)	鈴木	寛 (民主)
理事	福島	啓史郎 (自民)	山東	昭子 (自民)	田名部	匡省 (民主)
理事	山崎	力 (自民)	中曽根	弘文 (自民)	千葉	景子 (民主)
理事	松岡	徹 (民主)	橋本	聖子 (自民)	松下	新平 (民主)
理事	風間	昶 (公明)	保坂	三蔵 (自民)	福本	潤一 (公明)
理事	渡辺	孝男 (公明)	松田	岩夫 (自民)	吉川	春子 (共産)
	狩野	安 (自民)	家西	悟 (民主)	近藤	正道 (社民)
	北岡	秀二 (自民)	大江	康弘 (民主)	亀井	郁夫 (国民)
	杵掛	哲男 (自民)	岡崎	トミ子 (民主)	長谷川	憲正 (国民)

(18.10.23 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において、本委員会は、「政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件」について調査を行ったほか、時事的な問題についても調査を行った。

なお、今国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は付託されなかった。

〔国政調査等〕

10月23日、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について菅総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明をそれぞれ聴取した。

10月30日、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について質疑を行った。

質疑では、政策評価の現状等に関する件については政策評価における費用便益分析の意義と必要性が、行政評価・監視活動実績の概要に関する件については感染症対策に関する行政評価・監視勧告事項への厚生労働省の対応、厚生年金保険料の収納状況及び徴収率向上に向けた方策などの問題が取り上げられた。このほか、NHK国際放送に係る総務大臣の放送命令発言の趣旨、NHK受信料の義務化とそれに見合った番組内容向上対策、経済財政諮問会議や教育再生会議と通常の審議会との相違点、国有林野特別会計改革の状況及び更なる改革を推進する必要性、中国における旧日本軍遺棄化学兵器処理問題、外国人研修・技能実習生制度の運用是正策、大使館の増設等外交実施体制強化の必要性などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成18年10月23日（月）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について菅総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。

○平成18年10月30日（月）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について菅総務大臣、大田内閣府特命担当大臣、麻生外務大臣、若林環境大臣、水野法務副大臣、水落文部科学大臣政務官、松野厚生労働大臣政務官、関口外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕福島啓史郎君（自民）、櫻井充君（民主）、中原爽君（自民）、風間昶君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）、長谷川憲正君（国民）

○平成18年12月15日（金）（第3回）

- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

委員長	溝手	顕正 (自民)	荻原	健司 (自民)	富岡	由紀夫 (民主)
理事	小泉	顕雄 (自民)	岸	信夫 (自民)	那谷屋	正義 (民主)
理事	椎名	一保 (自民)	北川	イツセイ (自民)	林	久美子 (民主)
理事	林	芳正 (自民)	小泉	昭男 (自民)	平田	健二 (民主)
理事	加藤	敏幸 (民主)	末松	信介 (自民)	水岡	俊一 (民主)
理事	高嶋	良充 (民主)	二之湯	智 (自民)	谷合	正明 (公明)
理事	山本	保 (公明)	松村	祥史 (自民)	鰐淵	洋子 (公明)
	阿部	正俊 (自民)	尾立	源幸 (民主)		
	岡田	直樹 (自民)	大久保	勉 (民主)		
						(18. 9. 26 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	阿部	正俊 (自民)	中川	雅治 (自民)	高嶋	良充 (民主)
	岩永	浩美 (自民)	松村	祥史 (自民)	那谷屋	正義 (民主)
	岸	宏一 (自民)	山本	順三 (自民)	水岡	俊一 (民主)
	岸	信夫 (自民)	大久保	勉 (民主)	谷合	正明 (公明)
	小泉	昭男 (自民)	加藤	敏幸 (民主)	西田	実仁 (公明)
						(18. 10. 3 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	平田	健二 (民主)	小泉	昭男 (自民)	加藤	敏幸 (民主)
	岩永	浩美 (自民)	末松	信介 (自民)	高嶋	良充 (民主)
	荻原	健司 (自民)	二之湯	智 (自民)	富岡	由紀夫 (民主)
	岸	宏一 (自民)	山本	順三 (自民)	浮島	とも子 (公明)
	岸	信夫 (自民)	尾立	源幸 (民主)	西田	実仁 (公明)
						(18. 10. 3 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において本委員会に付託された法律案はなく、付託された請願26種類157件は、いずれも保留とした。

(2) 委員会経過

○平成18年9月26日 (火) (第1回)

- 一、事務総長から内閣総辞職の報告を聴いた。
- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 一、会期を81日間とすることに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年9月28日（木）（第2回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、竹中平蔵君の議員辞職を許可することに決定した。

一、内閣委員長、法務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員長、文教科学委員長、厚生労働委員長、農林水産委員長、経済産業委員長、国土交通委員長、環境委員長、国家基本政策委員長、予算委員長、決算委員長、行政監視委員長及び懲罰委員長の辞任並びに内閣委員長、総務委員長、法務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員長、文教科学委員長、厚生労働委員長、農林水産委員長、経済産業委員長、国土交通委員長、環境委員長、国家基本政策委員長、予算委員長、決算委員長、行政監視委員長、議院運営委員長及び懲罰委員長の補欠選任について決定した。

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会及び政府開発援助等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党1人 計20人
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党9人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党16人、民主党・新緑風会12人、公明党4人、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党・新党日本の会各1人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党9人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党及び国民新党・新党日本の会各1人 計20人

政府開発援助等に関する特別委員会

自由民主党14人、民主党・新緑風会10人、公明党3人、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党・新党日本の会各1人 計30人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年9月29日（金）（第3回）

一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 10月3日及び4日

ロ、時 間 自由民主党50分、民主党・新緑風会80分、公明党30分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各10分

ハ、人 数 民主党・新緑風会3人、自由民主党2人、公明党、日本共産党及び社

会民主党・護憲連合各1人

二、順 序 1 民主党・新緑風会 2 自由民主党 3 公明党 4 民主党・新緑風会
5 自由民主党 6 民主党・新緑風会 7 日本共産党 8 社会民主党・
護憲連合

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年10月3日（火）（第4回）

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党8人、民主党・新緑風会5人、公明党2人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年10月4日（水）（第5回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年10月11日（水）（第6回）

一、北朝鮮の核実験に抗議し、すべての核兵器及び核計画の放棄を求める決議案（市川一朗君外6名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年10月23日（月）（第7回）

一、佐藤雄平君の議員辞職を許可することに決定した。

一、新党日本を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、国立国会図書館組織規程の一部改正を承認することに決定した。

一、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員、検察官適格審査会委員、同予備委員及び国土審議会委員の選任について決定した。

一、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年10月27日（金）（第8回）

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員、同予備員、検察官適格審査会委員、同予備委員及び国土審議会委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、国会議員として在職期間が25年に達した議員渡辺秀央君を院議をもって表彰することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年11月8日（水）（第9回）

一、次の件について鈴木内閣官房副長官、大野総務副大臣、石田厚生労働副大臣、望月国土交通副大臣及び土屋環境副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、検査官の任命同意に関する件

ロ、地方財政審議会委員の任命同意に関する件

ハ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

ニ、中央労働委員会委員の任命同意に関する件

ホ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ヘ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

ト、運輸審議会委員の任命同意に関する件

チ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年11月10日（金）（第10回）

一、国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

一、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年11月15日（水）（第11回）

一、元議員故柏原ヤス君に対し、院議をもって弔詞をささげること決定した。

一、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年11月17日（金）（第12回）

一、教育基本法に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

自由民主党16人、民主党・新緑風会12人、公明党4人、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党各1人 計35人

一、教育基本法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年11月22日（水）（第13回）

一、信託法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年11月24日（金）（第14回）

一、本会議における平成十七年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会25分、公明党10分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各7分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年11月29日（水）（第15回）

一、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年12月1日（金）（第16回）

一、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年12月6日（水）（第17回）

一、国会議員として在職期間が25年に達した議員山東昭子君を院議をもって表彰することに決定した。

一、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年12月8日（金）（第18回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年12月13日（水）（第19回）

一、次の件について平沢内閣府副大臣、水野法務副大臣及び遠藤文部科学副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、総合科学技術会議議員の任命同意に関する件

ロ、原子力委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ハ、公正取引委員会委員の任命同意に関する件

ニ、公安審査委員会委員の任命同意に関する件

ホ、宇宙開発委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年12月15日（金）（第20回）

一、文部科学大臣伊吹文明君問責決議案（佐藤泰介君外14名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年12月19日（火）（第21回）

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

庶務関係小委員会

○平成18年8月9日（水）（第164回国会閉会後第1回）

- 平成19年度参議院予算に関する件について協議を行った。

図書館運営小委員会

○平成18年8月9日（水）（第164回国会閉会後第1回）

- 平成19年度国立国会図書館予算に関する件について協議を行った。

懲罰委員会

委員一覧 (10名)

委員長	江田	五月 (民主)	片山	虎之助 (自民)	築瀬	進 (民主)
理事	佐藤	泰三 (自民)	竹山	裕 (自民)	白浜	一良 (公明)
理事	山本	孝史 (民主)	舛添	要一 (自民)		
	青木	幹雄 (自民)	佐藤	泰介 (民主)		(18.12.1 現在)

委員会経過

- 平成18年12月1日 (金) (第1回)
 - 理事の補欠選任を行った。

災害対策特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	福本	潤一 (公明)	小泉	昭男 (自民)	榛葉	賀津也 (民主)
理事	松下	新平 (民主)	田村	公平 (自民)	那谷屋	正義 (民主)
理事	水岡	俊一 (民主)	中川	義雄 (自民)	羽田	雄一郎 (民主)
	岩井	國臣 (自民)	西島	英利 (自民)	広田	一 (民主)
	岩永	浩美 (自民)	野村	哲郎 (自民)	山本	香苗 (公明)
	大仁田	厚 (自民)	松村	祥史 (自民)	仁比	聡平 (共産)
	小池	正勝 (自民)	小林	元 (民主)		(18.9.28 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

第164回国会閉会後の8月17日、平成18年7月豪雨による被害状況及び復旧状況等の実情調査のため、鹿児島県に委員派遣を行った。

9月5日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

また、平成18年7月豪雨による被害状況及びその対応について、杓掛内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取した後、質疑を行い、平成18年7月豪雨災害に係る激甚災害の指定時期及び対象期間、川内川及び米ノ津川の河川激甚災害対策特別緊急事業適用、豪雨時における鶴田ダムの放流操作、河川防災対策における遊水地の活用と川内川への適用方、融資以外の商工業者支援策の必要性、被災者生活再建支援法の浸水被害に対する弾力的運用の必要性、災害救助法による住宅応急修理期間の延長及び適用緩和の必要性、少子高齢化等対応中小商業活性化事業を活用した被災商店街復興の必要性などの諸問題が取り上げられた。

第165回国会開会後の10月27日、平成18年台風第13号及び10月6日からの低気圧による被害状況等について、政府参考人から報告を聴取した。

11月1日、質疑を行い、台風第13号災害の復旧・復興対策の現状と激甚災害指定の見通し、新潟県中越地震仮設住宅残存入居者に対する心のケアの必要性、東海、首都直下、東南海・南海の各地震対策と取組スケジュール、被災者生活再建支援法の竜巻被害認定上の問題点と所得制限緩和等の必要性、首都直下地震防災戦略上の首都機能バックアップの意味と国土形成計画での言及の必要性、防災拠点官庁施設の耐震改修計画の具体的取組と学校施設の耐震診断の年内完了の必要性、台風第13号被害に対する水稲共済の損害評価特例措置の適用と早期支払の必要性などの諸問題が取り上げられた。

11月15日、北海道佐呂間町における竜巻による被害状況等について、溝手内閣府特

命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取した。

11月29日、質疑を行い、竜巻を頻発する異常気象と地球温暖化の関係、北海道佐呂間町における竜巻被害関連災害復旧のための特別交付税等財政出動の必要性、携帯電話通信不能地域の解消に向けた政府の認識と対応、災害対策費の補正予算計上のための検討状況、水産物被害に係る激甚災害認定基準の設定の必要性、災害時要援護者避難対策の取組状況、津波ハザードマップの整備状況、竜巻発生メカニズムの解析に資するドップラーレーダー増設への取組状況、被災者生活再建支援金の住宅建設費等への充当の可能性を含む制度改正などの諸問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成18年 9 月 5 日（火）（第164回国会閉会後第 1 回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 平成18年 7 月豪雨による被害状況及びその対応に関する件について杳掛内閣府特命担当大臣から報告を聴いた後、同大臣、嘉数内閣府副大臣、松村国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕加治屋義人君（自民）、藤原正司君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）

○平成18年 9 月 28 日（木）（第 1 回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成18年10月27日（金）（第 2 回）

- 理事を選任した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成18年台風第13号及び10月 6 日からの低気圧による被害状況等について政府参考人から報告を聴いた。

○平成18年11月 1 日（水）（第 3 回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成16年新潟県中越地震の復旧・復興対策に関する件、大規模地震対策に関する件、竜巻被害への支援策に関する件、被災者生活再建支援制度に関する件、建築物の耐震化促進に関する件、平成18年台風第13号による農作物被害対策に関する件等について杳手内閣府特命担当大臣、平沢内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、松下新平君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）

○平成18年11月15日（水）（第4回）

- 北海道佐呂間町における竜巻による被害状況等について溝手内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。

○平成18年11月29日（水）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北海道佐呂間町における竜巻による被害状況及びその対応に関する件、異常気象と地球温暖化との関係に関する件、被災地に対する交付税措置に関する件、被災住宅修復費・建設費に対する支援に関する件、発達低気圧による水産関係被害対策に関する件、津波防災対策に関する件等について溝手内閣府特命担当大臣、土屋環境副大臣、山本経済産業副大臣、国井農林水産副大臣、渡辺国土交通副大臣、松野厚生労働大臣政務官、土屋総務大臣政務官、椎名財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川義雄君（自民）、峰崎直樹君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）

○平成18年12月13日（水）（第6回）

- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	黒岩	宇洋（民主）	西銘	順志郎（自民）	藤本	祐司（民主）
理事	主演	了（民主）	橋本	聖子（自民）	山根	隆治（民主）
理事	円	より子（民主）	水落	敏栄（自民）	遠山	清彦（公明）
	秋元	司（自民）	山本	順三（自民）	渡辺	孝男（公明）
	魚住	汎英（自民）	脇	雅史（自民）	紙	智子（共産）
	佐藤	泰三（自民）	小川	勝也（民主）	大田	昌秀（社民）
	伊達	忠一（自民）	喜納	昌吉（民主）		（18. 9. 28 現在）

（1）審議概観

第165回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件（沖縄及び北方問題に関する特別委員長）であり、可決した。

〔法律案の審査〕

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長の提出に係るものであり、北方地域旧漁業権者等の範囲を拡大し、これらの者の営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けることができることとするものである。

委員会においては、12月13日に提出者安住衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長から趣旨説明を聴取した後、改正案提出の経緯とその改正目的、第31吉進丸の銃撃・だ捕事件に関する我が国の対応等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

（2）委員会経過

○平成18年9月28日（木）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成18年11月1日（水）（第2回）

- 理事を選任した。

○平成18年12月13日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）について提出者衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長安住淳君から趣旨説明を聴き、同君、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長代理宮腰光寛君、浅野外務副大臣、平沢内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った

後、可決した。

〔質疑者〕主濱了君（民主）、喜納昌吉君（民主）、紙智子君（共産）、大田昌秀君（社民）

（衆第3号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
（衆第3号）

【要旨】

本法律案は、北方地域旧漁業権者等の範囲を拡大し、これらの者の営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けることができることとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、昭和20年8月15日まで引き続き6月以上北方地域に生活の本拠を有していた者の子であつて、同日以前6月末満の期間内に北方地域で出生し、かつ、引き続き同日まで北方地域にいた者、及び同日後に北方地域で出生した者を、新たに元居住者に加える。
- 二、生前承継制度を補完するための死後承継制度を創設し、元居住者又は旧漁業権者の死後承継者が生前承継することなく死亡した場合、生前中にその主たる生計を維持していた子又は孫のうち1人に限り承継を可能にする。
- 三、この法律は、平成20年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

- 一、独立行政法人北方領土問題対策協会が行う融資業務について、業務の効率性、透明性、公平性等に十分な配慮をするよう指導すること。
- 二、第164回国会において成立した行政改革推進法の趣旨に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会の組織等の見直しを適切に行うこと。
- 三、我が国固有の領土である北方領土の早期返還実現のため体制強化を図るとともに、より一層返還要求運動の推進を行うこと。
- 四、北方領土隣接地域の活性化のため、振興対策の拡充強化を図ること。

- 五、北方四島周辺水域において日本漁船が銃撃・だ捕されたことにかんがみ、政府はその再発防止と同水域の安全操業の確保に努めること。
- 六、北方四島交流事業等に係る使用船舶の新造に早急に着手すること。
- 右決議する。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	谷川	秀善 (自民)	鴻池	祥肇 (自民)	谷	博之 (民主)
理事	佐藤	道夫 (民主)	山東	昭子 (自民)	福山	哲郎 (民主)
理事	下田	敦子 (民主)	鶴保	庸介 (自民)	藤原	正司 (民主)
理事	山下	八洲夫 (民主)	中原	爽 (自民)	和田	ひろ子 (民主)
理事	弘友	和夫 (公明)	藤野	公孝 (自民)	渡辺	秀央 (民主)
	浅野	勝人 (自民)	真鍋	賢二 (自民)	西田	実仁 (公明)
	荒井	正吾 (自民)	森元	恒雄 (自民)	山口	那津男 (公明)
	泉	信也 (自民)	吉村	剛太郎 (自民)	山本	保 (公明)
	市川	一朗 (自民)	足立	信也 (民主)	井上	哲士 (共産)
	荻原	健司 (自民)	黒岩	宇洋 (民主)	又市	征治 (社民)
	木村	仁 (自民)	島田	智哉子 (民主)	長谷川	憲正 (国日)
	小泉	顕雄 (自民)	高嶋	良充 (民主)		(18.9.28 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件、衆議院提出1件の合計2件であり、いずれも可決した。

〔法律案の審査〕

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が、平成19年3月、4月又は5月中に満了することとなる実情にかんがみ、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑な執行を図るため、選挙の期日を統一する等特例を定めるものである。

委員会においては、地方選挙に国が関与し統一して実施する意義、統一率の低下傾向と対象範囲の拡大の可能性、地方公共団体の選挙管理委員会の執行体制の在り方、統一地方選挙と地方議会議員の年金制度との関わり、政治資金の規正とその透明性確保への取組、障害者の参政権拡大に向けての対策等について質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって可決された。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案は、第164回国会に衆議院に提出され継続審査となっていたが、今国会に入り修正議決され、本院に提出されたものである。その内容は、証券取引所に5年以上継続して上場している日本法人からの政治活動に関する寄附に関し、外資規制を見直すほか、政治資金収支報告書の要旨の公表期限を定める等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会では、個人献金を重視した政治資金規正の流れと本法律案との整合性、寄附受領に際し、証券市場への上場を基準とする根拠、5年以上継続上場している日本法

人に限り、寄附を認めることにした理由、要旨公表前に収支報告書の開示決定を行わないことの妥当性、都道府県公表の収支報告書について、インターネット公開を行う必要性等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成18年9月28日(木)(第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成18年11月27日(月)(第2回)

- 理事を選任した。
- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年11月29日(水)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)について菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕木村仁君(自民)、下田敦子君(民主)、山下八洲夫君(民主)、弘友和夫君(公明)、井上哲士君(共産)、又市征治君(社民)

(閣法第11号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民

反対会派 なし

○平成18年12月6日(水)(第4回)

- 政治資金規正法等の一部を改正する法律案(第164回国会衆第20号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員加藤勝信君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員鈴木淳司君から説明を聴いた。

○平成18年12月11日(月)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 政治資金規正法等の一部を改正する法律案(第164回国会衆第20号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員早川忠孝君、同加藤勝信君、同近江屋信広君、修正案提出者衆議院議員細川律夫君、同鈴木淳司君及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕山下八洲夫君(民主)、弘友和夫君(公明)、仁比聡平君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国民)

(第164回国会衆第20号)賛成会派 自民、民主、公明、国民

反対会派 共産、社民

○平成18年12月13日(水)(第6回)

- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨

○成立した議案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案 (閣法第11号)

【要旨】

本法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成19年3月から5月までの間に満了することとなる実情にかんがみ、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法等の特例を定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、平成19年3月から5月までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙について、原則として、その選挙の期日を都道府県及び指定都市の選挙にあっては平成19年4月8日、指定都市以外の市、町村及び特別区の選挙にあっては、同月22日に統一する。
- 二、平成19年6月1日から同月10日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の期日について、それぞれ一に掲げる期日とすることができる。
- 三、都道府県又は指定都市の選挙の候補者となった者は、当該選挙区を含む区域で行われる市区町村の選挙及びこれと同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の補欠選挙等の候補者となることができない。
- 四、統一地方選挙についての寄附等の禁止期間は、それぞれの選挙の期日の90日前から当該選挙の期日までの間とする。
- 五、統一地方選挙の選挙期間中に指定都市となる市の選挙については、その市に係る選挙を指定都市に係る選挙とみなして実施する特例を定める。
- 六、統一地方選挙に係る都道府県議会議員の選挙に立候補するために退職する市区町村の議会の議員について、共済給付金の計算の基礎となる在職期間の特例を設ける。
- 七、この法律は、公布の日から施行する。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(第164回国会衆第20号)

【要旨】

本法律案は、発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されている日本法人からの政治活動に関する寄附について、主たる構成員が外国人又は外国法人である団体等からの寄附の受領を禁止している規制を撤廃するほか、政治資金に係る収支報告書等について、その要旨の公表の期限等を定めるとともに、政治団体の金融機関への振込みによる支出について、収支報告書等の添付書面の簡素化を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政治活動に関する寄附についての外資規制の見直し

- 1 発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されている日本法人から

の政治活動に関する寄附については、主たる構成員が外国人又は外国法人である団体等からの寄附の受領を禁止している現行規制の適用を除外する。

- 2 主たる構成員が外国人又は外国法人である団体等であって5年以上継続して上場している日本法人が、政治活動に関する寄附をするときは、その旨を文書で、寄附を受ける者に通知しなければならないものとするとともに、寄附を受けた者は会計帳簿及び収支報告書にその旨を記載し、当該通知に係る文書を収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないこととする。
- 3 外資規制が引き続き適用される上場会社については、その規制に該当するかどうかの判断について、直近の定時株主総会に係る株主名簿の基準日における発行済株式の保有比率により行うものとする。

二、収支報告公表の期日の明文化

- 1 総務大臣及び都道府県選挙管理委員会は、収支報告書の要旨を原則として9月30日までに公表する。
- 2 要旨が公表される前の収支報告書等について開示請求があった場合には、当該要旨の公表の前日は開示決定を行わず、要旨の公表の日以後に開示決定を行う。
- 3 政党助成法の使途等報告書についても同様の措置を講ずる。

三、収支報告手続の簡素化

- 1 政治資金規正法の収支報告書の添付書面のうち、金融機関への振込みによる支出に係るものについては、当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写しをもって、領収書等の写しに代わる書面に代えることができる。
- 2 公職選挙法の選挙運動収支報告書の添付書面及び政党助成法の使途等報告書又は支部報告書の添付書類についても同様の措置を講ずる。

四、施行期日その他

- 1 一については公布の日から起算して5日を経過した日、その他については平成19年1月1日から施行する。
- 2 一については、本法律の施行後3年を目途として、本法律による改正後の政治資金規正法の施行状況等を勘案し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	森	ゆうこ（民主）	北川	イッセイ（自民）	広野	ただし（民主）
理事	白	眞勲（民主）	末松	信介（自民）	柳田	稔（民主）
理事	林	久美子（民主）	田中	直紀（自民）	風間	昶（公明）
	岡田	直樹（自民）	藤井	基之（自民）	木庭	健太郎（公明）
	景山	俊太郎（自民）	松山	政司（自民）	緒方	靖夫（共産）
	河合	常則（自民）	今泉	昭（民主）	後藤	博子（国日）
	岸	宏一（自民）	工藤	堅太郎（民主）		（18.9.28 現在）

（１）審議概観

第165回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

安倍内閣では、拉致問題の解決を我が国の最重要課題として取り組むこととされ、9月29日、安倍総理を本部長とし、塩崎拉致問題担当大臣（内閣官房長官）を副本部長として、拉致問題に関する総合的な対策を推進するため、すべての国務大臣が参加する拉致問題対策本部が設置された。

11月30日、北朝鮮をめぐる最近の状況について麻生外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について塩崎国務大臣からそれぞれ報告を聴取した。麻生外務大臣は、北朝鮮が核実験を実施したことを受け、すべての北朝鮮船籍の船舶の入港禁止及び北朝鮮からのすべての物品の輸入禁止を含む我が国独自の措置を実施したこと、また、国連安保理決議第1718号の実施の一環として奢侈品の輸出禁止等の措置を実施したこと等を報告し、「対話と圧力」との一貫した考え方の下、拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的解決に向け、国際社会と連携して取り組んでいく決意を表明した。塩崎国務大臣は、新たな拉致被害者として松本京子氏を認定したこと、また、拉致問題対策本部において、北朝鮮側に対しすべての拉致被害者の安全確保、即時帰国、真相究明及び拉致実行犯の引渡しを求めること等の6項目から成る方針を決定したこと等を報告し、拉致問題の解決に向け全力で取り組んでいくとの決意を表明した。

（２）委員会経過

○平成18年9月28日（木）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成18年11月30日（木）（第2回）

○理事を選任した。

- 北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件及び拉致問題をめぐる現状に関する件について麻生外務大臣及び塩崎国務大臣からそれぞれ報告を聴いた。

○平成18年12月13日（水）（第3回）

- 北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧 (30名)

委員長	山崎	正昭 (自民)	坂本	由紀子 (自民)	大久保	勉 (民主)
理事	犬塚	直史 (民主)	田村	耕太郎 (自民)	加藤	敏幸 (民主)
理事	富岡	由紀夫 (民主)	武見	敬三 (自民)	ツルネン	マルティ (民主)
理事	浮島	とも子 (公明)	中川	雅治 (自民)	藤末	健三 (民主)
	阿部	正俊 (自民)	福島	啓史郎 (自民)	若林	秀樹 (民主)
	岩井	國臣 (自民)	山内	俊夫 (自民)	高野	博師 (公明)
	太田	豊秋 (自民)	山本	一太 (自民)	松	あきら (公明)
	柏村	武昭 (自民)	朝日	俊弘 (民主)	大門	実紀史 (共産)
	岸	信夫 (自民)	江田	五月 (民主)	近藤	正道 (社民)
	小泉	昭男 (自民)	小川	敏夫 (民主)	亀井	郁夫 (国日)
						(18.9.28 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

10月25日、参議院政府開発援助調査に関する件を議題とし、平成18年度政府開発援助調査派遣団の参加議員からの意見表明を踏まえ、シニア海外ボランティア及びNGO関係者等との意見交換における現地日本大使館等に対する意見、国民のODAに対する見方を背景とする参議院のODAについての取組とODAの在り方、コタパンジャン水力発電所建設円借款案件に関連する日本国政府に対する住民訴訟提訴の背景、供与支援中心の英国等欧州諸国の対アフリカ援助の理念と自立・自助努力支援中心の我が国の援助の理念の相違、援助案件供与後における事後チェック及び供与機器のメンテナンスの在り方、援助供与国の援助システムを調査する必要性、人的交流のツールとしてのODAの在り方、戦略的なODAの在り方、顔の見えるODAとしての草の根・人間の安全保障無償資金協力の在り方、調査派遣議員の意見を踏まえた調査案件の選定の在り方、コタパンジャン水力発電所建設円借款案件に係る受注企業及び住民の要望、ODAと民間による支援・投資・人的交流との連携、我が国のプレゼンスを示す意味での「日本センター」の役割、NGO関係者及び青年海外協力隊員等の帰国後における再就職についての支援等について意見交換を行った。

11月7日、我が国の招待により来日中のルワンダ共和国のポール・カガメ大統領を参考人として招き、アフリカ諸国との経済協力等について意見を聴いた。なお、委員会を休憩し、同大統領と委員間で意見交換を行った。

11月27日、我が国の国益に資するODAの在り方、顔の見えるODAと草の根・人間の安全保障無償資金協力、食料問題及び資源エネルギー問題と対外戦略におけるO

ODA、ODAの評価システム、国際協力機構（JICA）の予算執行の効率化、ODAの情報開示、中東欧諸国及び中央アジア諸国に対するODA、ODA卒業国に対する支援の継続と投資環境の整備、参議院政府開発援助調査派遣団のインドネシアにおける円借款案件調査、フィリピンに対するODA等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成18年9月28日（木）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成18年10月25日（水）（第2回）

- 理事を選任した。
- 参議院政府開発援助調査に関する件について意見の交換を行った。

○平成18年11月7日（火）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- アフリカ諸国との経済協力等に関する件について参考人ルワンダ共和国大統領ポール・カガメ君から意見を聴いた。

○平成18年11月27日（月）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 我が国の国益に資するODAの在り方に関する件、顔の見えるODAと草の根・人間の安全保障無償資金協力に関する件、食料問題及び資源エネルギー問題と対外戦略におけるODAに関する件、ODAの評価システムに関する件、国際協力機構（JICA）の予算執行の効率化に関する件、ODAの情報開示に関する件、中東欧諸国及び中央アジア諸国に対するODAに関する件、ODA卒業国に対する支援の継続と投資環境の整備に関する件、参議院政府開発援助調査派遣団のインドネシアにおける円借款案件調査に関する件、フィリピンに対するODAに関する件等について麻生外務大臣、浅野外務副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人国際協力機構理事黒木雅文君及び国際協力銀行理事武田薫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山下英利君（自民）、小川敏夫君（民主）、藤末健三君（民主）、谷合正明君（公明）、大門実紀史君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成18年12月13日（水）（第5回）

- 政府開発援助等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

教育基本法に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	中曾根 弘文 (自民)	小泉 昭男 (自民)	西岡 武夫 (民主)
理事	岸 信夫 (自民)	小泉 顕雄 (自民)	福山 哲郎 (民主)
理事	北岡 秀二 (自民)	鴻池 祥肇 (自民)	藤本 祐司 (民主)
理事	保坂 三蔵 (自民)	坂本 由紀子 (自民)	松岡 徹 (民主)
理事	佐藤 泰介 (民主)	中島 啓雄 (自民)	水岡 俊一 (民主)
理事	櫻井 充 (民主)	南野 知恵子 (自民)	浮島 とも子 (公明)
理事	蓮 舫 (民主)	舛添 要一 (自民)	松 あきら (公明)
理事	木庭 健太郎 (公明)	松村 祥史 (自民)	山下 栄一 (公明)
	岩城 光英 (自民)	神本 美恵子 (民主)	井上 哲士 (共産)
	小野 清子 (自民)	下田 敦子 (民主)	近藤 正道 (社民)
	岡田 直樹 (自民)	鈴木 寛 (民主)	亀井 郁夫 (国民)
	岡田 広 (自民)	那谷屋 正義 (民主)	(18. 11. 22 現在)

(1) 審議概観

第165回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件、本院議員提出3件の合計4件であり、そのうち内閣提出1件を可決した。

また、本委員会付託の請願24種類159件は、いずれも審査未了となった。

〔法律案の審査〕

教育基本法案は、時代の要請にこたえる我が国の教育の基本を確立するため、教育基本法の全部を改正し、教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本的な事項と、教育振興基本計画の策定等について定めるものである。衆議院において前国会より継続審査されており、11月16日に本院に送付され、翌17日の本会議において趣旨説明の聴取が行われた。

委員会においては、本法律案に加え、興石東君外6名の発議による**日本国教育基本法案等3法律案**を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣ほか関係大臣、3法律案の発議者等に対して質疑を行うとともに、3度にわたる参考人からの意見聴取、新潟県、長野県、兵庫県、徳島県、山梨県及び静岡県の各県に委員を派遣しての地方公聴会、さらに中央公聴会を開会した。

委員会の質疑においては、現行教育基本法に対する評価、個人と公の関係の在り方と「公共の精神」を前文に定めた理由、家庭教育の振興策、「学問の自由」の重要性和本法律案における位置付け、国を愛する「心」と「態度」の関係と学校で評価することの問題点、生涯学習の理念と方向性、宗教的情操を涵養する教育の在り方、幼児教育及び高等教育の無償化に対する認識、本法律案における「不当な支配」の主体と内容、教育委員会の現状と首長が教育行政を行うことの是非、教育行政における国と地方の役割分担の在り方、教育振興基本計画と財政措置の関係、学校でのいじめ及び

必修科目の未履修問題における教育行政の責任、政府主催のタウンミーティングの問題点等について議論が行われた。

12月14日、質疑終局の動議によって教育基本法案の質疑を終局した後、採決の結果、同法律案は多数をもって原案どおり可決された。

(2) 委員会経過

○平成18年11月22日（水）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）について伊吹文部科学大臣から趣旨説明を聴き、

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上3案について発議者参議院議員佐藤泰介君から趣旨説明を聴いた後、教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について発議者参議院議員西岡武夫君、同鈴木寛君、安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣、高市内閣府特命担当大臣、塩崎内閣官房長官、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 舩添要一君（自民）、※北岡秀二君（自民）、※小泉顕雄君（自民）、佐藤泰介君（民主）、※蓮舫君（民主）、※水岡俊一君（民主）、松あきら君（公明）、井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）

※関連質疑

○平成18年11月24日（金）（第2回）

- 教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について発議者参議院議員西岡武夫君、同鈴木寛君、伊吹文部科学大臣、塩崎内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 福山哲郎君（民主）、神本美恵子君（民主）、小林美恵子君（共産）、近藤正道君（社民）、山下栄一君（公明）、岩城光英君（自民）

○平成18年11月27日（月）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について発議者参議院議員鈴木寛君、同西岡武夫君、伊吹文部科学大臣、塩崎内閣官房長官、溝手国家公安委員会委員長、柳澤厚生労働大臣、菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、神本美恵子君（民主）、櫻井充君（民主）、鈴木寛君（民主）、山下栄一君（公明）、井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）

○平成18年11月28日（火）（第4回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について発議者参議院議員鈴木寛君、同西岡武夫君、伊吹文部科学大臣、高市内閣府特命担当大臣、菅総務大臣、塩崎内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕鰐淵洋子君（公明）、広中和歌子君（民主）、浅尾慶一郎君（民主）、下田敦子君（民主）、水岡俊一君（民主）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）、坂本由紀子君（自民）

○平成18年11月29日（水）（第5回）

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について発議者参議院議員鈴木寛君、伊吹文部科学大臣、塩崎内閣官房長官、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、浮島とも子君（公明）、那谷屋正義君（民主）、佐藤泰介君（民主）、小林美恵子君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）

○平成18年11月30日（木）（第6回）

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣、塩崎内閣官房長官、高市内閣府特命担当大臣、菅総務大臣、武見厚生労働副大臣、奥野法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

・質疑（内閣総理大臣出席）

〔質疑者〕鈴木寛君（民主）、藤本祐司君（民主）、福山哲郎君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）

・質疑

〔質疑者〕風間昶君（公明）、福島みずほ君（社民）、林久美子君（民主）、神本美恵子君（民主）、井上哲士君（共産）、亀井郁夫君（国民）、南野知恵子君（自民）

また、4案審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成18年12月1日（金）（第7回）

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について参考人八洲学園大学生涯学習学部教授・筑波大学名誉教授山本恒夫君、全日本仏教会宗教教育推進特別委員会委員長杉谷義純君、静岡大学教育学部教授馬居政幸君、新潟大学大学院実務法学研究科教授成嶋隆君、新潟大学教育人間科学部助教授・ディフェンス・フォー・チルドレン・インターナショナル日本支部事務局長世取山洋介君及び狭山ヶ丘高等学校校長小川義男君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岸信夫君（自民）、鈴木寛君（民主）、谷合正明君（公明）、井上哲士君（共産）、淵上貞雄君（社民）、亀井郁夫君（国民）

○平成18年12月5日（火）（第8回）

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について発議者参議院議員鈴木寛君、同西岡武夫君、伊吹文部科学大臣、塩崎内閣官房長官、高市国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕蓮舫君（民主）、神本美恵子君（民主）、亀井郁夫君（国民）、藤本祐司君（民主）、水岡俊一君（民主）、山下栄一君（公明）、井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）、小泉昭男君（自民）

また、4案審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成18年12月7日（木）（第9回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について参考人明海大学長高倉翔君、杉並区立和田中学校校長藤原和博君、古山教育研究所所長古山明男君及び名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授・犬山市教育委員中嶋哲彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕北岡秀二君（自民）、鈴木寛君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、井上哲士君（共産）、福島みずほ君（社民）、亀井郁夫君（国民）

○派遣委員から報告を聴いた。

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について発議者参議院議員鈴木寛君、伊吹文部科学大臣、塩崎内閣官房長官、高市内閣府特命担当大臣、池坊文部科学副大臣、宮崎内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕辻泰弘君（民主）、櫻井充君（民主）、井上哲士君（共産）、福島みずほ君（社民）、後藤博子君（国民）、山下栄一君（公明）

また、4案審査のため参考人の出席を求めること及び公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成18年12月11日（月）（第10回）

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について参考人愛媛県知事加戸守行君、品川区長濱野健君及び前志木市長・NPO法人地方自立政策研究所理事長穂坂邦夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大仁田厚君（自民）、鈴木寛君（民主）、山本保君（公明）、井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）

○平成18年12月12日（火）（公聴会 第1回）

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

慶應義塾長 安西 祐一郎君

日本発達障害ネットワーク代表

全国LD親の会会長 山岡 修君

独立行政法人大学評価・学位授与機構長

中央教育審議会副会長

東京都教育委員会委員長 木村 孟君

松山大学人文学部助教授 大内 裕和君

埼玉大学学生 浅野 大志君

〔質疑者〕岡田広君（自民）、鈴木寛君（民主）、風間昶君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）

○平成18年12月13日（水）（第11回）

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について発議者参議院議員鈴木寛君、同西岡武夫君、伊吹文部科学大臣、高市内閣府特命担当大臣、塩崎内閣官房長官、菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、浅尾慶一郎君（民主）、岡崎トミ子君（民主）、山根隆治君（民主）、山本保君（公明）、井上哲士君（共産）、福島みずほ君（社民）、亀井郁夫君（国民）

○平成18年12月14日（木）（第12回）

○教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第4号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）

以上4案について発議者参議院議員鈴木寛君、同西岡武夫君、安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣、塩崎内閣官房長官、池坊文部科学副大臣、林内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、

教育基本法案（第164回国会閣法第89号）（衆議院送付）を可決した。

・質疑（内閣総理大臣出席）

〔質疑者〕小野清子君（自民）、※鴻池祥肇君（自民）、櫻井充君（民主）、※神本美恵子君（民主）、山本香苗君（公明）、井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民） ※関連質疑

・質疑

〔質疑者〕蓮舫君（民主）、井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）

(第164回国会閣法第89号) 賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民、国民

(3) 議案の要旨

①成立した議案

教育基本法案(第164回国会閣法第89号)

【要旨】

本法律案は、教育基本法の全部を改正し、教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本的な事項と、教育振興基本計画の策定等について定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るなど、制定の趣旨を明らかにするために、前文を設けること。
- 二、教育の目的及び目標について、現行法にも規定されている「人格の完成」等に加え、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い」、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」こと、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」こと等について規定すること。また、教育に関する基本的な理念として、生涯学習社会の実現と教育の機会均等を規定すること。
- 三、教育の実施に関する基本について定めることとし、現行法にも規定されている義務教育、学校教育及び社会教育等に加え、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育並びに学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力について規定すること。
- 四、教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画の策定等について規定すること。
- 五、この法律は、公布の日から施行すること。

②審査未了となった議案

日本国教育基本法案(参第4号)

【要旨】

本法律案は、新たに日本国教育基本法を制定し、教育の目的を明らかにするとともに、学ぶ権利の保障を施策の中心に据えつつ、適切かつ最善な教育の機会及び環境の確保及び整備、教育現場の自主性及び自律性の確保その他教育の基本となる事項を定めるものである。

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(参第5号)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図るため、地方公共団体による教育機関の設置及び学校理事会、教育監査委員会等に関し、必要な事項を定めるものである。

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(参第6号)

【要旨】

本法律案は、学校教育の環境の整備に関し、基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育環境整備指針及び学校教育環境整備計画を策定し、これらの着実な達成を図ることにより、学校教育の環境の整備を推進しようとするものである。

2 調査会審議経過

国際問題に関する調査会

委員一覧 (25名)

会 長	田中	直紀 (自民)	田村	耕太郎 (自民)	富岡	由紀夫 (民主)
理 事	岸	信夫 (自民)	伊達	忠一 (自民)	直嶋	正行 (民主)
理 事	山東	昭子 (自民)	谷川	秀善 (自民)	峰崎	直樹 (民主)
理 事	西銘	順志郎 (自民)	中川	雅治 (自民)	若林	秀樹 (民主)
理 事	喜納	昌吉 (民主)	二之湯	智 (自民)	加藤	修一 (公明)
理 事	佐藤	雄平 (民主)	西田	吉宏 (自民)	浜田	昌良 (公明)
理 事	谷合	正明 (公明)	犬塚	直史 (民主)	大門	実紀史 (共産)
	大仁田	厚 (自民)	大石	正光 (民主)		
	末松	信介 (自民)	工藤	堅太郎 (民主)		(18.9.28 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第161回国会の平成16年10月12日に設置され、今期3年間にわたる調査テーマを「多極化時代における新たな日本外交」と決定した。

第1、第2年目は、具体的な調査項目として、「日本のアジア外交」、「日本の対米外交」、「日本の対EU外交等」及び「国際社会の責任ある一員としての日本の対応」について調査を行い、第2年目には6項目の提言を行った。

第3年目は、同調査テーマの下、第1、第2年目の調査を踏まえつつ、最終報告の提言に向け、大局的かつ我が国の国家戦略の観点から、更に調査を進めることとした。

第3年目の第165回国会においては、3回の調査を行った。

「東アジアにおける不安定要因の除去」（北朝鮮問題を中心に）について、11月8日に、武貞秀士（防衛庁防衛研究所図書館長兼主任研究官）及び伊豆見元（静岡県立大学国際関係学部教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。11月22日には、政府参考人から報告を聴取し、質疑を行った。

また、「日中外交の回顧と今後の課題」（中国の外交・安全保障）について、11月15日に、興梠一郎（神田外語大学外国語学部教授）及び唐亮（法政大学法学部教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

また、11月29日に、海上自衛隊横須賀地方総監部の視察を行った。

〔調査の概要〕

「日本のアジア外交」

11月8日の調査において、東アジアにおける不安定要因の除去（北朝鮮問題を中心に）に関し、武貞参考人から、北朝鮮核実験以後の関係国の対応はどうか、北朝鮮は

なぜ核を開発するのか、北朝鮮内部で何が起きているか、中国の北朝鮮政策をどう見るか、我が国はどうするかについて、また、伊豆見参考人から、核兵器保有国北朝鮮との「共生」を余儀なくされる国際社会、北朝鮮を非核化に導く道、外交による平和的な解決の道、今後の展望について、それぞれ意見を聴取した。

続いて、委員から、北東アジアにおける冷戦構造の存在と北朝鮮の孤立という状況下での我が国の防衛・外交の長期シナリオ、北朝鮮の核実験が今後の6か国協議における韓国の姿勢と米韓関係とに及ぼす影響、韓国の対日政策と南北調和政策とのリンクの有無、南北統一のプロセスについての北朝鮮の構想が韓国の考えと異なっていることに対する韓国世論の認識、米国の安全が確保されることを条件に米国が北朝鮮の核保有を事実上容認する可能性とそれが日米同盟に及ぼす影響、北朝鮮による核拡散防止等のために我が国が行うべき中ロに対する「毅然とした態度」の内容、朝鮮半島統一実現過程における有事事態勃発の具体的コンテクスト、米国が憂慮する北朝鮮による核拡散の対象物、米国が実施している北朝鮮核兵器拡散抑止政策の真剣度、北朝鮮制裁を長期に実施するのではなく、6か月という短期間で見直す我が国政策の意図と効果、北朝鮮問題解決に向けた巧みな外交交渉を行う際の「見返り」の具体的内容、金正日総書記に変事が生じ政権変更が発生したときに予測される変化、北朝鮮の核実験後の我が国のあるべき安全保障政策、防衛政策、北朝鮮の核実験が及ぼした我が国における核保有論議の在り方、ミサイル発射や核実験が北朝鮮の経済にもたらす影響、核保有後の北朝鮮による経済自由化の動きに際しての我が国の施策、経済的、軍事的に劣勢な北朝鮮が主導する南北統一実現の蓋然性について質疑を行った。

また、11月22日の調査においては、佐々江外務省アジア大洋州局長から、我が国の北朝鮮政策（六者会合と日中、日韓協力を中心に）について、河相外務省北米局長から、日米同盟と北朝鮮問題（対米協力の在り方を中心に）について、大古防衛庁防衛政策局長から、北東アジア軍事情勢について、それぞれ報告を聴取した。

続いて、委員から、北朝鮮の核放棄を条件に朝鮮戦争の和平協定締結をブッシュ大統領が提案した事実の有無、和平協定締結へ向け北朝鮮に求められる具体的行動計画、日朝平壤宣言との関係、六者会合で金融制裁が議題となる可能性、米国の出方と我が国の対応、ミサイル防衛を中心に2004年の防衛計画の大綱を前倒し議論することへの対応、核の拡散をしなければ米国が北朝鮮の核保有を是とするとの見方に対する認識、日米同盟によって我が国の安全保障は問題ないと絶対視する考え方に対する疑義、米国の北朝鮮対応が譲歩しつつある中で核廃絶と拉致問題の解決を目指す我が国の対応、北朝鮮が保有するノドンミサイルの数、連射能力及びそれに対する我が国の防衛能力、北朝鮮にいる拉致事件の実行犯の身柄を拘束できない理由、金正日総書記に対する人物評価、北朝鮮の核保有は南北統一戦略に不可欠な手段で放棄はあり得ないとする見方への評価、日本版NSC創設の実現可能性、朝鮮半島の非核化を目指した我が国と中国、韓国との協力強化の進め方、安全保障環境が変化する中で日米協力のガ

イドラインが有する現時点での役割と評価、時間的な制約を設けずに行う六者会合が北朝鮮の核を既成事実化してしまう懸念、北朝鮮が核を放棄しても拉致問題の解決なしに日朝国交正常化はないとする態度の確認、北朝鮮が核実験を行うなど約束違反が明らかになる中での日朝平壤宣言の有効性、日本核武装論など日米安保条約への不信が生じた状況でアジア版NATO構想への評価、今後の対ロシア外交本格化の必要性、米国の中間選挙の結果により予想される同国の対北東アジア、対北朝鮮政策の変化、六者会合内で米朝協議が行われた場合に中韓、日米の均衡に変化が起る可能性、北朝鮮による核開発や拉致などを解決するための最終目標に関する日米での認識共有の現状について質疑を行った。

11月15日の調査において、日中外交の回顧と今後の課題（中国の外交・安全保障）に関し、興梠参考人から、中国の外交戦略と対日政策の変化、胡錦濤政権の外交戦略、台頭への戦略的布石～周辺外交の展開、展望～流動化する東アジア情勢・台頭への課題・日本の選択について、また、唐参考人から、中国の政治経済情勢と胡錦濤政権による政策転換、中国の対外戦略、中国の対日政策、中国の対外戦略における対米外交、中国の北朝鮮政策について、それぞれ意見を聴取した。

続いて、委員から、北朝鮮に対する中国の影響力、中国の考えている北朝鮮の今後の行くべき方向、シナリオ、中国の資源外交が与える今後の日中関係及び平和的台頭戦略への影響、市場経済化と一党独裁体制を並存させている中国の今後の問題点、ソ連体制崩壊後のロシアに対する中国の見方、ソ連体制崩壊後の北朝鮮の望ましい方向への変化の内容、経済成長に伴い増強される中国の軍備についてのねらい及び問題点、中国の外交政策における環境及びエネルギー問題の位置付け、中国の農村、農民における地域格差及び所得格差の問題点、中国が考えた核問題の国連議題化阻止と経済自由化を目指した中国の対北朝鮮政策の見直しと今後の見通し、次世代を担う日中の若者が相互信頼を構築していく必要性和その具体策、中国の経済が調整期に入った場合における余剰労働力への対応、中国の農村における経済格差をなくすための今後の経済発展の在り方、中国における共産党の求心力の源泉について質疑を行った。

（２）調査会経過

○平成18年9月28日（木）（第1回）

- 調査会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 理事の補欠選任を行った。

○平成18年11月8日（水）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本のアジア外交（東アジアにおけ

る不安定要因の除去（北朝鮮問題を中心に）について参考人防衛庁防衛研究所図書館長兼主任研究官武貞秀士君及び静岡県立大学国際関係学部教授伊豆見元君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 田中直紀君（会長質疑）、岸信夫君（自民）、木俣佳丈君（民主）、谷合正明君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成18年11月15日（水）（第3回）

- 「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本のアジア外交（日中外交の回顧と今後の課題（中国の外交・安全保障））について参考人神田外語大学外国語学部教授興梠一郎君及び法政大学法学部教授唐亮君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 小林温君（自民）、富岡由紀夫君（民主）、谷合正明君（公明）、大門実紀史君（共産）、田村耕太郎君（自民）、若林秀樹君（民主）、三浦一水君（自民）

○平成18年11月22日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本のアジア外交（東アジアにおける不安定要因の除去（北朝鮮問題を中心に））について政府参考人から報告を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 田中直紀君（会長質疑）、末松信介君（自民）、木俣佳丈君（民主）、谷合正明君（公明）、二之湯智君（自民）、峰崎直樹君（民主）、小林温君（自民）

○平成18年12月13日（水）（第5回）

- 国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

経済・産業・雇用に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	広中	和歌子 (民主)	神取	忍 (自民)	藤本	祐司 (民主)
理事	小池	正勝 (自民)	北岡	秀二 (自民)	柳澤	光美 (民主)
理事	南野	知恵子 (自民)	小泉	昭男 (自民)	和田	ひろ子 (民主)
理事	松村	祥史 (自民)	佐藤	昭郎 (自民)	松	あきら (公明)
理事	尾立	源幸 (民主)	西島	英利 (自民)	井上	哲士 (共産)
理事	小林	元 (民主)	野村	哲郎 (自民)	瀧上	貞雄 (社民)
理事	澤	雄二 (公明)	松田	岩夫 (自民)	又市	征治 (社民)
	岩井	國臣 (自民)	伊藤	基隆 (民主)		
	大野	つや子 (自民)	下田	敦子 (民主)		
						(18. 11. 8 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、経済・産業・雇用に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成16年10月12日（第161回国会）に設置され、同年11月に調査項目を「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」と決定した。

今国会においては、平成18年11月8日に、厚生労働省から「雇用をめぐる現状と課題」について、経済産業省から「経済成長戦略大綱」について、それぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

11月22日には、「非正規雇用をめぐる現状と課題」について、株式会社ジョーズ・ラボ代表取締役城繁幸君、京都大学大学院経済学研究科教授橘木俊詔君、慶應義塾大学商学部教授樋口美雄君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

また、11月29日に都内視察（キッザニア東京）を行った。

〔調査の概要〕

11月8日の調査会では、「雇用をめぐる現状と課題」について松野厚生労働大臣政務官から、「経済成長戦略大綱」について渡辺経済産業副大臣及び鈴木経済産業省経済産業政策局長から、それぞれ説明を聴取した後、請負業における社会保険加入状況、国民生活金融公庫における緊急融資ができる体制整備の必要性、いわゆる「ワーキングプア」に対する認識と取組、必要とされる介護施設等を各中学校区に備えた場合の経済波及効果、フリーター2割減という目標値に対する認識と対応、いざなぎ景気時と現在の失業率の比較、非正規雇用についての評価と数値目標化の必要性、経済成長と消費税との関係についての見解、移転価格税制に関する企業とのトラブルを解決するための方策及び取組状況、両立支援対策における意識改革の必要性和国の施策、非正規雇用の増加等雇用制度上の問題が社会の弱体化を招く危険性等について質疑を行った。

11月22日の調査会では、参考人から、日本の給与システム、年功序列制度の負の側面、非正規労働者が増加した理由、正規・非正規労働者の格差を縮小する策、最近の我が国における性・年齢別雇用形態多様化の現状等について意見が述べられ、労働組合の意識改革の必要性、非正規雇用の現状についての認識、業務請負の在り方、最低賃金制度の在り方、効率優先の経済政策を見直す必要性、日本とヨーロッパのニート・フリーターの違い、雇用問題で法改正が必要と考えられる事項等について質疑を行った。

(2) 調査会経過

○平成18年11月8日（水）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 経済・産業・雇用に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、雇用をめぐる現状と課題について松野厚生労働大臣政務官から説明を聴き、経済成長戦略大綱について渡辺経済産業副大臣及び政府参考人から説明を聴いた後、渡辺経済産業副大臣、松野厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松あきら君（公明）、松村祥史君（自民）、井上哲士君（共産）、下田敦子君（民主）、淵上貞雄君（社民）、小池正勝君（自民）、小林元君（民主）、澤雄二君（公明）、尾立源幸君（民主）、大野つや子君（自民）、伊藤基隆君（民主）

○平成18年11月22日（水）（第2回）

- 「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、非正規雇用をめぐる現状と課題について参考人株式会社ジョーズ・ラボ代表取締役城繁幸君、京都大学大学院経済学研究科教授橋本俊詔君及び慶應義塾大学商学部教授樋口美雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、伊藤基隆君（民主）、広中和歌子君（会長質疑）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、淵上貞雄君（社民）、西島英利君（自民）

○平成18年12月13日（水）（第3回）

- 経済・産業・雇用に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

少子高齢社会に関する調査会

委員一覧 (25名)

会 長	清水 嘉与子 (自民)	狩野 安 (自民)	前川 清成 (民主)
理 事	荻原 健司 (自民)	杓掛 哲男 (自民)	松下 新平 (民主)
理 事	川口 順子 (自民)	坂本 由紀子 (自民)	蓮 舫 (民主)
理 事	中原 爽 (自民)	田浦 直 (自民)	山本 香苗 (公明)
理 事	足立 信也 (民主)	山崎 力 (自民)	山本 保 (公明)
理 事	島田 智哉子 (民主)	神本 美恵子 (民主)	小林 美恵子 (共産)
理 事	鰐淵 洋子 (公明)	下田 敦子 (民主)	後藤 博子 (国民)
	有村 治子 (自民)	主演 了 (民主)	
	岡田 広 (自民)	羽田 雄一郎 (民主)	(18. 10. 25 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、少子高齢社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、第161回国会の平成16年10月12日に設置され、調査テーマを「少子高齢社会への対応の在り方について」と決定し、1年目は「少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件」、2年目は「少子高齢社会の課題と対策に関する件」を調査事項として取り上げ、調査を進めてきた。

3年目に入った今国会においては、「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち「少子化対策等の取組状況」、「仕事と生活の調和」及び「不妊治療及び生殖補助医療」について調査を行った。

平成18年10月25日、少子化対策等の取組状況について、平沢内閣府副大臣、池坊文部科学副大臣、武見厚生労働副大臣及び人事院から説明を聴取した後、質疑を行った。また、11月8日には、仕事と生活の調和について、法政大学大学院政策科学研究科教授諏訪康雄君、株式会社日本総合研究所主任研究員池本美香君及び日本女子大学人間社会学部教授大澤真知子君を参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。さらに、不妊治療及び生殖補助医療について、11月22日に、明治大学法学部教授石井美智子君、出産ジャーナリスト河合蘭君及び聖路加国際病院女性総合診療部部長・生殖医療センター所長佐藤孝道君を、12月6日には、医療法人登誠会諏訪マタニティークリニック院長・理事長根津八紘君、社団法人日本産科婦人科学会倫理委員会主務幹事・慶應義塾大学医学部産婦人科阪埜浩司君、医療法人セント・ルカ産婦人科院長・セント・ルカ生殖医療研究所所長宇津宮隆史君及び日本弁護士連合会副会長伊藤誠一君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

〔調査の概要〕

10月25日の調査会では、政府から説明を聴取した後、①授業参観や保護者会に父親

が参加できるための教育参観休暇設定の必要性、②抜本的な税制改正も含めた奨学金制度拡充による教育費負担軽減の必要性、③長時間労働を是正するための労働時間等設定改善指針の実効性、④育児短時間勤務制度導入のために必要な育児休業法改正等の検討作業の進捗状況等について質疑を行った。

11月8日の調査会では、参考人から、労働時間・働く場所の柔軟化はワーク・ライフ・バランス実現に向けた重要なポイントである、男女ともに子育てをする権利を保障していくことが必要である、ワーク・ライフ・バランスの導入とともに社会保障制度・税制度・雇用保険制度の見直しも非常に重要になってくる等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①ワーク・ライフ・バランス推進のための法整備の在り方、②サービス業等第三次産業及び人数が限定される専門職におけるワーク・ライフ・バランス実現の方策、③子育て中の父親の働き方に関する希望と現実が異なる原因とその解決策等について質疑を行った。

11月22日の調査会では、参考人から、子の福祉を第一に考え早急に立法による生殖補助医療の規制を行うことが必要である、考え過ぎて妊娠に適切な年齢が過ぎてしまう「未妊」が増えており妊娠や不妊について早い時期に教育をすることが必要である、不妊がもたらす多くの悩みを抱える不妊患者にはカウンセリングによって正確な情報を提供する必要がある等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①第三者の提供に係る精子と卵子とで異なる規制を必要とする理由、②子どもを欲しいと思いつつ踏み切れない未妊女性に対する支援策、③不妊治療によるハイリスク新生児増大と新生児集中治療施設（NICU）の満床との関連性等について質疑を行った。

12月6日の調査会では、参考人から、出産の危険を顧みず代わりに産もうという女性がいれば代理出産を認めることも検討すべきである、現時点では生まれてくる子どもを十分サポートできる社会的環境が整わないため代理懐胎は禁止すべきである、経済的な理由で治療の中断を考える人も多いことから不妊治療への保険適用を検討すべきである、生殖医療技術の利用については人権保障の見地から法律による規制が必要である等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①生殖補助医療に対する保険適用の在り方、②ヒト胚の取扱いに関し今後の法整備を含めた現状の課題、③人間を道具にしないとの観点で見た場合の生殖補助医療と臓器移植との違い、④子どもを産めない女性に対して代理出産の道を認めることの是非等について質疑を行った。

（２）調査会経過

○平成18年10月25日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 少子高齢社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化対策等の取組状況につい

て平沢内閣府副大臣、池坊文部科学副大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人から説明を聴いた後、武見厚生労働副大臣、平沢内閣府副大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中原爽君（自民）、小林美恵子君（共産）、坂本由紀子君（自民）、山本香苗君（公明）、蓮舫君（民主）、神本美恵子君（民主）、岡田広君（自民）、前川清成君（民主）、足立信也君（民主）、川口順子君（自民）、主濱了君（民主）、後藤博子君（国民）、島田智哉子君（民主）

○平成18年11月8日（水）（第2回）

○「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、仕事と生活の調和について参考人法政大学大学院政策科学研究科教授諏訪康雄君、株式会社日本総合研究所主任研究員池本美香君及び日本女子大学人間社会学部教授大澤真知子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中原爽君（自民）、小林美恵子君（共産）、足立信也君（民主）、山本香苗君（公明）、川口順子君（自民）、岡田広君（自民）、坂本由紀子君（自民）、山崎力君（自民）、神本美恵子君（民主）

○平成18年11月22日（水）（第3回）

○「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、不妊治療及び生殖補助医療について参考人明治大学法学部教授石井美智子君、出産ジャーナリスト河合蘭君及び聖路加国際病院女性総合診療部部長・生殖医療センター所長佐藤孝道君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中原爽君（自民）、山本香苗君（公明）、有村治子君（自民）、足立信也君（民主）、川口順子君（自民）、小林美恵子君（共産）、島田智哉子君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、山崎力君（自民）

○平成18年12月6日（水）（第4回）

○「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、不妊治療及び生殖補助医療について参考人医療法人登誠会諏訪マタニティークリニック院長・理事長根津八紘君、社団法人日本産科婦人科学会倫理委員会主務幹事・慶應義塾大学医学部産婦人科阪埜浩司君、医療法人セント・ルカ産婦人科院長・セント・ルカ生殖医療研究所所長宇津宮隆史君及び日本弁護士連合会副会長伊藤誠一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中原爽君（自民）、小林美恵子君（共産）、山本保君（公明）、島田智哉子君（民主）、川口順子君（自民）、有村治子君（自民）、狩野安君（自民）、山本香苗君（公明）、和田ひろ子君（民主）、足立信也君（民主）

○平成18年12月13日（水）（第5回）

- 少子高齢社会に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

3 委員会未付託議案の要旨

※ 内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

(内閣提出法律案)

少年法等の一部を改正する法律案(第164回国会閣法第44号)

【要旨】

本法律案は、少年非行の現状に適切に対処するため、警察官による調査手続、14歳未満の少年の少年院送致、保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置等に関する規定を整備するとともに、裁判所の判断により国選付添人を付する制度を新設するための所要の規定を整備しようとするものである。

ねんきん事業機構法案(第164回国会閣法第77号)

【要旨】

政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止し、厚生労働省に特別の機関としてねんきん事業機構を設置することとし、その組織に関する事項及び適正な事業運営を確保するための措置を定めようとするものである。

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案
(第164回国会閣法第78号)

【要旨】

国民年金事業等の運営の改善を図るため、被保険者の届出手続の簡素化、保険料の納付方法の多様化等、被保険者の利便の向上を図り、保険料の納付を促進するための施策を導入するほか、福祉施設規定を見直す等の措置を講じようとするものである。

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等
の一部を改正する法律案(第163回国会閣法第22号)

【要旨】

本法律案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設等をするとともに、組織的に実行される強制執行妨害事犯等についての処罰規定を整備し、サイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の行為についての処罰規定、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定等を整備しようとするものである。

(予備費等支出承諾)

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成17年4月19日から17年12月13日までの間に使用を決定した金額は996億円で、その内訳は、①衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費752億円、②イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に必要な経費86億円などである。

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

【要旨】

平成17年6月17日から17年11月29日までの間に決定した経費増額総額は775億円で、その内訳は、①道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額293億円、②治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額202億円などである。

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成18年3月17日から18年3月22日までの間に使用を決定した金額は111億円で、その内訳は、①豪雪に伴う道路事業に必要な経費97億円、②家畜伝染病予防費の不足を補うために必要な経費13億円である。

平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆6,521億円のうち、平成18年3月22日から18年3月31日までの間に使用を決定した金額は20億円で、その内訳は、道路整備特別会計における豪雪に伴う道路事業に必要な経費20億円などである。

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

【要旨】

平成18年3月22日から18年3月31日までの間に決定した経費増額総額は767億円で、その内訳は、①労働保険特別会計徴収勘定における労働保険料の他勘定へ繰入れに必要な経費の増額642億円、②道路整備特別会計における豪雪に伴う道路事業に必要な経費の増額97億円などである。

(国会の承認・承諾案件)

地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件(第164回国会閣承認第3号)

【要旨】

厚生労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、社会保険事務所を設置しようとするものである。

委員一覽 (45名)

調査会経過

○幹事の補欠選任を行った。

5 政治倫理審査会

委員一覧（15名）

会 幹 幹 幹	長	竹山	裕（自民）	太田	豊秋（自民）	西岡	武夫（民主）
	事	景山	俊太郎（自民）	舩添	要一（自民）	柳田	稔（民主）
	事	松田	岩夫（自民）	矢野	哲朗（自民）	山下	八洲夫（民主）
	事	輿石	東（民主）	脇	雅史（自民）	渡辺	秀央（民主）
		阿部	正俊（自民）	北澤	俊美（民主）	浜四津	敏子（公明）
(18. 11. 8 現在)							

審査会経過

○平成18年11月 8 日（水）（第 4 回）

○幹事の補欠選任を行った。

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は1,253件（152種類）であり、このうち件数の多かったものは、「教育基本法改正法案を廃案にし、憲法第九条を守り、教育基本法をいかにすることに関する請願」81件、「事業主報酬制度の創設に関する請願」69件、「児童扶養手当の減額率を検討するに当たっての配慮に関する請願」67件、「クレ・サラ（消費者金融）の金利引下げ等に関する請願」63件、「国民医療の拡充、建設国保組合の育成に関する請願」42件などであった。また、教育基本法に関連した請願は24種類159件が紹介提出された。

各委員会の付託件数は、内閣26件、総務45件、法務105件、外交防衛26件、財政金融322件、文教科学51件、厚生労働314件、農林水産3件、経済産業5件、国土交通28件、環境12件、議院運営157件、教育基本159件であった。

請願者の総数は1,060万3,703人に上っている。

文教科学委員会に付託された教育基本法関連請願については、11月17日、教育基本法に関する特別委員会が設置され、法案が同委員会に付託されたため、21日付託変更した。

請願書の紹介提出期限については、11月30日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の7日前の12月8日までと決定された。なお、12月15日に衆議院本会議において4日間の会期延長の議決がなされたが、短期延長のため再受理は行わなかった。

12月14日、各委員会において請願の審査が行われ、4委員会において155件（13種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで15日の本会議において「児童扶養手当の減額率を検討するに当たっての配慮に関する請願」外154件が採択され、「身体障害者補助犬法の改正に関する請願」19件を除く136件を即日内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は12.4%であり、種類別による採択率（採択数／付託数）は8.6%であった。

2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委員会名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	26	0	0	26	0	
総 務	45	0	0	45	0	
法 務	105	0	0	105	0	
外 交 防 衛	26	3	0	23	3	
財 政 金 融	322	0	0	322	0	
文 教 科 学	51	25	0	26	25	
厚 生 労 働	314	122	0	192	122	内閣に送付するを 要しないもの 19件
農 林 水 産	3	0	0	3	0	
経 済 産 業	5	5	0	0	5	
国 土 交 通	28	0	0	28	0	
環 境	12	0	0	12	0	
議 院 運 営	157	0	0	157	0	
教 育 基 本	159	0	0	159	0	
計	1,253	155	0	1,098	155	提出総数 1,253件

3 本会議において採択された請願件名一覧

【内閣に送付するを要するもの】

- 外交防衛委員会…………… 3件
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願（第1209号外2件）
- 文教科学委員会…………… 25件
豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願（第743号外24件）
- 厚生労働委員会…………… 103件
児童扶養手当の減額率を検討するに当たっての配慮に関する請願（第1号外66件）
年金・医療制度改革に関する請願（第459号）
FOP（進行性化骨性線維異形成症）の特定疾患治療研究事業の対象疾患への指定（難病指定）に関する請願（第505号）
保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願（第678号外7件）
患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願（第703号外11件）
安心できる生活を保障するための年金・医療・介護等の社会保障制度の充実に関する請願（第862号外9件）
緊急の保育課題への対応と認可保育制度の充実に関する請願（第954号）
保育制度の改善と充実に関する請願（第1024号）
安心で行き届いた医療・介護に関する請願（第1098号外1件）
- 経済産業委員会…………… 5件
原子力発電等に関する請願（第657号外4件）

【内閣に送付するを要しないもの】

- 厚生労働委員会…………… 19件
身体障害者補助犬法の改正に関する請願（第600号外18件）

質問主意書一覧

第165回国会（臨時会）

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	掲載 会議録
1	安倍内閣総理大臣の歴史認識に関する質問主意書	喜納 昌吉君	18. 9. 27	18. 10. 2	18. 10. 6	18. 10. 11 第6号
2	第二次世界大戦についての歴史認識及び戦争責任に関する質問主意書	福島 みずほ君	9. 27	10. 2	10. 6	10. 11 第6号
3	消費者金融利用者及び多重債務者等の実態解明等に関する質問主意書	荒井 広幸君	9. 29	10. 4	10. 10	10. 11 第6号
4	日米同盟の「双務性」に関する質問主意書	喜納 昌吉君	10. 6	10. 11	10. 17	10. 23 第7号
5	国外で作成された歯科技工物の取扱いに関する質問主意書	大久保 勉君	10. 6	10. 11	10. 17	10. 23 第7号
6	安倍内閣総理大臣の歴史認識に関する再質問主意書	喜納 昌吉君	10. 10	10. 16	10. 20	10. 23 第7号
7	歯科医療に係る診療報酬点数等に関する質問主意書	櫻井 充君	10. 11	10. 16	10. 20	10. 23 第7号
8	政府開発援助の適切な使用に関する質問主意書	白 眞勲君	10. 12	10. 16	10. 20	10. 23 第7号
9	北朝鮮によるミサイル実験及び核実験と日朝平壤宣言等との関係等に関する質問主意書	白 眞勲君	10. 12	10. 16	10. 20	10. 23 第7号
10	柔道整復師の往療料に関する質問主意書	大久保 勉君	10. 23	10. 25	10. 31	11. 8 第9号
11	国営諫早湾干拓事業の費用対効果に関する質問主意書	仁比 聡平君	10. 23	10. 25	10. 31	11. 8 第9号
12	日本の北朝鮮に対する独自制裁に関する質問主意書	白 眞勲君	10. 27	11. 1	11. 7	11. 8 第9号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	掲載会議録
13	矢白別演習場内風連川水系のイトウ保全対策に関する質問主意書	紙 智子君	18. 10. 30	18. 11. 1	18. 11. 7	18. 11. 8 第9号
14	防衛庁パンフレット「防衛庁を省に」に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 31	11. 6	11. 10	11. 15 第11号
15	外国人技能実習生に係る厚生年金保険制度に関する質問主意書	山下 八洲夫君	10. 31	11. 6	11. 10	11. 15 第11号
16	中学校における履修単位の不足に関する質問主意書	蓮 舫君	11. 2	11. 8	11. 14	11. 15 第11号
17	ODAの評価体制及び効率性に関する質問主意書	藤末 健三君	11. 8	11. 13	11. 17	11. 22 第13号
18	第三期科学技術基本計画を踏まえた若手研究者の処遇と筑波研究学園都市の宿舍問題に関する質問主意書	紙 智子君	11. 9	11. 13	11. 17	11. 22 第13号
19	国外で作成された歯科技工物の取扱いに関する再質問主意書	大久保 勉君	11. 9	11. 13	11. 17	11. 22 第13号
20	路上生活者の実態と政府の取組に関する質問主意書	喜納 昌吉君	11. 10	11. 15	11. 21	11. 22 第13号
21	維持期リハビリテーションの日数制限に関する質問主意書	辻 泰弘君	11. 13	11. 15	11. 21	11. 22 第13号
22	市場公募地方債の発行条件に関する質問主意書	大久保 勉君	11. 15	11. 20	11. 24	11. 29 第15号
23	日本とエルサルバドルの両国関係に関する質問主意書	喜納 昌吉君	11. 16	11. 20	11. 24	11. 29 第15号
24	米軍再編にかかわる航空自衛隊千歳基地への米軍機の訓練移転に関する質問主意書	紙 智子君	11. 17	11. 22	11. 28	11. 29 第15号
25	柔道整復師の往療料に関する再質問主意書	大久保 勉君	11. 21	11. 27	12. 1	12. 6 第17号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	掲載 会議録
26	ODA事業の適正な執行に関する質問主意書	藤末 健三君	18. 11. 22	18. 11. 27	18. 12. 1	18. 12. 6 第17号
27	日本とエルサルバドルの両国関係に関する再質問主意書	喜納 昌吉君	11. 30	12. 4	12. 8	12. 13 第19号
28	教育の基本に関する質問主意書	荒井 広幸君	12. 4	12. 6	12. 12	12. 13 第19号
29	独立行政法人都市再生機構の経営に関する質問主意書	尾立 源幸君	12. 4	12. 6	12. 12	12. 13 第19号
30	政府における政策決定の補佐を行う政策会議等に関する質問主意書	櫻井 充君	12. 8	12. 13	12. 19	12. 19 第21号
31	歯科疾患総合指導料における文書による情報提供の「義務化」に関する質問主意書	櫻井 充君	12. 8	12. 13	12. 19	12. 19 第21号
32	米国原子力艦の原子力災害対策に関する質問主意書	千葉 景子君	12. 11	12. 13	12. 19	12. 19 第21号
33	矢白別演習場内風蓮川水系のイトウ保全対策に関する再質問主意書	紙 智子君	12. 11	12. 13	12. 19	12. 19 第21号
34	エルサルバドルの旧「満州国」承認に関する質問主意書	喜納 昌吉君	12. 11	12. 13	12. 19	12. 19 第21号
35	会計基準及び株式市場上場審査基準に関する質問主意書	藤末 健三君	12. 13	12. 15	12. 20	12. 25 追 録
36	選挙の公正な執行に関する質問主意書	喜納 昌吉君	12. 13	12. 15	12. 20	12. 25 追 録
37	進行性化骨筋炎の特定疾患治療研究事業指定に関する質問主意書	辻 泰弘君	12. 13	12. 15	12. 20	12. 25 追 録
38	外国人技能実習生に係る厚生年金保険制度に関する再質問主意書	山下 八洲夫君	12. 13	12. 15	12. 20	12. 25 追 録

番号	件 名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	掲載 会議録
39	道州制特別区域の設定による事務・事業の移譲及び憲法第九十五条に基づく住民投票等に関する質問主意書	峰崎 直樹君	18. 12. 14	18. 12. 15	18. 12. 20	18. 12. 25 追 録
40	米軍戦闘機訓練の小松基地移転に関する質問主意書	井上 哲士君	12. 14	12. 15	12. 20	12. 25 追 録
41	北大西洋条約機構との軍事提携に関する質問主意書	喜納 昌吉君	12. 14	12. 15	12. 20	12. 25 追 録
42	久間章生防衛庁長官の「緊急時の核搭載艦による領海通過容認」発言に関する質問主意書	福島 みずほ君	12. 14	12. 15	12. 20	12. 25 追 録
43	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金支給に関する質問主意書	福島 みずほ君	12. 14	12. 15	12. 20	12. 25 追 録
44	朝鮮人労務者等に対する未払金等の取扱いに関する質問主意書	福島 みずほ君	12. 14	12. 15	12. 20	12. 25 追 録
45	日本政府による米国議会へのロビイング活動に関する質問主意書	福島 みずほ君	12. 14	12. 15	12. 20	12. 25 追 録
46	教科用図書採択の公正確保に関する質問主意書	福島 みずほ君	12. 14	12. 15	12. 20	12. 25 追 録
47	財政融資資金特別会計における地方公共団体に対する融資の繰上償還に関する質問主意書	大久保 勉君	12. 15	12. 15	12. 20	12. 25 追 録
48	タウンミーティング調査委員会調査報告書に関する質問主意書	福島 みずほ君	12. 15	12. 19	12. 25	12. 25 追 録
49	保険金の未払い問題と政府の対応に関する質問主意書	前川 清成君	12. 15	12. 19	12. 25	12. 25 追 録

参議院改革協議会

協議員一覧（9名）

座長	片山 虎之助（自民）	脇 雅史（自民）	木庭 健太郎（公明）
	阿部 正俊（自民）	今泉 昭（民主）	小池 晃（共産）
	岩永 浩美（自民）	北澤 俊美（民主）	又市 征治（社民）
			（18.10.26 現在）

（1）検討の経緯

参議院改革協議会（片山虎之助座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第161回国会の平成16年12月1日に設置された。

本協議会は、第165回国会においては10月26日に協議会（第11回）を開き、定数較差に関する最高裁判決の概要について、事務局から説明を聴取した後、意見交換を行った結果、参議院選挙制度全般の見直しの必要性について意見が一致した。

（2）協議会経過

○平成18年10月26日（木）（第11回）

○参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

1 国会会期一覧

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第151回 (常 会)	13. 1. 31(水)	13. 1. 31(水)	13. 6. 29(金)	150	—	150
第152回 (臨時会)	13. 8. 7(火)	13. 8. 8(水)	13. 8. 10(金)	4	—	4
第153回 (臨時会)	13. 9. 27(木)	13. 9. 27(木)	13. 12. 7(金)	72	—	72
第154回 (常 会)	14. 1. 21(月)	14. 1. 21(月)	14. 7. 31(水)	150	42	192
第155回 (臨時会)	14. 10. 18(金)	14. 10. 18(金)	14. 12. 13(金)	57	—	57
第156回 (常 会)	15. 1. 20(月)	15. 1. 20(月)	15. 7. 28(月)	150	40	190
第157回 (臨時会)	15. 9. 26(金)	15. 9. 26(金)	15. 10. 10(金) 衆議院解散	36	—	15
第158回 (特別会)	15. 11. 19(水)	15. 11. 21(金)	15. 11. 27(木)	9	—	9
第159回 (常 会)	16. 1. 19(月)	16. 1. 19(月)	16. 6. 16(水)	150	—	150
第160回 (臨時会)	16. 7. 30(金)	16. 7. 30(金)	16. 8. 6(金)	8	—	8
第161回 (臨時会)	16. 10. 12(火)	16. 10. 12(火)	16. 12. 3(金)	53	—	53
第162回 (常 会)	17. 1. 21(金)	17. 1. 21(金)	17. 8. 8(月) 衆議院解散	150	50	200
第163回 (特別会)	17. 9. 21(水)	17. 9. 26(月)	17. 11. 1(火)	42	—	42
第164回 (常 会)	18. 1. 20(金)	18. 1. 20(金)	18. 6. 18(日)	150	—	150
第165回 (臨時会)	18. 9. 26(火)	18. 9. 28(木)	18. 12. 19(火)	81	4	85

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回 次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2※ 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第115回(臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回(臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回(臨時会)	16. 7. 30(金)

※任期3年議員(第1回通常選挙のみ)の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(平成18年12月19日現在)

安倍内閣国務大臣

内閣総理大臣

安倍 晋三 (衆・自民)

総務大臣

(内閣府特命担当大臣 (地方分権改革))

菅 義偉 (衆・自民)

法務大臣

長勢 甚遠 (衆・自民)

外務大臣

麻生 太郎 (衆・自民)

財務大臣

尾身 幸次 (衆・自民)

文部科学大臣

伊吹 文明 (衆・自民)

厚生労働大臣

柳澤 伯夫 (衆・自民)

農林水産大臣

松岡 利勝 (衆・自民)

経済産業大臣

甘利 明 (衆・自民)

国土交通大臣

冬柴 鐵三 (衆・公明)

環境大臣

若林 正俊 (参・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

塩崎 恭久 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災))

溝手 顕正 (参・自民)

国務大臣 (防衛庁長官)

久間 章生 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、
科学技術政策、イノベーション、少子化・
男女共同参画、食品安全))

高市 早苗 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

山本 有二 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

大田 弘子

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (規制改革))

佐田 玄一郎 (衆・自民)

内閣官房副長官

下村 博文 (衆・自民)

鈴木 政二 (参・自民)

的場 順三

副大臣

内閣府副大臣

平沢 勝栄 (衆・自民)
渡辺 喜美 (衆・自民)
林 芳正 (参・自民)

防衛庁副長官

木村 隆秀 (衆・自民)

総務副大臣

大野 松茂 (衆・自民)
田村 憲久 (衆・自民)

法務副大臣

水野 賢一 (衆・自民)

外務副大臣

岩屋 毅 (衆・自民)
浅野 勝人 (参・自民)

財務副大臣

田中 和徳 (衆・公明)
富田 茂之 (衆・公明)

文部科学副大臣

池坊 保子 (衆・公明)
遠藤 利明 (衆・自民)

厚生労働副大臣

石田 祝稔 (衆・公明)
武見 敬三 (参・自民)

農林水産副大臣

山本 拓 (衆・自民)
国井 正幸 (参・自民)

経済産業副大臣

山本 幸三 (衆・自民)
渡辺 博道 (衆・自民)

国土交通副大臣

望月 義夫 (衆・自民)
渡辺 具能 (衆・自民)

環境副大臣

土屋 品子 (衆・自民)

大臣政務官

内閣府大臣政務官

岡下 信子 (衆・自民)
谷本 龍哉 (衆・自民)
田村 耕太郎 (参・自民)

防衛庁長官政務官

大前 繁雄 (衆・自民)
北川 イッセイ (参・自民)

総務大臣政務官

谷口 和史 (衆・公明)
土屋 正忠 (衆・自民)
河合 常則 (参・自民)

法務大臣政務官

奥野 信亮 (衆・自民)

外務大臣政務官

松島 みどり (衆・自民)
関口 昌一 (参・自民)
浜田 昌良 (参・公明)

財務大臣政務官

江崎 洋一郎 (衆・自民)
椎名 一保 (参・自民)

文部科学大臣政務官

小淵 優子 (衆・自民)
水落 敏栄 (参・自民)

厚生労働大臣政務官

菅原 一秀 (衆・自民)
松野 博一 (衆・自民)

農林水産大臣政務官

永岡 桂子 (衆・自民)
福井 照 (衆・自民)

経済産業大臣政務官

高木 美智代 (衆・公明)
松山 政司 (参・自民)

国土交通大臣政務官

梶山 弘志 (衆・自民)
吉田 六左エ門 (衆・自民)
藤野 公孝 (参・自民)

環境大臣政務官

北川 知克 (衆・自民)

政府特別補佐人 (18.9.29 承認)

人事院総裁 谷 公士
公正取引委員会委員長 竹島 一彦

内閣法制局長官 宮崎 礼壹
公害等調整委員会委員長 加藤 和夫

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回 次	総 計 (人)	内 訳	
			本 会 議	委員会等
平成 11年	145 (常 会)	6,108	1,837	4,271
	146 (臨時会)	1,115	362	753
12年	147 (常 会)	4,497	1,340	3,157
	148 (特別会)	45	32	13
	149 (臨時会)	432	193	239
	150 (臨時会)	2,028	902	1,126
13年	151 (常 会)	4,788	1,351	3,437
	152 (臨時会)	122	78	44
	153 (臨時会)	3,041	913	2,128
14年	154 (常 会)	7,202	2,438	4,764
	155 (臨時会)	2,374	788	1,586
15年	156 (常 会)	7,374	1,814	5,560
	157 (臨時会)	489	295	194
	158 (特別会)	264	40	224
16年	159 (常 会)	6,061	1,990	4,071
	160 (臨時会)	209	180	29
	161 (臨時会)	1,675	436	1,239
17年	162 (常 会)	6,484	1,668	4,816
	163 (特別会)	1,474	515	959
18年	164 (常 会)	7,147	2,263	4,884
	165 (臨時会)	3,681	1,127	2,554

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件 数	総 計 (人)	参 観 内 訳					特別参観
			一 般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成 7 年	5,108	178,174	28,198	98,157	48,906	1,521	1,392	0
8 年	5,777	177,443	32,185	93,720	45,952	2,668	2,918	55
9 年	5,350	180,875	41,617	92,382	42,366	2,287	2,223	10
10年	5,888	190,272	35,709	93,500	57,964	1,515	1,584	5
11年	5,710	190,554	36,580	87,329	62,506	2,727	1,412	5
12年	5,821	185,764	31,683	90,037	60,354	1,996	1,694	53
13年	9,566	204,028	45,943	91,509	61,313	3,063	2,200	97
14年	10,535	215,057	54,388	91,014	63,827	3,297	2,531	24
15年	10,399	229,835	48,690	109,307	61,366	6,850	3,622	133
16年	11,987	234,882	54,866	111,832	58,012	5,759	4,413	74
17年	13,114	258,096	56,777	127,531	63,978	5,808	4,002	124
18年	17,038	278,131	78,396	130,594	58,195	6,749	4,197	398

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。

平成18年の数は、会期終了日（12月19日）現在。

6 参議院特別体験プログラム体験者数・体験団体数

	体験者数 (人)	団体数 (件)	(団体内訳)		
			小学校	中学校	その他
平成14年度	23,144	355	262	83	10
平成15年度	33,371	494	354	132	8
平成16年度	44,035	681	516	151	14
平成17年度 4月	2,344	51	7	44	0
5月	4,155	77	32	45	0
6月	4,363	63	40	21	2
7月	840	12	7	3	2
8月	463	17	0	2	15
9月	2,432	39	21	15	3
10月	5,704	79	74	4	1
11月	8,336	115	103	12	0
12月	8,138	112	107	5	0
1月	7,498	103	99	1	2
2月	8,742	128	122	3	3
3月	2,524	36	24	4	8
(17年度計)	55,539	832	636	159	37
平成18年度 4月	2,872	53	7	46	0
5月	5,030	93	40	53	0
6月	5,661	79	40	34	5
7月	990	18	9	3	6
8月	458	24	0	1	23
9月	2,518	39	22	15	2
10月	6,225	92	82	5	5
11月	9,900	136	118	12	6
12月	9,431	128	122	4	2
(年度途中計)	43,085	662	440	173	49

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

7 外国議会議長等招待一覧

○両院議長が招待したもの

招待状宛先	団長及び一行	滞在期間
全アフリカ議会議長一行 (18. 9. 28 招待状発送)	団長 全アフリカ議会議長 ゲートルード・モンガラ君 随員 全アフリカ議会事務局長 マーサ・ルレカ君 同 秘書官 シュビ・ムクラシ君	18. 10. 11 ～10. 17

8 参議院議員海外派遣一覧

○ODA調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
ケニア共和国及びセネガル共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (18. 6. 22 議長決定)	ケニア セネガル 英国	18. 7. 18 ～ 7. 28	田村 公平君(自民) 山内 俊夫君(自民) 松下 新平君(民主)	18. 10. 23 議院運営委員会 に報告書提出
モンゴル国及び中華人民共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (18. 7. 6 議長決定)	モンゴル 中国	18. 8. 6 ～ 8. 11	小泉 昭男君(自民) 田村 耕太郎君(自民) 中川 雅治君(自民) 足立 信也君(民主) 那谷屋 正義君(民主) 鰐淵 洋子君(公明)	18. 10. 23 議院運営委員会 に報告書提出
ウズベキスタン共和国及びカザフスタン共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (18. 7. 24 議長決定)	ウズベキス タン カザフスタ ン	18. 8. 16 ～ 8. 25	阿部 正俊君(自民) 岸 信夫君(自民) 津田 弥太郎君(民主) 松井 孝治君(民主) 谷合 正明君(公明) 近藤 正道君(社民)	18. 10. 23 議院運営委員会 に報告書提出
タイ王国、インドネシア共和国及びシンガポール共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (18. 7. 25 議長決定)	タイ インドネシ ア シンガポー ル	18. 8. 17 ～ 8. 25	鶴保 庸介君(自民) 柏村 武昭君(自民) 白 眞勲君(民主) 前川 清成君(民主) 大門 実紀史君(共産)	18. 10. 23 議院運営委員会 に報告書提出

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第114回 I P U（列国議会同盟）会議出席 （18. 4. 5 議長決定）	ケニア	18. 5. 5 ～ 5. 14	坂本 由紀子君(自民) 藤本 祐司君(民主) 加藤 修一君(公明)	18. 9. 26 議院運営委員会 に報告書提出
第2回青少年の保護に関する 世界女性議員会議出席 （18. 5. 30 議長決定）	ブルガリア	18. 6. 18 ～ 6. 22	南野 知恵子君(自民)	18. 9. 26 議院運営委員会 に報告書提出
国連改革に関する I P U会合 出席 （18. 6. 22 議長決定）	米国	18. 6. 25 ～ 6. 29	中川 義雄君(自民)	18. 9. 26 議院運営委員会 に報告書提出
第27回 A S E A N議員機構 （A I P O）総会出席 （18. 8. 11 議長決定）	フィリピン	18. 9. 10 ～ 9. 15	小泉 顕雄君(自民) 家西 悟君(民主)	18. 12. 19 議院運営委員会 に報告書提出
W T Oに関する議員会議・第 13回運営委員会出席 （18. 8. 22 議長決定）	スイス	18. 9. 10 ～ 9. 16	国井 正幸君(自民)	18. 12. 19 議院運営委員会 に報告書提出
欧州評議会議員会議・第15回 経済協力開発機構(O E C D) 活動拡大討議出席 （18. 9. 13 議長決定）	フランス	18. 10. 1 ～10. 7	狩野 安君(自民) 和田 ひろ子君(民主)	18. 12. 19 議院運営委員会 に報告書提出
第115回 I P U（列国議会同盟）会議出席 （18. 9. 29 議長決定）	スイス	18. 10. 14 ～10. 21	岡田 広君(自民) 下田 敦子君(民主)	18. 12. 19 議院運営委員会 に報告書提出
第27回日本・E U議員会議出 席 （18. 10. 17 議長決定）	フランス	18. 10. 22 ～10. 27	加納 時男君(自民) 峰崎 直樹君(民主) 高野 博師君(公明)	18. 12. 19 議院運営委員会 に報告書提出
W T Oに関する議員会議・年 次会合出席 （18. 11. 15 議長決定）	スイス	18. 11. 28 ～12. 5	太田 豊秋君(自民) 工藤 堅太郎君(民主)	次国会の議院運 営委員会に報告 書を提出予定

○議会間交流

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
ニュージーランド国会公式訪問及び各国の政治経済事情等視察 (18. 6. 21 議長決定)	ニュージーランド シンガポール マレーシア	18. 6. 28 ～ 7. 6	(議院運営委員長) 溝手 顕正君(自民) 椎名 一保君(自民) 郡司 彰君(民主) 藤原 正司君(民主) 山本 保君(公明)	18. 9. 26 議院運営委員会 に報告書提出
アルゼンチン共和国上院議長の招待による同国公式訪問及び各国の政治経済事情等視察 (18. 7. 21 議長決定)	アルゼンチン ブラジル パラグアイ	18. 8. 18 ～ 8. 31	(議長) 扇 千景君(無) 同 夫 君 清水 嘉与子君(自民) 奥石 東君(民主) 風間 昶君(公明)	18. 12. 19 議院運営委員会 に報告書提出
キューバ共和国人民権力全国議会議長及びパナマ共和国国會議長の招待による両国公式訪問並びに各国の政治経済事情等視察 (18. 7. 11 議長決定)	キューバ パナマ 米国	18. 8. 22 ～ 8. 28	片山 虎之助君(自民) 関口 昌一君(自民) 伊達 忠一君(自民) 田名部 匡省君(民主) 荒木 清寛君(公明)	18. 9. 26 議院運営委員会 に報告書提出
ブルガリア共和国国民議会の招待による同国公式訪問及び各国の政治経済事情等視察 (18. 8. 3 議長決定)	ブルガリア フランス	18. 9. 3 ～ 9. 9	(副議長) 角田 義一君(無) 竹山 裕君(自民) 江田 五月君(民主) 草川 昭三君(公明)	18. 12. 19 議院運営委員会 に報告書提出
中華人民共和国全国人民代表 大会常務委員会委員長の招待 による同国公式訪問 (18. 10. 2 議長決定)	中国	18. 10. 15 ～10. 17	(議長) 扇 千景君(無) 松田 岩夫君(自民) 築瀬 進君(民主) 山本 保君(公明)	18. 12. 19 議院運営委員会 に報告書提出

○重要事項調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
ベトナム社会主義共和国、ラオス人民民主共和国及びカンボジア王国における政府開発援助に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 (18.6.23 議長決定)	ベトナム ラオス カンボジア	18. 7. 5 ～ 7.11	矢野 哲朗君(自民) 平田 健二君(民主) 魚住 裕一郎君(公明)	18.9.26 議院運営委員会 に報告書提出
カナダ及びアメリカ合衆国における農業、教育、環境に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察 (18.6.30 議長決定)	カナダ 米国	18. 7.28 ～ 8. 7	岩城 光英君(自民) 大野 つや子君(自民) 朝日 俊弘君(民主) 柳田 稔君(民主) 福本 潤一君(公明) 仁比 聡平君(共産)	18.12.19 議院運営委員会 に報告書提出
イタリア共和国、英国及びスペインにおける通信・放送に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 (18.7.11 議長決定)	イタリア 英国 スペイン	18. 7.29 ～ 8. 8	関谷 勝嗣君(自民) 太田 豊秋君(自民) 大石 正光君(民主) 山下 八洲夫君(民主)	18.9.26 議院運営委員会 に報告書提出
シンガポール共和国、マレーシア及びオーストラリアにおける経済連携及びエネルギー問題に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 (18.7.19 議長決定)	シンガポール マレーシア オーストラリア	18. 8.27 ～ 9. 2	泉 信也君(自民) 市川 一朗君(自民) 佐藤 雄平君(民主) 富岡 由紀夫君(民主) 長谷川 憲正君(国日)	18.12.19 議院運営委員会 に報告書提出

9 参議院と中国全人代との定期交流メカニズム創設に関する覚書

日本国国会参議院と中華人民共和国全国人民代表大会との 定期交流メカニズム創設に関する覚書

2006年10月16日、扇千景日本国国会参議院議長と呉邦国中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長は、北京において会談を行い、日本国国会参議院と中華人民共和国全国人民代表大会（以下「全人代」という。）との間で定期交流メカニズムを創設することで意見の一致をみた。

両者は、あらゆる分野における一層の交流と協力が日中両国国民にとり基本的利益をもたらすことを確信する。中でも、議会間交流は、両国間関係の重要な部分を構成するものであり、議会間交流の強化が相互理解と信頼の増進に役立ち、かつ、両国間の協力を拡大すると考える。双方間の定期交流メカニズムの創設は、この目的を実現するための有効な基盤を提供するものである。

日本国国会参議院と全人代（以下「双方」という。）は、以下の項目につき一致した。

一、定期会合

1. 双方は、二国間関係、国際問題や地域問題、国際社会における両国の役割と協力等に関して意見交換を行う定期議員会議を実施する。
2. 上記会合は、1年に1回、両国交互に開催する。また、必要に応じて、双方の協議を経て会議回数を増やすことができるものとする。
3. 定期議員会議に参加する議員団の団長は、参議院側は参議院が設置する日中交流議員団の団長とし、全人代側は全人代常務委員会副委員長とする。代表団の規模は、それぞれの議会が決定する。
4. 会議の議題は、会議開催1か月前までに外交経路を通じる等の方法により決定する。
5. 会議の内容についての議事録は、自由な意見交換を行うため、作成しないこととする。ただし、会議の内容について、双方で調整した上で、それぞれが記者発表することを妨げない。

二、双方は、両議会が委員会、友好議員グループ及び事務機構の間の相互訪問と交流を行うことを支持、奨励する。

三、相互訪問に必要な費用は、予算の範囲内で相互主義に基づいて協議決定する。

四、両議会間の定期的な連絡を維持し、会議の円滑かつ効果的な運営を行うため、両議会に事務担当を置く。

五、相互理解と協力強化のため、立法その他に関する資料及び刊行物を互いに提供する。

日本国国会参議院議長

扇 千景

中華人民共和国全国人民代表大会
常務委員会委員長

呉 邦国

10 参議院委員派遣一覧

第164回国会閉会後

○内閣委員会 (18.6.22 議長承認)

目 的	警察及び皇室制度等に関する実情調査
派遣委員	工藤堅太郎君（民主）、山内俊夫君（自民）、芝博一君（民主）、秋元司君（自民）、鴻池祥肇君（自民）、佐藤泰三君（自民）、山谷えり子君（自民）、風間昶君（公明）、木俣佳丈君（無）
派遣地	大阪府、京都府
期 間	平成18年6月27日及び28日の2日間

○災害対策特別委員会 (18.8.8 議長承認)

目 的	平成18年7月豪雨による被害状況及び復旧状況等の実情調査
派遣委員	山本香苗君（公明）、岩井國臣君（自民）、西島英利君（自民）、岩本司君（民主）、藤原正司君（民主）、浜田昌良君（公明）、仁比聡平君（共産）
派遣地	鹿児島県
期 間	平成18年8月17日 1日間

第165回国会

○教育基本法に関する特別委員会 (18.12.1 議長承認)

目 的		教育基本法案（第164回国会閣法第89号）、日本国教育基本法案（参第4号）、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
派遣委員	第1班	中曽根弘文君（自民）、蓮舫君（民主）、風間昶君（公明）、岩城光英君（自民）、岡田直樹君（自民）、中島啓雄君（自民）、神本美恵子君（民主）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）
	第2班	岸信夫君（自民）、北岡秀二君（自民）、佐藤泰介君（民主）、小野清子君（自民）、鴻池祥肇君（自民）、松村祥史君（自民）、水岡俊一君（民主）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）
派遣地		第1班 新潟県、長野県 第2班 兵庫県、徳島県
期 間		両班とも平成18年12月3日及び4日の2日間

○財政金融委員会 (18.12.5 議長承認)

目 的		貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第10号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
派遣委員		家西悟君（民主）、沓掛哲男君（自民）、中川雅治君（自民）、野上浩太郎君（自民）、大久保勉君（民主）、峰崎直樹君（民主）、田中直紀君（自民）、富岡由紀夫君（民主）、広田一君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）
派遣地		埼玉県
期 間		平成18年12月8日 1日間

○教育基本法に関する特別委員会 (18.12.5 議長承認)

目 的		教育基本法案（第164回国会閣法第89号）、日本国教育基本法案（参第4号）、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第5号）及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第6号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
派遣委員	第1班	中曽根弘文君（自民）、北岡秀二君（自民）、佐藤泰介君（民主）、岡田直樹君（自民）、小泉昭男君（自民）、水岡俊一君（民主）、浮島とも子君（公明）、淵上貞雄君（社民）、亀井郁夫君（国民）
	第2班	岸信夫君（自民）、櫻井充君（民主）、風間昶君（公明）、小泉顕雄君（自民）、坂本由紀子君（自民）、中島啓雄君（自民）、松村祥史君（自民）、下田敦子君（民主）、藤本祐司君（民主）、井上哲士君（共産）
派遣地		第1班 山梨県 第2班 静岡県
期 間		両班とも平成18年12月6日 1日間

11 国会に対する報告等 (18.6.19～12.19)

第164回国会閉会後から今国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年 月 日	報 告 等 の 名 称
平成18年	
7. 6(木)	○ 平成17年度第4・四半期予算使用の状況(出納整理期間を含まず。)
7(金)	○ 平成17年度第4・四半期国庫の状況
11(火)	○ コンゴ民主共和国国際平和協力業務実施計画(平成18年7月) ○ ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更(平成18年7月) ○ ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況(平成18年7月)
13(木)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書(平成18年7月)
25(火)	○ 国民生活安定緊急措置法施行状況報告書(平成18年1月1日から同年6月30日まで)
28(金)	○ 平成17年度公害等調整委員会年次報告
8. 4(金)	○ イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更(平成18年8月)
8(火)	○ 一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告 ○ 育児のための短時間勤務の制度の導入等のための国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出 ○ 一般職の職員の自己啓発等休業に関する法律の制定についての意見の申出
15(火)	○ 日本郵政公社平成17年度財務諸表の承認に関する報告(平成18年8月)
9. 8(金)	○ 森林・林業基本計画(平成18年9月)
14(木)	○ 平成17年度予算使用の状況(出納整理期間を含む。)
19(火)	○ 平成17年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告 ○ 平成17年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告 ○ 自衛隊員倫理規程の一部改正に関する報告(平成18年9月)
20(水)	○ 平成17年度国立国会図書館年報
21(木)	○ 「政府開発援助(ODA)に関する会計検査の結果について」(平成18年9月 会計検査院) ○ 「独立行政法人中小企業基盤整備機構(旧・中小企業総合事業団)の実施する高度化事業に関する会計検査の結果について」(平成18年9月 会計検査院)
22(金)	○ 平成18年度第1・四半期予算使用の状況
25(月)	○ 平成18年度第1・四半期国庫の状況
29(金)	○ 平成17年度公正取引委員会年次報告
10. 6(金)	○ 行政組織の新設改廃状況報告書(平成18年1月20日から同年9月25日まで)
11(水)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「高速道路の建設事業に係る入札・契約制度の見直しの状況等について」の報告(平成18年10月) ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「成田国際空港株式会社における空港施設等の整備事業に係る入札・契約の実施状況等について」の報告(平成18年10月) ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「関西国際空港の経営において、長期有利子債務の確実な償還を図り、安定的な経営基盤を確立するため、経営改善に努めることが必要な事態について」の報告(平成18年10月)
18(水)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について」の報告(平成18年10月) ○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「特別会計の状況に関する会計検査の結果について」の報告(平成18年10月) ○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「地方財政の状況に関する会計検査の結果について」の報告(平成18年10月)

10. 25(水)	○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」の報告(平成18年10月) ○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「社会保障費支出の現状に関する会計検査の結果について」の報告(平成18年10月) ○ 会計検査院法第30条の3の規定に基づく「中心市街地活性化プロジェクトの実施状況に関する会計検査の結果について」の報告(平成18年10月)
31(火)	○ テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更(平成18年10月)
11. 21(火)	○ 平成17年度犯罪被害者等施策
24(金)	○ 平成17年度食育推進施策
12. 1(金)	○ 平成17年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況
8(金)	○ イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更(平成18年12月)
12(火)	○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告(平成18年12月) ○ 通貨及び金融の調節に関する報告書(平成18年12月)
19(火)	○ 広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書 ○ 長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書 ○ 旧軍港市転換事業進捗状況報告書 ○ 別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 ○ 伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 ○ 熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 ○ 横浜国際港都建設事業進捗状況報告書 ○ 神戸国際港都建設事業進捗状況報告書 ○ 奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書 ○ 京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書 ○ 松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書 ○ 芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書 ○ 松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 ○ 軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書

12 国会関係日誌 (18.6.19～12.19)

※日付は原則として現地時間

年 月 日	事 項
【第164回国会（常会）閉会後】	
平成18年	
6. 20(火)	○ 政府はイラクのサマーワに派遣している陸上自衛隊部隊の撤収を決定
21(水)	○ 衆・国土交通委（姉齒秀次証人に対する偽証告発を決定）
22(木)	○ 衆・財務金融委（金融に関する件について福井日銀総裁発言・質疑） ○ 衆・イラク支援特別委（サマーワに駐留する陸自部隊の撤収等について報告・質疑）
23(金)	○ 参・財政金融委（日本銀行に関する件について福井日銀総裁等に質疑）
27(火)	○ 小泉総理、米国、カナダ訪問出張（～7月1日帰国）
29(木)	○ 日米首脳会談（ワシントン）、共同文書「新世紀の日米同盟」を発出
30(金)	○ 「国の行政機関の定員の純減について」、「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画について」を閣議決定
7. 1(土)	○ 橋本龍太郎元首相逝去
2(日)	○ 滋賀県知事選、嘉田由紀子氏初当選 ○ 原田昇左右元建設相逝去
5(水)	○ 北朝鮮が弾道ミサイル又は飛翔体を発射し、日本海に着弾。政府は特定船舶入港禁止法に基づく万景峰92号の入港禁止を含む当面の対応を決定 ○ 参・外交防衛委員会理事会（北朝鮮による弾道ミサイル又は飛翔体発射事案について報告・質疑）
6(木)	○ 衆・安全保障委（北朝鮮のミサイル発射問題等について報告・質疑）
7(金)	○ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」を閣議決定
10(月)	○ 衆・拉致問題特別委（北朝鮮をめぐる最近の状況について報告・質疑）
11(火)	○ 小泉総理、イスラエル、パレスチナ自治区、ヨルダン及びロシア訪問出張（～18日帰国）
14(金)	○ 日本銀行政策委員会・金融政策決定会合、ゼロ金利政策解除を決定
15(土)	○ 第32回主要国首脳会議（サンクトペテルブルグ、～17日） ○ 国連安全保障理事会、北朝鮮の弾道ミサイル発射を非難し、北朝鮮と各国がとるべき措置を含む決議を採択
21(金)	○ ドミニカ共和国移住問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話発出。訴訟原告団は控訴取下げ
27(木)	○ 農水省牛海綿状脳症対策本部、米国産牛肉の輸入を半年ぶりに再開決定
31(月)	○ 国連安全保障理事会、イランにすべてのウラン濃縮関連活動等の停止を求め、期限内に応じなければ経済制裁措置を検討する内容の決議を採択
8. 2(水)	○ 衆・災害対策特別委（平成18年7月豪雨被災状況等について報告・質疑）
3(木)	○ 社会保険庁、国民年金保険料の不正猶予・免除問題で不適正処理などの第3次調査報告書発表
4(金)	○ 「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について」を閣議決定
6(日)	○ 長野県知事選、村井仁氏初当選
10(木)	○ 小泉首相、モンゴル訪問出張（～11日帰国）
11(金)	○ 衆・イラク支援特別委、参・外交防衛委（イラク人道復興支援特措法に基づく基本計画の変更について報告・質疑）
14(月)	○ 福井勇元参議院議員逝去
15(火)	○ 全国戦没者追悼式 ○ 小泉総理、靖国神社参拝

8. 16(水) ○ 根室湾中部漁協所属の第31吉進丸がロシア国境警備艇に銃撃・拿捕され1名死亡
 17(木) ○ 参・災害対策特別委員会委員派遣（平成18年7月豪雨災害調査のため鹿児島）
 18(金) ○ 扇千景参議院議長、アルゼンチン上院議長招待公式訪問及び南米各国視察出張（～31日帰国）
 21(月) ○ 菅野壽元参議院議員逝去
 27(日) ○ 香川県知事選、真鍋武紀氏三選
 28(月) ○ 小泉首相、カザフスタン、ウズベキスタン訪問出張（～31日帰国）
 ○ 経産省、パロマ工業の瞬間湯沸器7機種に欠陥があるとして消費生活用製品安全法第82条の規定に基づき、該当する製品の点検及び回収等を緊急命令
 29(火) ○ 参・総務委（郵政公社決算について説明・質疑）
 ○ 衆・沖縄北方特別委（沖縄及び北方問題に関する件について質疑）
 9. 3(日) ○ 角田義一参議院副議長、ブルガリア議会招待公式訪問及び各国視察出張（～9日帰国）
 5(火) ○ 参・災害対策特別委（平成18年7月豪雨被害状況及び対応について報告・質疑）
 6(水) ○ 秋篠宮妃紀子さま、皇位継承順位第3位となる男子出産
 7(木) ○ 小泉総理、フィンランド訪問出張（～12日帰国）
 10(日) ○ アジア欧州会合第6回首脳会合（ヘルシンキ、～11日）。11日に議長声明採択
 18(月) ○ 石田幸四郎元総務庁長官逝去
 19(火) ○ 「北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する資金の移転を防止する等の措置について」を閣議決定
 20(水) ○ 自民党党大会、安倍晋三氏を総裁に選出
 25(月) ○ 民主党臨時党大会、小沢一郎代表の再選承認

【第165回国会（臨時会）】

9. 26(火) ○ 第165回国会（臨時会）召集
 ○ 小泉内閣総辞職
 ○ 参・本会議（議席の指定、会期の件、内閣総理大臣の指名）
 ○ 衆・本会議（議席の指定、会期の件、内閣総理大臣の指名）
 ○ 安倍内閣発足
 27(水) ○ 福島県発注の工事をめぐる談合事件で実弟が逮捕されたことを受け、佐藤栄佐久知事が辞意表明
 28(木) ○ 参・本会議（竹中平蔵君議員辞職の件、常任委員長辞任・選挙、5特別委員会設置）
 ○ 衆・本会議（常任委員長辞任・選挙、8特別委員会設置）
 ○ 開会式
 29(金) ○ 衆・本会議（所信表明演説）
 ○ 参・本会議（所信表明演説）
 30(土) ○ 公明党党大会、太田昭宏氏が代表就任
 10. 2(月) ○ 衆・本会議（代表質問1日目）全大臣出席
 3(火) ○ 参・本会議（代表質問1日目）全大臣出席
 ○ 衆・本会議（代表質問2日目）全大臣出席
 ○ 北朝鮮、今後核実験を行う旨の声明を発表
 4(水) ○ 参・本会議（神取忍君新議員紹介、代表質問2日目）全大臣出席
 ○ 最高裁判決、平成16年参議院議員通常選挙の東京、神奈川、千葉選挙区の選挙無効訴訟上告審において、最大較差5.13倍の定数配分については是正措置を講じなかったことが国会の裁量権の限界を超えたと断じることができないとして棄却
 5(木) ○ 衆・予算委（予算の執行状況に関する件について質疑、～6日）全大臣出席
 8(日) ○ 安倍総理、中国、韓国訪問出張（～9日）。8日に日中首脳会談（北京）、9日に日韓首脳会談（ソウル）
 9(月) ○ 北朝鮮、地下核実験実施と発表
 10(火) ○ 衆・予算委（外交等集中審議）総理出席
 ○ 衆・本会議（北朝鮮核実験抗議決議）

10. 10(火)	○ 「教育再生会議」の設置を閣議決定。18日、初会合
11(水)	○ 参・予算委（外交等集中審議、予算の執行状況に関する件について質疑、～13日）全大臣出席 ○ 参・本会議（北朝鮮核実験抗議決議） ○ 政府、北朝鮮による核実験に係る我が国の当面の対応について発表
13(金)	○ 衆・本会議（テロ特措法改正案趣旨説明・質疑）総理出席 ○ 国連総会、次期事務総長に韓国の潘基文元外交通商相を任命
14(土)	○ 国連安全保障理事会、核実験実施を発表した北朝鮮への制裁決議を全会一致で採択
15(日)	○ 桧垣徳太郎元参議院議員（元郵政相）逝去 ○ 扇千景参議院議長、参議院と中国全人代との定期交流メカニズム創設のため、中国訪問出張（～17日帰国）
18(水)	○ 国家基本政策委員会合同審査会（第1回）
19(木)	○ 衆・本会議（テロ特措法改正案可決） ○ ズン・ベトナム首相の国会演説（参議院議場）
22(日)	○ 衆議院議員補選、神奈川16区に亀井善太郎氏、大阪9区に原田憲治氏が初当選 ○ 藤尾正行元文相逝去
23(月)	○ 参・本会議（佐藤雄平君議員辞職の件、テロ特措法改正案趣旨説明・質疑）総理出席 ○ 福島県発注のダム工事をめぐり、収賄容疑で佐藤栄佐久前福島県知事逮捕
26(木)	○ 志苫裕元参議院議員逝去
27(金)	○ 参・本会議（渡辺秀央君永年表彰、テロ特措法改正案可決＝成立） ○ 衆・本会議（防衛庁設置法等改正案趣旨説明・質疑）
30(月)	○ 衆・教育基本特別委（教育基本法案等2案：質疑）総理出席
31(火)	○ 衆・教育基本特別委員会質疑で、9月に青森県八戸市で開かれたタウンミーティングにおいて内閣府の指示で事前に県側へ発言者の確保や教育基本法改正賛成の発言を依頼した疑いを指摘
11. 2(木)	○ 衆・本会議（地方分権改革推進法案趣旨説明・質疑）総理出席 ○ 文部科学省、高校の必修科目未履修問題の救済策として補習時間を軽減する処理方針を決定 ○ 糸数慶子参議院議員、公選法90条により退職 ○ 和歌山県発注の工事の談合事件で木村良樹知事が辞意表明
7(火)	○ 参・外交防衛委（ドミニカ移住者一時金支給法案提出決定） ○ 北海道佐呂間町で竜巻発生。30棟以上が全壊し9人死亡、26人けが、1971年以来最悪の被害
8(水)	○ 参・本会議（特定船舶入港禁止承認案件承認＝万景峰92号の入港禁止を承認） ○ 国家基本政策委員会合同審査会（第2回）
9(木)	○ 衆・本会議（消費生活用製品安全法改正案可決） ○ タウンミーティング問題で政府は、過去166回を調査することとし、結果判明まで開催中止を決定
10(金)	○ 総務大臣、NHK短波ラジオ国際放送で拉致問題を重点的に扱うようNHKに放送命令 ○ 柏原ヤス元参議院議員逝去
12(日)	○ 福島県知事選、佐藤雄平氏初当選 ○ 衆・本会議（ドミニカ移住者一時金支給法案可決＝成立）
14(火)	○ 北朝鮮への奢侈品の輸出禁止措置等について閣議決定
15(水)	○ 衆・教育基本特別委員会公聴会 ○ 衆・教育基本特別委（教育基本法案等2案：質疑、可決）総理出席 ○ 和歌山県発注工事をめぐる談合事件で木村良樹和歌山県知事逮捕
16(木)	○ 衆・本会議（教育基本法案可決）
17(金)	○ 参・本会議（教育基本特別委員会設置、教育基本法案趣旨説明・質疑）総理出席

11. 17(金)	○ 安倍総理、ベトナム訪問出張（～20日帰国）
18(土)	○ 日米首脳会談、日ロ首脳会談（ハノイ） ○ A P E C首脳会合（ハノイ、～19日）。19日に議長声明採択
19(日)	○ 沖縄県知事選、仲井眞弘多氏が初当選
20(月)	○ 政府は鳥取県米子市で1977年失跡の松本京子さんを拉致被害者に認定、17人目
21(火)	○ 田沢智治元参議院議員（元法相）逝去
22(水)	○ 参・教育基本特別委（教育基本法案等4案：趣旨説明、質疑）総理出席
24(金)	○ 参・本会議（平成17年度決算概要報告・質疑）全大臣出席
28(火)	○ 衆・本会議（道州制特別区域推進案可決、地方分権改革推進法案修正議決）
29(水)	○ 参・本会議（消費生活用製品安全法改正案可決＝成立） ○ 教育再生会議、いじめ問題への緊急提言発出 ○ NHK、東京の受信料不払い世帯めぐり簡易裁判所に支払い督促申立て、初の法的措置
30(木)	○ 参・教育基本特別委（教育基本法案等4案：タウンミーティング問題、いじめ問題、未履修問題及び教育委員会制度について集中審議）総理出席 ○ 衆・本会議（貸金業規制法等改正案可決、防衛庁設置法等改正案可決）
12. 1(金)	○ 参・本会議（貸金業規制法等改正案趣旨説明・質疑）総理出席 ○ 「平成19年度予算編成の基本方針」を閣議決定 ○ 税制調査会、平成19年度の税制改正に関する答申を安倍総理に手交
4(月)	○ 参・決算委（平成17年度決算外2件：全般質疑）全大臣出席 ○ 参・教育基本特別委員会地方公聴会（教育基本法案等4案の意見聴取、新潟市、長野市、神戸市、徳島市） ○ 自民党、郵政民営化法案に反対した無所属議員11名が復党 ○ 宮崎県発注の工事の談合事件で県議会の不信任決議を受けた安藤忠恕知事が辞表提出
5(火)	○ 参・農林水産委（有機農業推進法案提出決定）
6(水)	○ 参・本会議（山東昭子君永年表彰、防衛庁設置法等改正案趣旨説明・質疑） 参・教育基本特別委員会地方公聴会（教育基本法案等4案の意見聴取、甲府市、静岡市）
8(金)	○ 参・本会議（地方分権推進法案可決＝成立、信託法案可決＝成立） ○ 参・財政金融委員会地方公聴会（貸金業規制法改正案の意見聴取、さいたま市） ○ 道路特定財源に関する政府・与党協議会、「道路特定財源の見直しに関する具体策」を取りまとめ ○ 安倍総理、フィリピン訪問出張（～10日） ○ 宮崎県発注工事の談合事件で安藤忠恕前宮崎県知事逮捕
12(火)	○ 参・農林水産委（日豪E P Aの交渉開始に関する決議） ○ 参・教育基本特別委員会公聴会（教育基本法案等4案の意見聴取）
13(水)	○ 参・本会議（外為法承認案件承認＝北朝鮮貨物の輸入禁止関連措置を承認、道州制特別区域推進法案可決＝成立、貸金業法等改正案可決＝成立） ○ タウンミーティング調査委員会が過去174回分の報告書発表。発言依頼105回、特定の発言依頼15回、参加依頼71回
14(木)	○ 参・教育基本特別委（教育基本法案等4案：質疑、可決）総理出席 ○ シン・インド首相の国会演説（衆議院議場）
15(金)	○ 衆・本会議（会期延長の件、安倍内閣不信任決議案否決） ○ 参・本会議（文部科学大臣問責決議案否決、防衛庁設置法等改正案可決＝成立、特定船舶入港禁止承認案件承認＝全ての北朝鮮籍船舶の入港禁止を承認、教育基本法案可決＝成立、請願）
17(日)	○ 和歌山県知事選、仁坂吉伸氏初当選
19(火)	○ 参・本会議（会期末処理） ○ 衆・本会議（北橋健治君議員辞職の件、会期末処理） ○ 第165回国会閉会